第 73 回総会第 3 委員会公式文書(1)

房野　桂　訳

女子差別撤廃委員会報告書(A/73/38)

第 67 回会期(2017 年 7 月 3-21 日)
第 68 回会期(2017 年 10 月 23 日-11 月 17 日)
第 69 回会期(2018 年 2 月 19 日-3 月 9 日)

伝達書簡

]2018 年 3 月 29 日]

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に従って設立された女子差別撤廃委員会は、経済社会理事会を通して、毎年その活動に関して総会に報告することを定めている「条約」第 21 条に謹んで言及する。

委員会は 2017 年 7 月 3 日から 21 日まで第 67 回会期を、2017 年 10 月 23 日から 11 月 17 日まで第 68 回会期を、2018 年 2 月 19 日から 3 月 9 日まで第 69 回会期を、ジュネーヴの国連事務所で開催した。委員会は、2017 年 7 月 21 日の第 1529 回会議と 2017 年 11 月 17 日の第 1569 回会議と 2018 年 3 月 9 日の第 1599 回会議で各会期の報告書を採択した。これら報告書は、第 73 回総会に提出するためにここに貴殿に提出される。

[*署名*] Dalia Leinarte
議長

第一部　女子差別撤廃委員会第 67 回会期報告書

2017 年 7 月 3-21 日

第 I 章　委員会採択の決定

決定 67/I

2017 年 7 月 18 日に、委員会は、一般勧告第 19 号(CEDAW/C/GC/35)を更新する、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号(2017 年)をコンセンサスで採択した。委員会は、最近採択された一般勧告第 35 号に関する意識を啓発するために、女性の人権とジェンダー課の支援を得て、国連人権高等弁務官事務所の人権条約課によって開催される高官公開行事を第 68 回会期に開催することを決定した。

決定 67/II

2017 年 7 月 13 日に、委員会は，ジュネーヴで 2016 年 11 月 21 日と 22 日に OHCHR とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)が開催した専門家会議で採択された安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクトにおける女性の人権に対処すための勧告(goo.gl/tA152h)を支持した。

決定 67/III

委員会は、「選択議定書」の下でのコミュニケーションに関する作業部会の委員として、Pramila Patten に代わって Theodora Oby Nwankwo を任命した。委員会は、作業部会議長としての Patricia Schulz と副議長としての Gladys Acosta Vargas の選出も支持した。

決定 67/IV

委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の委員として、Theodora Oby Nwankwo に代わって Dalia Leinarte を任命した。

決定 67/V

委員会は、専門家が対話中に出す質問の数を減らすことができるように、当該締約国との建設的対話中に提起される問題のみを最終見解に含めるという現在の慣行を修正することを決定した(決定 60/VII を参照)。委員会は、その問題と質問のリストと報告に先だつ問題のリストに含まれている問題も最終見解に含まれるかも知れないことも決定した。委員会は、問題と質問のリストと報告に先立つ問題のリストを伝える口頭メモで、新しい慣行について締約国に伝えるよう事務局に要請した。

決定 67/VI

委員会は、それぞれの専門家が 1 会期当たり最低 4 つの国別タスク・フォースに署名することを決定した決定 55IX を想起し、さらに国別報告者が、8 つの締約国の報告書が検討される会期の最低 2 つの国別タスク・フォースに署名するべきであることをさらに決定した。12 の締約国の報告書が検討される 4 週間にわたる会期には、それぞれの専門家は、できる限り最低 3 つの国別タスク・フォースに署名するべき国別報告者を例外として、最低 6 つの国別タスク・フォースに署名するべきことも決定した。委員会は、国別タスク・フォースのリストは、当該締約国の報告書が検討されることが予定されている会期に先立って、できる限り完成されるべきであることをさらに決定した。

決定 67/VII

委員会は、作業の平等な分かち合いを保障する目的で、できる限り、それぞれの委員が年に 1 つの国の国別報告者を申し出で、当該締約国の地域グループのビューロー・メンバーにその好みを示すべきであることを決定した。委員会は、国別報告者が、当該締約国の報告書が検討されることが予定されている年の前の年中に指名されるべきであることも決定した。

決定 67/VIII

委員会は、その決定 65/II を改訂し、以下のように、当該締約国の次回定期報告書の提出期限に関する最終見解の標準パラグラフをさらに修正することを決定した: 「委員会は、[年][月]に提出すべきそ

の[xxx]定期報告書を提出するよう締約国に求める。報告書は期限に間に合うように提出され、その提出時までの全期間をカヴァーするべきである。」

決定 67/VIII

委員会は、その決定 65/II を改訂し、以下のように、当該締約国の次回定期報告書の提出の日に関する最終見解の標準パラグラフを修正することを決定した: 「委員会は、[月][年]が提出期限であるその[xxx]定期報告書を提出するよう締約国に求める。報告書は期限までに提出され、その提出時までの全期間をカヴァーするべきである。」

決定 67/IX

決定 59/V によって修正された手続規則の規則 24 に従って、委員会は、総会決議 68/268 のパラグラフ 30 に従って、その構成に基づいて、2018 年 12 月 31 日まで、アラビア語が委員の間のコミュニケーションを促進するために例外的に用いられるその第 4 の公式言語のままであることを決定した。

決定 67/X

委員会は、第 69 回会期のための会期前作業部会の委員、つまり Hilary Ghedemah (Theodora Oby Nwankwo に代わって)、Nahia Haida、Litian Hofmeister 及び Lia Nadaraia を確認した。

第 II 章　組織とその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第 67 回委員会最終日の 2017 年 7 月 21 日現在、「条約」の締約国は 189 か国あった。さらに、71 の締約国が委員会会議時間に関す「条約」第 20 条(1)の修正を受け入れていた。「条約」の総計 126 の締約国が、これを発効させるために修正を受け入れるよう、現在、求められている。

2. 同日現在、「条約選択議定書」の締約国は 109 か国であった。

B. 会期の開会

3. 第 67 回委員会会期は、2017 年 7 月 3 日から 17 日までジュネーヴの国連事務所で開催された。委員会は、20 の本会議と議事項目 5 から 8 までを討議するための 10 の会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第一部の付録に含まれている。

4. 7 月 3 日の第 1500 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、7 月 3 日の第 1500 回会議で、暫定アジェンダ(CECAW/C/67/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

6. 2016 年 11 月 21 日から 25 日まで開かれた会期前作業部会報告書(CEDAW/C/PSWG/67/1)が、2017 年 7 月 3 日の第 1500 回会議で Patricia Schultz によって紹介された。

E. 作業組織

7. 2017 年 7 月 3 日から 10 日に、委員会は、ヴィデオ会議を含め、国連システムの専門機関・基金・計画及びその他の政府間機関と共に、非公開会議を開催し、そこで、これら機関は、国に特化した情報と「条約」の実施を支援するその努力に関する情報を提供した。

8. さらに、委員会は、NGO と国内人権機関の代表者たちと非公式の公開会議を開催したが、この人たちがこの会期で委員会がその報告書を検討する締約国の「条約」の実施に関して情報を提供した。

9. 7 月 7 日に、委員会は、非公式会議を開催したが、ここで、国連食糧農業機関(FAO)の土地とジェンダー法専門家の Renee Chartres が、国内の法的枠組(慣習法を含めた)が女性の平等な土地所有と管理権を保証することを保障することに関する「持続可能な開発目標」指標 5.a.3 に関する説明を提供した。

10. 7 月 21 日に、委員会は、非公式会議を開催したが、ここで、国連ウィメンの人権専門家である Ann Blomberg が、OHCHR と国連ウィメンが 2016 年 11 月 21 日と 22 日にジュネーヴで開催した安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクトに女性の権利を統合するための戦略を討論するための専門家会議の成果について説明を提供した。

11. 2017 年 7 月 12 日に、委員会は人権理事会の先住民族の権利に関する専門家メカニズムの委員と非公式の会合を開いた。この会合は、国際人道法と人権ジュネーヴ・アカデミーによって開催された。

12. 7 月 14 日に、委員会は、国連人口基金(UNFPA)の人権人道プログラム分析家の坂上明子と UNFPA の技術顧問(人権)Emilie Filmer-Wilson とのヴィデオ会議を開催したが、彼女たちは、代理母制度に関連する女性の権利の問題に関する説明を提供した。

13. 7 月 19 日に、委員会は、世界銀行の女性企業法律プロジェクトのプログラム・マネージャーである Sarah Iqbal と経済協力開発機構開発センターのジェンダー・コーディネーターである恵子 Nowacka と非公式の会合を開いたが、彼女たちは、平等と性に基づく非差別を推進し、施行し、監視する法的枠組に関する「持続可能な開発目標」の指標 5.1.1 に関するデータ収集に関して説明を提供した。国連ウィメンからは、人権課課長の Begona Lasagabaster、政策専門家の Ginette Axeona、人権法政策専門家の Caitlin Boyce がヴィデオ会議を通した会議に参加した。

F. 委員会委員

思いがけない空席を埋める

14. Pramila Patten が 5 月 16 日に委員会を辞任した。5 月 17 日に、事務総長は、2 か月以内に、Ms. Patten の残任期間を務めるために別の専門家を国民の中から任命するようモーリシャス政府に要請した。6 月 21 日に、モーリシャス政府は、2018 年 12 月 31 日まで、Ms. Patten の残任期間委員会委員を務めるよう Aruna Devi Narain を任命することに決定したことを委員会に伝えてきた。2017 年 7 月 21 日に、委員会は、「条約」の第 17 条(7)に従って、Ms. Narain の任命を承認することに決定した。

第 67 回会期の出席

15. Theodora Oly Nwankwo を例外として、全委員が第 67 回会期に出席した。以下の委員は、示された日には会期に出席しなかった: Ayse Feride Acar は 7 月 10 日と 14 日、Louiza Chalal は 7 月 6 日、Ruth

Halperin-Kaddari は 7 月 21 日、Dalia Leinarte は 7 月 21 日。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書の第 3 部の付録 II に含まれている。

第 III 章　会期間活動に関する議長報告書

16. 2017 年 7 月 3 日の第 500 回会議で、議長は、第 66 回会期以来のその活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章　「条約」第 18 条の下で締約国によって提出された報告書の検討

17. 委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、それらについての以下の最終見解を準備した:

バルバドス(CEDAW/C/BRB/C/5-8)　　コスタリカ(CEDAW/C/CRI/CO/7)
イタリア(CEDAW/C/ITA/CO/7)　　モンテネグロ(CEDAW/C/MNE/CO/2)
ニジェール(CEDAW/C/NER/CO/3-4)　　ナイジェリア(CEDAW/C/NGA/CO/7-8)
ルーマニア(CEDAW/C/ROU/CO/7-7)　　タイ(CEDAW/C/THA/CO/6-7)

最終見解に関連するフォローアップ手続き

18. 委員会は以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

ベルギー(CEDAW/C/BEL/CO/7/Add.1)　　中国(CEDAW/C/CHN/CO/7-8/Add.1)
デンマーク(CEDAW/C/DEN/CO/8/Add.1)　　エクアドル(CEDAW/C/CU/CO/8-9/Add.1)
エジプト(CEDAW/C/EGY/CO/7/Add.1)　　カザフスタン(CEDAW/C/KAZ/3-4/Add.1)
オマーン(CEDAW/C/SLB/C/1-3/Add.1)　　ソロモン諸島(CEDAW/C/SWZ/CO/1-2/Add.1)
スワジランド(CEDAW/C/SWZ/C/1-2/Add.1)

19. 委員会は、第一回督促状をフォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアゼルバイジャン、エリトリア、ガボン、キルギスタン、モルディヴ、トゥヴァルに送り、第 2 回督促状をブルネイ・ダルサーラム、ガーナ、ギニア、インド、モーリタニア、シエラレオネに送った。

20. フォローアップに関する報告者は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎでいることを仮定して、ベナン、カーボヴェルデ、シエラレオネと代表者と会合を開いた。

第 V 章　「選択議定書」の下で行われた活動

21. 「選択議定書」の第 12 条は、委員会が「選択議定書」の下でのその活動の概要をその年次報告書に含めることを規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

22. 委員会は、2017 年 7 月 10 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

23. 委員会は、その第 38 回会期での「選択議定書」の下での通報に関する作業部会の報告書を支持した。

24. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 4 つの個人通報に関する最終決定を採択した。

委員会は、*Ttujillo Reves と Aguello Morales 対メキシコ事件*(CEDAW/C/67/D/75/2014)に違反を認める見解と *F.F.M.対デンマーク事件*(CEDAW/C/67/D/70/2014)、*A.M.対デンマーク事件*(CEDAW/C/67/D/77/2014)及び *N.M.対デンマーク事件*(CEDAW/C/67/D/78/2014)に違反なしとの見解を採択した。すべての決定は、コンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

25. 委員会は、事務局の能力の減少のために、作業部会が、フォローアップ対話が継続中の事件でフォローアップ状況に関する文書による報告が提供されず、通報第 17/2008 号(*da Silva Pimentel 対ブラジル事件*)と通報第 22/200 号(*T.P.F.対ペルー事件*)に関してフォローアップ対話を近いうちに終了する目的で、作業部会がブラジルとペルーの代表者と会合を開くつもりであることを伝えられた。

C. 「選択議定書」の第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

26. 委員会は、2017 年 7 月 19 日に、「選択議定書」の第 8 条の下での活動を討議した。委員会は、その第 7 回会期での「選択議定書」の下での調査作業部会の報告書(http://bit.ly/2qeL6K.P)を支持した。

27. 委員会は、作業部会の以下の勧告を採択した:

(a)提出物第 2017/1 号に関連して、「選択議定書」第 8 条の下で受領した情報の調査を打ち切ること。

(b)提出物第 2016/1 号に関連して、当該締約国に、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受領した情報に関連してその見解を提出するよう勧めこと。

(c)調査第 2014/3 に関連して、調査を行い、その領土を訪問するために当該締約国の同意を求めるために、Gunnar Bergby、Nahla Haidar 及び Bandana Rana を指名すること。

(d)提出物第 2012/1 号に関連して、調査を行い、その領土を訪問する当該締約国の同意を得るために、Gladys Acosta Vargas と Marion Bethel を指名すること。

(e)提出物第 2011/4 号に関連して、調査を行い、その領土を訪問する当該国の同意を得るために、Nicole Ameline、Marion Bethel、Naela Mohamed Gabr 及び Patricia Schulz を指名すること。

28. 委員会は、作業部会によってなされた以下の決定を裁可した:

(a)調査第 2013/1 号に関連して、調査を行うために指名された委員の一人として、Pramila Paten に代わって Lilian Hofmeister を指名すること。

(b)調査第 2014/2 号に関連して、調査を行うために指名された委員として、Nahla Haider に代わって Marion Bethel と Pramila Patten に代わって Vall Verges を指名すること。

(c)調査第 2012/1 号に関連して、締約国の定期報告書の検討後まで当該締約国の領土への訪問を延期すること。

29. 調査第 2014/1 に関連して、Lia Nadaraia が調査に関する報告書を紹介した。

第 VI 章　委員会の作業を促進するための方法と手段

30. 事務局は、「選択議定書」第 18 条の下での締約国の提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

31. 会議カレンダーに従って、委員会の第 68 回・69 回会期と関連する会議のために以下の日程が確認された:

第 68 回会期(ジュネーヴ)

(a)「選択議定書」の下での通報作業部会の第 39 回会期: 2017 年 10 月 18-20 日

(b)「選択議定書」の下での調査作業部会の第 8 回会期: 2017 年 10 月 19 日と 20 日

(c)第 68 回会期: 2017 年 10 月 23 日から 11 月 17 日

(d)第 70 回会期のための会期前作業部会: 2017 年 11 月 20-24 日

第 69 回会期(ジュネーヴ)

(e)「選択議定書」の下での通報作業部会の第 40 回会期: 2018 年 2 月 13-16 日

(f)「選択議定書」の下での調査作業部会第 9 回会期: 2018 年 2 月 15 日と 16 日

(g)第 69 回会期: 2018 年 2 月 19 日から 3 月 9 日

(h)第 71 回会期のための会期前作業部会: 2018 年 3 月 12-16 日

今後の会期で検討される報告書

32. 委員会は、第 68 回会期と 69 回会期で以下の締約国の報告書を検討することを確認した:

第 68 回会期

ブルキナファソ
グァテマラ
ケニア
モナコ
ノルウェー
パラグァイ
朝鮮民主主義人民共和国
イスラエル(簡素化された報告手続きの下で)
クウェート
ナウル
オマーン
シンガポール

第 69 回会期

チリ
ルクセンブルグ(簡素化された報告手続きの下で)
マーシャル諸島
スリナム
フィジー
マレーシア
韓国
サウディアラビア

第 VII 章　「条約」第 21 条の実施

気候変動の状況での災害のジェンダー関連の側面に関する作業部会

33. 作業部会は会期中に集まり、会期間にステイクホールダーが出したコメントを統合するために修正

された一般勧告案の改訂テキストを見直した。

教育への権利に関する作業部会

34. 作業部会は会期中に集まり、一般勧告案を討議した。作業部会は、教育に関する国際専門家である元委員会委員 Barbara Bailey との非公式協議会を開催した。

35. 2017 年 7 月 21 日に、一般勧告案の第一回読み合わせを完了した。

作業方法に関する作業部会

36. 作業部会は会期中に集まり、最終見解の問題の範囲、国別タスク・フォースの委員、国別報告者の指名、提出期限が過ぎた定期報告書でカヴァーされるべき期間に関連する決定案を検討し、委員会に提出した(決定 67/V から 67/VIII までを参照)。

列国議会同盟に関する作業部会

37. 作業部会は列国議会同盟(IPU)の代表者たちと会合を開き、代表者たちは、IPU の世界的な活動、その女性に対する暴力との闘いに関する作業、国内地域レヴェルでの「条約」と委員会の勧告を推進するためのその活動に関して作業部会に説明を提供した。作業部会は、特に 2018 年 3 月のジュネーヴでの IPU 総会の次回会期で合同会議を開催し、委員会の最終見解において議会に関する標準パラグラフをさらに改善することに関して、IPU との協力にための優先事項についての討論を継続した。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

38. 作業部会は、「持続可能な開発目標」の指標 5.1.1 と 5.a.2 の実施とこれに関するデータ収集の方法論の精査への委員会の参画を討議するために、会期中に世界銀行、OECD、国連ウィメン、FAO の代表者たちと会合を開いた。

39. 委員会は、「持続可能な開発目標」指標 5.1.1. の実施とこれに関するデータの収集の方法論の精査への委員会の参画を討議するために、世界銀行、OECD、国連ウィメンとの運営委員会を設立することで合意した。委員会は、特に会期前作業部会による問題と質問のリストの採択前に、国に特化した情報を提出するよう世界銀行と OECD の代表者たちに要請した。

40. 作業部会は、作業方法に関する作業部会との協働で、「持続可能な開発目標」のターゲットの達成を測定するためのデータ収集努力に照らして、その関連性を高める目的で、委員会の報告ガイドラインを改訂するために募集されるコンサルタントの権限にインプットも提供した。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会

41. 作業部会は会期中に集まった。

42. 2017 年 7 月 18 日に、委員会は、手続き規則の規則 31 に従って、一般勧告第 19 号(CEDAW/C/GC/35)を更新して、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号(2017 年)をコンセンサスで採択した[1]。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者が会議に出席していた。

[1] 以下の委員が採択中出席していた: Ayse Feride Acar、Gladys Acosta Vargas、Nicole Ameline、Magaiys Arochs Dominiquez、Marion

紛争防止、紛争、紛争後の状況における女性に関するタスク・フォース

43. タスク・フォースは会期中に集まった。

第 VIII 章　第 68 回会期暫定アジェンダ

44. 2017 年 7 月 21 日の第 1529 回会議で、委員会は第 68 回会期の暫定アジェンダ案を検討し、承認した。

第 IX 章　報告書の採択

45. 2017 年 7 月 21 日の第 1529 回会議で、口頭で修正の第 67 回会期報告書案を検討し、採択した。

付録　第 67 回会期で委員会に提出された文書

文書番号	*タイトル*
CEDSW/C/67/1	注釈付き暫定アジェンダ
CEDAW/C/67/2	国連教育科学文化機関報告書
CEDAW/C/67/3	国威労働機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/BRB/5-8	ブルキナファソ第 5-8 回合同定期報告書
CEDAW/C/CRI/7	コスタリカ第 7 回定期報告書
CEDAW/C/ITA/7	イタリア第 7 回定期報告書
CEDAW/C/MNE/2	モンテネグロ第 2 回定期報告書
CEDAW/C/NER/3-4	ニジェール第 3-4 回合同定期報告書
CEDAW/C/NGA/7-8	ナイジェリア第 7-8 回合同定期報告書
CEDAW/C/ROU/7-8	ルーマニア第 7-8 回合同定期報告書
CEDAW/C/THA/6-7	タイ第 6-7 回合同定期報告書

第 2 部　女子差別撤廃委員会第 68 回会期報告書

2017 年 10 月 23 日-11 月 17 日

第 I 章　委員会により採択された決定

決定 68/I

2017 年 11 月 16 日に、委員会は、教育への女性と女児の権利に関する一般勧告第 36 号(2017 年)(CEDAW/C/GC/36)をコンセンサスで採択した。

Bethel、Louiza Chatal、Naela Mohamed Gabr、Hilary Gbedemah、Nahla Haidar、Ruth Halperin-Jaddari、林陽子、Lilian Hofmeister、Ismat Jahan、Dalia Leinarte、Rosario G. Manalo、Lia Nadaraia、Bandana Rana、Patriscia Schulz、Wenyan Song、Vall Verges。

決定 68/II

「条約」第 18 条(1)(b)とその決定 21/I に従って、委員会は、北部ラカイン州のロヒンギャ女性と女児[2]の継続中の状況に関する例外的報告書を 6 か月以内に提出するよう、ミャンマー政府に要請することを決定した。

決定 68/III

委員会は、2013 年 6 月に受領したイエーメンの第 7 回・8 回合同定期報告書(CEDAW/C/YEM/7-8)の検討を締約国の要請で延期するという決定を想起し、第 68 回会期でイエーメンの女性と女児[2]の状況の緊急検討のためのモダリティを決めることを決定した。

決定 68/IV

委員会は、委員会の前回の最終見解の即座の行動のために明らかにされた勧告を実施するためにとられた行動に関する文書による情報の締約国による提出物への言及を挿入することにより、その最終見解の 2 番目の導入パラグラフを修正することを決定した。万一締約国が、そのようなフォローアップ報告書を提出できないならば、委員会はその最終見解のフォローアップに関する標準パラグラフで、その提出できないことに対して遺憾の意を表明することを決定した。

決定 68/V

委員会は、委員会の前回の最終見解で、即座の行動のために明らかにされた勧告を実施するためにとられた手段に関して当該締約国による文書による情報の提出または不提出への言及をセクション I に含めるために、決定 52/II の付録の国別報告者のための説明メモのテンプレート(A/68/38、第 1 部、付録 II、補遺を参照)を修正した。委員会は、そのようなフォローアップ報告書が提出されている場合には、最終見解のフォローアブに関する報告者によるフォローアップ報告書の評価への言及が、国別報告者によって準備される説明メモに含まれるべきであること決定した。

決定 68/VI

委員会は、方法論のパラグラフ 3 に含まれているものとフォローアップ手続きの下での提出手続きに関して締約国及びその他のステイクホールダーのための手続きに関する情報メモのセクション III(A/68/38、第 3 部、付録 III、補遺)に以下の 2 つの追加のカテゴリーを導入することにより、決定 54/IX で以前に修正されたように、最終見解に対するフォローアップ手続き(A/68/38、第 3 部、付録 III を参照)のその方法論を修正した:

*「実体的に実施された」は、締約国が、委員会によって出された勧告の実施に向けてとられた実体的行動の証拠を提供したが、勧告に完全に対応することができていないことを示しており、この場合にはフォローアップに関する報告者は締約国から追加の情報を要求しない。

*「情報またはとられた措置が勧告に反しているまたは勧告の拒否を反映している」は、締約国が委員会の懸念を強めて、まったく手段を取らなったことを示しているかまたは締約国が、委員会が出した勧告を拒否していることを示しており、この場合には、フォローアップに関する報告者は、明確な

[2] この場合の女児とは、性の選別に際の胎児と幼児殺しの際の乳幼児を含めた 18 歳未満の女子、女の子を指す(訳者注)。

時間枠内または次回定期報告書で、勧告を実施するためにとられる措置に関する情報を求めている。

決定 68/VII

委員会は、第 70 回会期のための会期前作業部会の委員、つまり Nicole Nadaraia、Bandan Rana 及び Aucha Vall Verges (Theodora Oby Nwankwo に代わって)を確認した。

第 II 章　組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 委員会第 68 回会期最終日の 2017 年 11 月 17 日に、「条約」の批准状態(189 締約国)は、第 67 回会期最終日の 7 月 21 日と同じであった。追加の締約国 1 か国が、委員会の会議時間に関する「条約」第 20 条(1)の修正を受け入れ、修正を受け入れた締約国の数は 72 になった。

2. 「条約選択議定書」の批准状態(109 締約国)は、第 67 回会期最終日の 7 月 21 日と同じであった。

B. 会期の開会

3. 委員会の第 68 回会期は、2017 年 10 月 23 日から 11 月 17 日まで、ジュネーヴの国連事務所で開催された。委員会は、29 の本会議と議事項目 5 から 8 までを討議するために 11 の会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書の第 2 部の付録に含まれている。

4. 10 月 23 日の第 1530 回会議で、会期が議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、10 月 23 日の第 1530 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/68/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

6. 3 月 6 日から 10 日まで開かれた会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/68/1)が、10 月 23 日の第 1530 回会議で、Nael Mohamed によって紹介された。

E. 作業組織

7. 10 月 21 日と 30 日及び 11 月 6 日に、委員会はヴィデオ会議を含め、国連システムの専門機関・基金・計画及びその他の国際団体の代表者たちと非公開会議を開催したが、ここでこれら機関は、国に特化した情報と「条約」の実施を支援する努力に関する情報を提供した。

8. さらに委員会は、NGO と国内人権機関の代表と非公式の公開会議を開催したが、彼らはこの会期で委員会がその報告書を検討する締約国における「条約」の実施に関する情報を提供した。

9. 11 月 3 日に、委員会は、委員会と作業部会との間の強化された協力を討議するために、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会議長 Alda Facio と会合を開いた。

10. 11 月 8 日に、委員会は、国連エイズ合同計画(UNAIDS)と WHO の代表者と非公式の会合を開催したが、ここで、「条約」の状況での女性・HIV・エイズに関して説明が提供された。

11. 11 月 14 日に、委員会は、最近採択された一般勧告第 35 号に関して意識を啓発するために、

OHCHR が組織した専門家パネル討論会を開催した。

E. 委員会委員

思いがけない空席を埋める

12. 10 月 23 日に、Pramila Patten の任期の残余機関(2018 年 12 月 31 日まで)を務めるよう、委員会委員として任命された Aruna Devi Narain が任務を引き受け、委員会の手続き規則の規則 15 に規定されている通り、厳かにに宣誓を行った。

第 68 回会期の出席

Theodora Oby Nwankwo を例外として全委員が第 68 回会期に出席した。以下の委員は、示された日には出席しなかった: Ayse Feride Acar は 10 月 30 日から 11 月 3 日までと 11 月 6 日から 8 日までと 17 日、Ruth Haiperin-Kaddari は 10 月 23 日から 27 日までと 11 月 3 日と 17 日、林陽子は 11 月 15 日から 17 日まで、Ismat Jahan は 11 月 23 日から 27 日まで、Aicha Vall Verges は 11 月 2 日。任期を示した委員会委員のリストは本報告書の第 3 部の付録 II に含まれている。

第 III 章　会期間の活動に関する議長報告書

14. 2017 年 10 月 23 日の第 1569 回会議で、議長は、第 67 回会期以来の活動の報告書を提出した。

第 IV 章　「条約」第 18 条の下で締約国が提出した報告書の検討

15. 委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 12 の締約国の報告書を検討し、以下の最終見解を採択した:

ブルキナファソ	(CEDAW/C/BEA/C/7)	朝鮮民主主義人民共和国	(CEDAW/C/AEM/PEK/2-4)
グァテマラ	(CEDAW/C/GTM/C/6-9)	イスラエル	(CEDAW/C/ISR/CO/6)
ケニア	(CEDAW/C/KWN/CO/8)	クゥエート	(CEDAW/C/KWT/CO/5)
モナコ	(CEDAW/C/MCO/CO/1-3)	ナウル	(CEDAW/C/NRU/C/1-2)
ノルウェー	(CEDAW/C/NOR/CO/9)	オマーン	(CEDAW/C/OMN/CO/2-3)
パラグァイ	(CEDAW/C/PRY/CO/7)	シンガポール	(CEDAW/C/SGP/C/5)

最終見解に関連するフォローアップ手続き

16. 委員会は、以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

ベナン	(CEDAW/C/BEN/C/4/Add.1)
ブルネイ・ダルサーラム	(CEDAW/C/BRN/C/1-2/Add.1)
スロヴェニア	(CEDAW/C/SVN/CO/5-6/Add.1)
スペイン	(CEDAW/C/ESP/C/7-8/Add.1)

17. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているボリヴィア多民族国家、クロアチア、ガンビア、ナミビア、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル及びヴェトナムに第 1 回督促状を、アゼルバイジャン、エリトリア、ガボン、キルギスタン及びトゥヴァルに第 2 回督促状を送付した。

18. フォローアップに関する報告者は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているウガンダと中央アフリカ共和国の代表者と会合を開いた。

第Ⅴ章　「選択議定書」の下で行われた活動

19. 「選択議定書」第 12 条は、委員会はその年次報告書に、「選択議定書」の下での活動の概要を含めるものと規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

20. 委員会は、2017 年 11 月 6 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

21. 委員会は、その第 39 回会期での「選択議定書」の下での通報作業部会の報告書(http://bt.ly/21Hbdlhn を参照)を支持した。

22. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 3 つの個人通報に関して最終決定を採択した。委員会は、*O.G.対ロシア連邦事件*(CEDAW/C/68/D/91/20)では違反ありとの見解を採択した。委員会は、*S.J.A.対デンマーク事件*(CEDAW/C/68/D/29/2014)と *N.P.対ウクライナ事件*(CEDAW/C/68/D/95/2015)では不許可の決定も採択した。委員会は、さらに、通報第 93/2015 号(*K.I.A.対デンマーク事件*)の検討を打ち切った。すべての決定はコンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

23. 委員会は、作業部会がその第 30 回会期でフォローアップ対話が継続しているそれぞれの事件でフォローアップ状況を討議し、取るべき行動に関して合意したことを伝えられた。現在フォローアップ調査が行われている 15 の事件の中で、2 つはロシア連邦に関連し、一つはそれぞれブラジル、カナダ、デンマーク、ジョージア、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ペルー、フィリピン、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スペイン及びタンザニア連合共和国に関連している。委員会は、それぞれの事件の報告者を任命した。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

24. 委員会は、11 月 15 日に、「選択議定書」第 8 条の下でのその活動を議論した。委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 8 回会期の報告書(https://bit.ly/2qiv1TK を参照)を支持した。

25. 委員会は、「選択議定書」第 8 条の下で受領した情報の調査を打ち切るという提出物第 2017/2 号に関連して、作業部会の勧告を採択した。

26. 委員会は、調査第 2014/1 に関連する結果・コメント・勧告案の第一回読み合わせを完了した。

27. 委員会は、作業部会による以下の決定を裁可した:

(a)調査第 2011/4 号に関連して、調査を行うために指名された委員の一人としての Naela Mohamed Gabr の辞任を承認すること。

(b)ある締約国の協力の欠如に照らして、当該締約国の領土への訪問なく、調査を行うためのガイドラインを策定するマンデートを調査作業部会に与えること。

(c)調査作業部会によって、第 69 回会期に提案された標準作業手続きの修正の検討を延期すこと。

第 VI 章　委員会の作業を促進する方法と手段

28. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

29. 会議カレンダーに従って、委員会の第 69 回・70 回会期と関連会議のための以下の日程が確認された:

第 69 回会期(ジュネーヴ)

(a)本報告書の第一部のパラグラフ 31 に示されている通り。

第 70 回会期(ジュネーヴ)

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会第 41 回会期: 2018 年 6 月 27-29 日

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会第 10 回会期: 2018 年 6 月 28 日と 29 日

(d)第 70 回会期: 2018 年 7 月 2-20 日

(e)第 72 回会期会期前作業部会: 2018 年 7 月 23-27 日

今後の会期で検討される報告書

30. 委員会は、第 69 回会期で、本報告書の第 1 部のパラグラフ 32 に列挙されている締約国の報告書を検討し、第 70 回会期では、オーストラリア、クック諸島、キプロス、リヒテンシュタイン(簡素化された報告手続きで)、メキシコ、ニュージーランド、パレスチナ国及びトルクメニスタンの報告書を検討することを確認した。

第 VII 章　「条約」第 21 条の実施

気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する作業部会

31. 作業部会は会期中に集まり、一般勧告案を討議した。

32. 2017 年 11 月 17 日に、委員会は、一般勧告案の第一回読み合わせを終了した。

教育への権利に関する作業部会

33. 作業部会は一般勧告案を討議するために会期中に集まった。作業部会は、国際的な教育専門家である元委員会委員の Barbara Bailey と非公式の協議会を開催した。

34. 11 月 16 日に、委員会は、教育への女児と女性の権利に関する一般勧告第 36 号(2017 年)(CEDAW/C/GC/36)を、手続き規則の規則 31 に従って、コンセンサスで採択した[3]。教育への権利に関する作業

[3] 採択中に以下の委員が出席していた: Ayse Feride Acar、Gladys Acosta Vargas、Nicole Ameline、Magalys Arocha Dominique、Gunnar Bergby、Marion Bethel、Louiza Chalal、Naela Mohamed Gabr、Hilary Gbedemah、Nahala Haidar、Ruth Halperin-Kaddari、

部会の前議長 Barbara Bailey が会議に出席していた。

作業方法に関する作業部会

35. 作業部会は、会期中に集まり、建設的対話中の時間管理に関する決定案を討議した。作業部会は、会期間の共同声明の採択に関する決定案も討議し、委員会に提出した。委員会は、ある決定の採択を第69 回会期まで延期し、委員会が会期中及び会期間に声明を採択するべき状況に関連する緊急の状況を決定するための基準を開発するよう作業部会に要請した。

列国議会同盟に関する作業部会

36. 作業部会は IPU の代表者と会合を開き、IPU 代表者は、2017 年 10 月にセント・ペテルスブルクで開催された IPU 総会のセッションと 2017 年にボリヴィア多民族国家での女性議会議長サミットを含め、「条約」とジェンダー平等に重点を置いた、国内・地域レヴェルでの IPU の活動に関する説明を提供した。作業部会は、IPU 会長の Gabriela Cuevas Barron(メキシコ)との高官会議を含め、2018 年 10 月 13 日から 17 日までジュネーヴで開催されることになっている IPU 総会の次回会期中に議員との会議を開催する可能性を討議した。作業部会は、政治プロセスで女性議員を増やすことに関心のある締約国が取る措置に関して国別報告者が準備する説明メモに含めるための質問を提案するよう IPU の代表者に勧めた。作業部会は、その作業に「持続可能な開発目標」のジェンダー関連のターゲットを統合する方法を検討するようにも IPU に勧めた。

「条約」・国連ウィメン・「持続可能な開発目標」に関する作業部会

37. 作業部会は、国連ウィメン、OECD 及び世界銀行の代表者たちと電子会議を開催したが、彼らは「持続可能な開発目標」指標 5.2.2 に関連する発展に関して説明を提供した。作業部会は、(a)指標 5.1.1 の実施と監視における完全なパートナーとして委員会の公的可視性を高める方法の決定、(b)女性のエンパワーメントに関連するターゲットと「条約」の下でのその責務を達成すための締約国の公約の間の相互関連性についての意識を啓発する戦略を開発する必要性という優先問題を明らかにした。

38. 作業部会は、UNFPA が主導的保護機関である性関係、避妊の利用及び性と生殖に関する保健ケアに関連する自分自身の情報を得た決定をするために 15 歳から 49 歳までの女性のアクセスの確保に関する「持続可能な開発目標」指標 5.6.1 と 15 歳以上の男女に性と生殖に関する健康ケア、情報及び教育へのアクセスを保証する国内法と規則に関する指標 5.6.2 の開発に関して委員会に説明を提供するために UNFPA の技術部ジェンダー・人権・文化課の課長である Luis Mora を招いた。作業部会は、指標の開発とデータ収集に関する UNFPA の作業に委員会の関連勧告を含めることの価値を強調した。UNFPA と委員会は、強化された制度的協働の将来のコースで合意した。

39. 作業部会議長 Nicole Ameline は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」とその「条約」との解き難い関連性の実施と推進を強化する際に、委員会の作業に対する意識を高める目的で、2018 年 3 月の女性の地位委員会の第 62 回会期でサイド・イヴェントを開催することを提案した。

40. 作業部会は、委員会の報告ガイドラインを見直すためのコンサルタントの募集プロセスが最終段階

Lilian Homeister、Ismat Jahan、Dalia Leinarte、Rosario G. Manalo、Lia Nadaraia、Aruna Devi Narain、Bandana Rana、Paricia Schutz、Wenyann Song 及び Aicha Vall Verges。

にあることに留意した。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会

41. 作業部会は会期中に集まった。

42. 2017 年 11 月 14 日に、委員会は、最近採択された一般勧告第 35 号に関する意識を啓発するために、専門家パネル討論を開催した。パネリストには、the Elders の人権弁護士の Hina Jilani、イングランド・ウェスト大学上級講師の Shilan Shah-Davis、ジェンダー平等 Abaad リソース・センターの技術顧問(男らしさ)の Anthony Keedi、どの女性もどの子もの独立説明責任パネルの共同議長である Carmen Barroso、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の Dubravks Simonovic 及び被害者の権利提唱者の事務総長補の Jane Connors が含まれた。人権副高等弁務官の Kate Gilmore が討論を司会した。

41. 「条約」の締約国の中には、専門機関と NGO の代表と並んで行事に出席したところもあった。代表者たちは、一般勧告第 35 号の採択を歓迎し、女性に対するジェンダーに基づく暴力と闘うとのその継続する公約を表明した。

紛争防止・紛争・紛争後の状況にある女性に関するタスク・フォース

44. タスク・フォースは、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表の Pramila Patten との協力の枠組を討議するために会期中に集まった。

第 VIII 章　第 69 回会期の暫定アジェンダ

45. 2017 年 11 月 17 日の第 1569 回会議で、委員会は第 69 回会期の暫定アジェンダ案を検討して承認した。

第 IX 章　報告書の採択

46. 2017 年 11 月 17 日の第 1569 回会議で、委員会は第 68 回会期の報告書案を検討し、口頭による修正通り採択した。

付録　委員会の第 68 回会期に提出された文書

文書番号	*タイトル*
CEDAW/C/68/1	注釈付き暫定アジェンダ
CEDAW/C/68/2	国連教育科学文化機関報告書
CEDAW/C/68/3	国際労働機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/BFA/7	ブルキナファソ第 7 回定期報告書
CEDAW/C/PRK/2-4	朝鮮民主主義人民共和国第 2-4 回合同定期報告書
CEDAW/C/GTM/8-9	グァテマラ第 8-9 回合同定期報告書
CEDAW/C/ISR/6	イスラエル第 6 回定期報告書
CEDAW/C/KEN/8	ケニア第 8 回定期報告書

CEDAW/C/KWT/5	クウェート第 5 回定期報告書
CEDAW/C/MCO/1-3	モナコ第 1-3 回合同定期報告書
CEDAW/C/NRU/1-2	ナウル第-2 回合同定期報告書
CEDAW/C/NOR/9	ノルウェー第 9 回定期報告書
CEDAW/C/OMN/2-3	オマーン第 2-3 回合同定期報告書
CEDAW/C/PRY/7	パラグァイ第 7 回定期報告書
CEDAW/C/SGP/5	シンガポール第 5 回定期報告書

第 3 部　女子差別撤廃委員会第 69 回会期報告書

2018 年 2 月 19 日-3 月 9 日

第 I 章　委員会が採択した決定

決定 69/I

2018 年 3 月 7 日に、委員会は、気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 37 号(2018 年)(CECAW.C.GC/37)をコンセンサスで採択した。

決定 69/II

委員会は、国際女性の日に当たって、気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する声明を採択した(http://goo.gl/SAEeJT)。

決定 69/III

国際女性の日に当たって、委員会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者と法律と慣行における女性差別の問題に関する人権理事作業部会との共同で、「性暴力に対決し、平等を要求する」と題する声明を採択した(http://goo.gl/SAFeJT)。

決定 69/IV

委員会は、世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する一般勧告案の作成に乗り出すことを決定し、概念メモを準備するという仕事を Dalia Leinarte に委任した。委員会は、事務局がプロセスを支援する能力があるときに、ジェンダー固定観念と先住民族女性に関する一般勧告案を作成することも決定した。

決定 69/V

簡素化した報告手続きを停止する決定 65/V を見直して、委員会は、その手続きを再び定めることを決定した。委員会は、当該締約国が(1)通常の手続きの下で検討された第一回報告書を以前に提出したことがあること、(2)委員会によるさらな検討に従う時間枠である先立つ 5 年以内に、共通の核心文書と条約に特化した文書に関するガイドライン(HRI/GEN/2/Rev6、第 I 章)を含め、国際人権条約の下での報告に関す調和したガイドラインに従って更新された共通の核心文書を提出したことがあることを条件として、それぞれの定期報告書が提出期限を過ぎているかどうかにかかわりなく、その要請に応じて、簡素化

した報告手続きをすべての締約国が利用できるようにすることによって、その決定 58/II と 59/IV を修正すことも決定した。委員会は、すべてのステイクホールダーにとっての効果を確保するために、簡素化された報告手続きの実施の実用的な形式を検討し続けることを決定した。委員会は、本決定が全締約国に伝えられることも決定した。

決定 69/VI

委員会は、2 回の督促状にもかかわらずフォローアップ報告書の提出期限が過ぎている締約国のためのフォローアップ会議への招待の回数を最大 2 回に限ることを決定した。委員会は、当該締約国が、会議のあるなしにかかわらず、2 回の招待の後でフォローアップ報告書を提出できないことは、フォローアップ手続きの下での協力なしとなることも決定した。

決定 69/VII

委員会は、締約国から受領したフォローアップ情報の質を評価する際に用いために、最終見解に対するフォローアップ手続きの方法論(A/68/38、第 3 部、付録 III を参照)とフォローアップ手続きの下での報告書の提出に関する締約国とその他のステイクホールダーのための情報メモ(同上、補遺)の「締約国から受領した情報の質を決定するための用語」と題する新しいセクションに、以下のカテゴリーを導入することにより、決定 54/IX を修正することを決定した。

- 「満足」は、締約国から受領した情報が徹底していて、広範で、勧告に直接関連していることを示す。
- 「部分的に満足」は、締約国から受領した情報が徹底していて広範ではあるが、勧告に完全には対応していないことを示す。
- 「不満足」は、締約国から受領した情報が曖昧で不完全で、勧告に対処できていないことを示す。
- 「対応なし」は、締約国が返答で問題または勧告に対処していないことを示す。

さらに、情報メモのセクション III のタイトルが、「勧告の実施の程度を決定するための用語」を読むために修正されておらず、上記新セクションは、セクション IV として挿入され、これに続くセクションが再番号付けされていた。

決定 69/VIII

委員会は、手続き規則規則 20 に従って、委員会副議長として故 Theodora Oby Nwankwo に代わって、Louiza Chalal を選出した。

決定 69/IX

委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の委員として、故 Teodora Oby Nwankwo に代わって Aruna Devi Naein を選出した。

決定 69/X

委員会は、Louza Chatal が議長を務めるジェンダー・HIV/エイズ・性と生殖に関する権利に関すフォーカル・ポイントを変革して性と生殖に関する健康と権利に関する無期限作業部会にすることを決定した。

決定 69/XI

委員会は、より構造的に国内人権機関との交流を高める目的で、Nabila Haidar を議長として、国内人権機関との協力に関する作業部会を設立することを決定した。

決定 69/XII

委員会は、第 71 回会期のための会期前作業部会の委員、つまり、Marion Bethel、Hilarry Gbedemah、Rosario G. Manalo、Lia Nadaraia 及び Patricia Schulz を確認した。

第 II 章　組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 委員会第 69 回会期の最終日の 2018 年 3 月 9 日現在、「条約」の批准状態(189 の締約国)と委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条(1)の修正を受け入れた締約国の数(72)は、第 68 回会期の最終日である 2017 年 11 月 17 日と同じであった。

2. 「条約選択議定書」の批准状態(109 の締約国)も変化がなかった。

B. 会期の開会

3. 委員会第 69 回会期は、2018 年 2 月 19 日から 3 月 9 日まで、ジュネーヴの国連事務所で開催された。委員会は 20 の本会議と議事項目 5 から 8 を討議するための 10 の会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは本報告書第 3 部の付録 I に含まれている。

4. 2 月 19 日の第 1570 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、2 月 19 日の 1570 回会議で暫定アジェンダ(CECDAW/C/69/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

6. 2017 年 7 月 24 日から 27 日まで集まった会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/69/1)が、2 月 19 日の第 1570 回会議で、Nahla Haidar によって紹介された。

E. 作業組織

7. 2 月 19 日と 26 日に、委員会は、ヴィデオ会議を含め、国連専門機関・基金・計画及びその他の国際団体の代表者たちと非公開会議を開催したが、代表者たちは、国に特化した情報と「条約」の実施を支援する努力に関する情報を提供した。

8. さらに委員会は、NGO と国内人権機関の代表者たちと非公式の公開会議を開催したが、代表者たちは、委員会第 69 回会期で検討される締約国における「条約」の実施についての情報を提供した。

9. 2 月 21 日に、ジュネーヴの国連ウィメン・リエゾン・オフィスの所長である Christine Low が、「条約」と委員会の最終見解の実施を推進する際の国連ウィメンの作業について委員会に説明を提供した。

10. 3 月 5 日に、委員会は、障害とアクセス可能性に関す事務総長特使である Maria Soledad Cisternas

Reyes と非公開会議を開催したが、彼女は、障害を持つ女性を含めた障害者の権利に対処す際の人権条約機関の進展する慣行とアクセス可能性と包摂性の推進における「持続可能な開発目標」の役割に関して説明を提供した。

E. 委員会委員

思いがけない空席を埋める

11. 2017 年 12 月 11 日に、2020 年 12 月 31 日に任期が切れる委員会委員として 2016 年 6 月 21 日に再選された Theodora Oby Nwankwo の 12 月 9 日の逝去について知った。2017 年 12 月 11 日に、議長は、国連事務所ナイジェリア代表部とその他のジュネーヴの国際機関に対して委員会の哀悼の意を示した。12 月 13 日に、事務総長は、2 か月以内に Ms. Nwankwo の死亡から生じた空席を埋めるためにナイジェリア人の中から別の専門家を任命するようナイジェリア政府に要請した。2018 年 1 月 26 日に、ナイジェリア政府は、故 Ms. Nwankwo の残任期間を委員会委員として務めるよう Ester Eghobamien-Mshelia を任命することに決定したことを委員会に伝えてきた。3 月 1 日に、委員会は、「条約」第 17 条(7)に従って、Ms. Eghobamien-Mshelia の任命を承認することに決定した。

第 69 回会期の出席

12. すべての委員が第 69 回会期に出席した。以下の委員は、示された日は出席しなかった: Ayse Feride Acar は 2 月 19 日から 23 日までと 3 月 8 日と 9 日、Ruth Halperin-Kaddari は 2 月 28 日から 3 月 2 日までと 3 月 7 日から 9 日まで、林陽子は 3 月 5 日から 9 日まで、Aruna Devi Narain は 3 月 8 日と 9 日。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書第 3 部の付録 II に含まれている。

第 III 章　会期間の活動に関する議長報告書

13. 2018 年 2 月 19 日の第 1570 回会議で、議長は第 68 回会期以来のその活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章　「条約」第 18 条の下で締約国によって提出された報告書の検討

14. 委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、それらに関する続く最終見解を採択した:

チリ	(CEDAW/C/CHL/CO/7)	フィジー	(CEDAW/C/FJI/C/5)
ルクセンブルグ	(CEDAW/C/LUX/CO/6-7)	マレーシア	(CEDAW/C/MAL/CO/3-5)
マーシャル諸島	(CEDAW/C/MHL)/CO/1-3)	韓国	(CEDAW/C/KOR/CO/8)
サウディアラビア	(CEDAW/C/SAU/CO/3-4)	スリナム	(CEDAW/C/SUR/C/4-6)

最終見解に関連するフローアップ手続き

15. 委員会は、以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

ボリヴィア多民族国家	(CEDAW/C/BOL/CO/5-6/Add.1)
クロアチア	(CEDAW/C/HRV/CO/4-5/Add.1)
モーリタニア	(CEDAW/C/MRT/CO/2-3/Add.1)

モルディヴ　　(CEDAW/C/MDV/CO/4-5/Add.1)
ナミビア　　(CEDAW/C/NAM/CO/4-5/Add.1)
ポーランド　　(CEDAW/C/POL/CO/7-8/Add.1)
ポルトガル　　(CEDAW/C/PRT/CO/8-9/Add.1)
ウズベキスタン　　(CEDAW/C/UZB/CO/5/Add.1)

16. 委員会は、報告書の提出期限が過ぎているレバノン、リベリア、マダガスカル、マラウィ、ロシア連邦、東ティモール及びアラブ首長国連邦に第 1 回督促状を、ガンビア、セントヴィンセント・グレナディーン及びセネガルに第 2 回督促状を送付した。

17. フォローアップに関する報告者は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアゼルバイジャン、赤道ギニア、ガボン、ガーナ及びウガンダの代表者と会合を開いた。

第 V 章　「選択議定書」の下で行われた活動

18. 「選択議定書」第 12 条は、委員会がその年次報告書に「選択議定書」の下でのその活動の概要を含めるものと規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関連して委員会が取った行動

19. 委員会は、2018 年 2 月 26 日と 3 月 3 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

20. 委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第 40 回会期の報告書(https://bit.ty/21Ay00M)を支持した。

21. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 4 つの個人通報に関して最終決定を採択した。委員会は、*X 対東ティモール事件*(CEDAW/C/69/2015)と *J.S.J.対フィンランド事件*(CEDAW/C/69/D/103/2016)で、違反ありとの見解を採択した。委員会は、*A.S.対デンマーク事件*(CEDAW/C/69/D/80/2015)と *S.E.A.対デンマーク事件*(CEDAW/C/69/D/85/2015)で、不許可の決定も採択した。すべての決定はコンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

22. 委員会は、作業部会がその第 40 回会期でフォローアップ対話が継続しているそれぞれの事件でフォローアップ状況を討議し、取るべき行動で合意したことを告げられた。現在フォローアップ調査の下にある 15 の事件のうち、2 つがロシア連邦に関連しており、1 つはそれぞれブラジル、カナダ、デンマーク、ジョージア、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ペルー、フィリピン、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スペイン及びタンザニア連合共和国に関連している。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

23. 委員会は、2018 年 3 月 1 日に、「選択議定書」第 8 条の下での活動を討議した。委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 9 回会期の報告書(https://bit.ly/2HrwDp を参照)を支持した。

24. 委員会は、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受領した情報に関して、見解を提出するよう当該締約国に要請する、提出物第 2017/3 に関連する作業部会の勧告を採択した。

25. 委員会は、調査第 2014/1 号に関連する結果、コメント、勧告を採択し、これを当該締約国に伝えることを決定した。

26. 委員会は、以下の決定も採択した:

(a)調査第 2013/1 に関連して、委員会がその領土への訪問を行う要請に関連して当該締約国に最終督促状を送付すること。

(b)調査作業部会によって提案された標準活動手続きの修正を承認すること。

第 VI 章　委員会の作業を促進する方法と手段

27. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国の提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

28. 会議カレンダーに従って、委員会の第 70 回・71 回会期と関連会議のために、以下の日程が確認された:

第 70 回会期(ジュネーヴ)

(a)本報告書第 2 部のパラグラフ 29 に示されている通り

第 72 回会期(ジュネーヴ)

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会の第 42 回会期: 2018 年 10 月 17-19 日

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会の第 11 回会期: 2018 年 10 月 18 日と 19 日

(d)第 71 回会期: 2018 年 10 月 22 日から 11 月 9 日

(e)第 73 回会期のための会期前作業部会: 2018 年 11 月 12-16 日

今後の会期で検討される報告書

29. 委員会は、第 70 回会期で、本報告書の第 3 部パラグラフ 30 に列挙されている締約国の報告書を検討し、71 回会期で、バハマ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ラオ人民民主主義共和国、モーリシャス(簡素化された報告手続きで)、ネパール、コンゴ共和国、サモア、及びタジキスタンの報告書を検討することを確認した。

第 VII 章　「条約」第 21 条の実施

機構変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する作業部会

30. 作業部会は、一般勧告案を討議するために会期中に集まった。

31. 2018 年 3 月 7 日に、委員会は、手続き規則の規則 31 に従って、気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 37 号(2018 年)(CEDAW/C/GC/37)をコンセンサスで[4]採択

[4] 以下の委員が採択中に出席していた: Ayse Feride Acar、Gladys Acosta Vargas、Nicole Ameline、Magalys Aroeha Dominguez、Guannar Bergby、Marion Bethel、Louiza Chalal、Naela Mohamed Gabr、Hilarry Gbedemah、Nabila Haidar、Lilian Hofmerister、

した。

作業方法に関する作業部会

32. 作業部会は会期中に集まり、簡素化した報告手続きの再制度化に関連する決定案(決定 69/V を参照)を討議し、委員会に提出した。

列国議会同盟に関する作業部会

33. 作業部会は IPU の代表者と会合を開いたが、代表者は、「条約」とジェンダー平等に重点を置いて、国内・地域レヴェルでの IPU の活動に関して作業部会に説明を提供した。作業部会は、「持続可能な開発目標」の達成に対する政治プロセスにおいて、女性の代表者数を増やすことの戦略的重要性を強調した。作業部会は、選挙への女性の参加に関する統計データを分かち合うよう IPU に勧めた。作業部会は、議会における女性のための明確なクオータ制の実施を推進するという委員会の公約を強調し、この目的でメカニズムを設立することの重要性を強調した。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

34. 作業部会は、ユネスコの包摂・平和・持続可能な開発教育部持続可能な開発のための教育・世界市民課プロジェクト担当官である Hoda Jaberian を、ユネスコがその保護機関である国内教育政策・カリキュラム・教員教育・学生評価にジェンダー平等と人権を含めた世界市民教育と持続可能な開発教育を主流化することに関する「持続可能な開発目標」の指標 4.7.1 の開発に関して、委員会に説明を提供するために招いた。作業部会は、指標開発とデータ収集に関するユネスコの作業に、委員会の関連勧告を含めることの価値を強調した。委員会とユネスコは、その制度的協働を強化することで合意した。

35. 作業部会は、「持続可能な開発目標」に照らして、委員会の条約に特化した報告ガイドライン(HRI/GEN/2/Rev.6)を見直す際に遂げた進歩に関して説明を提供するために、コンサルタントという資格で元委員会委員の Biancamaria Pomeranzi を招いた。作業部会は Ms.Pomerazi が準備した提案を支持し、彼女との協働で、ガイドラインをさらに精査することに取り掛かり、第 70 回会期で最終案を見直すことを決定した。

36. 作業部会議長の Nicole Ameline は、「2030 アジェンダ」、特に女性のエンパワーメントに関連するターゲットの実施に「条約」の統合を強化する目的で、第 70 回会期で、委員会が「持続可能な開発目標」の保護機関との会議を開催することを提案した。

紛争防止・紛争・紛争後の状況における女性に関するタスク・フォース

37. タスク・フォースは、会期中に集まり、委員会の第 71 回会期中に女性・平和・安全保障に関するパネル討論を開催する可能性を討議した。

第 VIII 章　第 70 回会期の暫定アジェンダ

38. 2018 年 3 月 9 日の第 1599 回会議で、委員会は、第 70 回会期の暫定アジェンダ案を検討して承認し

Ismat Jahan、Dalia Leinarte、Rosario G. Manalo、Lisa Nadaraia、Aruna Devi Narain、Bandana Rana、Patricia Schulz、Wenyan Song 及び Acha Vall Verges。

た。

第 IX 章　報告書の採択

39. 2018 年 3 月 9 日の第 1599 回会議で、委員会は、口頭で修正の第 69 回会期の報告書案を検討して採択した。

付録 I 委員会の第 69 回会期に提出された文書

文書番号	*タイトル*
CEDAW/C/69/1	注釈付き暫定アジェンダ
CEDAW/C/69/2	国連教育科学文化機関報告書
CEDAW/C/69/3	国際労働機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/CHL/7	チリの第 7 回定期報告書
CEDAW/C/DJI/5	フィジーの第 5 回定期報告書
CEDAW/C/LUX/6-7	ルクセンブルグ第 6 回・7 回行動定期報告書
CEDAW/C/MAL/3-5	マレーシア第 3 回-5 回合同定期報告書
CEDAW/C/MHL/1-3	マーシャル諸島第 1-3 回合同定期報告書
CEDAW/C/KOR/8	勧告第 8 回定期報告書
CEDAW/C/SAU/3-4	サウディアワビア第 3 回・4 回合同定期報告書
CEDAW/C/SUR/4-6	スリナム第 4 回-6 回合同定期報告書

付録 II 2018 年 3 月 9 日現在の委員会委員

氏名	*国名*	*任期*
Ayse Feride Acar	トルコ	2018 年
Glayes Acosta Vargas	ペルー	2018
Nicole Ameline	フランス	2020
Nagalys Arocha Dominguez(副議長)	キューバ	2018
Gunnar Bergby	ノルウェー	2020
Marion Bethel	バハマ	2020
Louiza Chalal[5](副議長)	アルジェリア	2018
Exher Eghobamien Mshelia[6]	ナイジェリア	2020
Naela Mohamed Gabr	エジプト	2018
Hilary Gbedemah	ガーナ	2020
Nahla Haidar	レバノン	2020

[5] A/70/38、第 2 部、パラ 13 を参照。

[6] 本報告書第 3 部パラ 11 を参照。

Ruth Halperin-Kaddari(副議長)	イスラエル	2018
林陽子	日本	2018
Lilian Hofmeister	オーストリア	2018
Ismat Jahan	バングラデシュ	2018
Dalia Leinarte (議長)	リトアニア	2020
Rosario G. Manalo(報告者)	フィリピン	2020
Lia Nadaraia	ジョージア	2018
Aruna Devi Narain[7]	モーリシャス	2018
Bandana Rana	ネパール	2020
Patricia Schulz	スイス	2018
Wenyan Song	中国	2020
Aicha Vall Verges	モーリタニア	2020

女性と女児の人身取引(A/73/263)

事務総長報告書

概要

総会決議第 71/167 号に従って、本報告書には、人身取引の問題のジェンダーの側面と人身取引に対処する包括的でバランスの取れた努力において、人権に基づき、ジェンダーと年齢に配慮した取組の強化に関する勧告に対処する際の格差のみならず、成功する介入と戦略に関する情報が含まれている。

I. 序論

1. 女性と女児の人身取引に関するその決議 71/167 号で、総会は、あらゆる形態の女性と女児の人身取引と闘い、撤廃する効果的措置を考案し、施行し、強化するよう各国政府に要請した。総会は、人身取引される女性と女児の脆弱性を高める要因に特に対処し、あらゆる形態の人身取引を犯罪化し、防止・意識啓発活動を強化し、人身取引被害者を支援し、保護し、人身取引を撤廃する努力で協力するようメディアと企業セクターを奨励し、情報の分かち合いとデータ収集能力を高めるよう各国政府に要請した。

2. 総会は、人身取引の問題のジェンダーの側面に対処する際の格差のみならず、成功する介入と戦略に関する情報を編集し、人身取引に対処する包括的でバランスの取れた努力において、人権に基づき、ジェンダーと年齢に配慮した取組の強化に関する勧告を提供する報告書を、第 73 回会期に提出するようにも、事務総長に要請した。本報告書は、特に加盟国、国連システムの諸機関及びその他の団体から受

[7] 本報告書第 1 部パラ 14 を参照。

領した情報に基づいている。本報告書は、2016 年 7 月 26 日から 2018 年 6 月 30 日までのこの問題に関する前回の報告書(A/71/223)の発行以来の期間をカヴァーしている。本報告書は、技術的前進が女性と女児の人身取引に与えるインパクトのような新たな問題を考慮に入れている。

II. 世界及び地域の規範的発展

3. 人身取引は、人権侵害としても、開発の重要な問題としても、加盟国によって認められてきた。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」には、女性と女児に対する暴力の連続としての人身取引に対処する「持続可能な開発目標」の明確なターゲット、特に人身取引と性的搾取及びその他の形態の搾取を含めた公的・私的領域におけるすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する「目標」のターゲット 5.2、強制労働の根絶と現代の奴隷制度と人身取引をなくすことに関すターゲット 8.7 及びあらゆる虐待、搾取、人身取引及びあらゆる形態の暴力をなくすことに関するターゲット 16.2 が含まれている。

4. 人身取引撤廃にとって特に重要な「2030 アジェンダ」の重要な特徴は、「アジェンダ」が人権原則と基準に基づいていること、そのあらゆる国々のあらゆる人々への普遍的適用、最も脆弱な人々を含め、だれも取り残さないとの公約及びその実施にジェンダーの視点の組織的主流化を強調していることであるが、人身取引を含めた暴力を受けずに暮らすことを保障することを公約した。

5. 「2030 アジェンダ」に加えて、人身取引の撤廃に関する世界的規範と基準は、報告期間中にいくつかの国連機関によって推進された。総会は、「人身取引と闘うための世界行動計画の実施と女性と女児の人身取引を助長する複雑な要因に対処することに特に重点を置いて、「世界行動計画」と「2030 アジェンダ」の実施に対するその公約を加盟国が再確認した「世界行動計画」の実施に関する政治宣言を採択した決議第 72/1 号によって達成された進歩を評価するために、2017 年 9 月に、高官会議を開催した。誰も取り残さないという公約に沿って、加盟国は、性別・年齢別・その他の関連要因別データの収集を改善する必要性を繰り返し述べた。

6. 第 61 回・62 回会期で採択された合意結論で、女性の地位委員会は、人権と持続可能な開発の視点を統合し、性的搾取と強制労働を含めたあらゆる形態の搾取を助長する需要に対処する反人身取引戦略を強化するよう各国政府に要請した。第 62 回会期で、誰も取り残さないという公約を反映して、委員会は、農山漁村と遠隔地域の女性と女児が暴力に対して特に脆弱であるかも知れないことを認めた。

7. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者は、反人身取引措置が被害者の人権に与えるインパクトを調べ続けた。特別報告者は、紛争と紛争後の状況で人身取引の被害者と人身取引の危険にさらされている人々、特に女性と子どもを保護し(A/71/303 を参照)、難民、亡命者、移動者を保護することに(A/HRC/38/45 を参照)注意を引いた。2017 年に、特別報告者は、子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者との合同報告書(A/72/164)を準備したが、その中で、彼らは、紛争と人道危機の状況で売買、人身取引及びその他の形態の搾取に対する子どもの脆弱性を調査した。

8. 2017 年に、原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者は、総会に報告書(A/72/139)を伝えたが、その中で、特別報告者は、ジェンダー不平等と不平等全般をカギとなる奴隷制

度の牽引力であることを強調して、現代の形態の奴隷制度の継続する広がりがどのように持続可能な開発に関連しているかを強調した。2018 年に、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、技術をいかに女性と女児の人身取引のために、また女性を人身取引の状況に押しやる脅威として用いることができるかを強調した(A/HRC/38/47 を参照)。武力紛争における子どものための特別代表も、その人権理事会への 2016 年の報告書(A/HRC/34/44)で、人身取引に対処した。

9. 2016 年に、人権理事会は、人、特に女性と子どもの人身取引に関する決議第 32/3 号を採択したが、その中で人権理事会は、紛争と紛争後の状況に特に重点を置いた。付き添いなく移動する子どもと思春期の若者と人権に関するその決議第 33/7 号の中で、理事会は、特に人身取引と性的搾取に関連する脆弱な状況にある移動する子どもと思春期の若者について懸念を表明した。

10. 2018 年 2 月 19 日から 3 月 9 日まで開催された第 69 回会期で採択された、気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 37 号(2018 年)で、女子差別撤廃委員会は、災害危険削減と気候変動の状況で、女性と女児が経験する暴力の連続を認めて，締約国が女性に対するジェンダーに基づく暴力、人身取引及び強制結婚の既存の、また、新しい危険要因に対処する政策とプログラムを開発することを勧告した。同会期で、委員会は、世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する一般勧告を作成することを決定した。

11. 人身取引と紛争と不安定の間の関連性は、安全保障理事会決議第 2331 号(2016 年)と第 2388 号(2017 年)で対処されたが、その中で理事会は、すべての人身取引行為を非難した。女性と女児に対する暴力の連続を認めて、理事会は、性暴力とジェンダーに基づく暴力のみならず、武力紛争中の人身取引行為は、あるテロリスト集団の戦略目標とイデオロギーの一部ともなることを強調した。理事会は、法律施行の国際協力を強調して、加盟国が関係ネットワークを捜査し、分裂させ、崩壊させることを勧告した。理事会への報告書(S/2017/939)の中で、事務総長は、女性と女児が結婚を強制され、戦闘員や仲間に褒美として提供される ISIL の武装集団とボコハラムを含めたテロリスト集団による女性と女児の搾取について特別な懸念を表明した。イエーメンに関する専門家パネルも、その 2017 年の報告書(S/2017/81/Corr.1 及び S/2018/193)で、人身取引の問題を強調した。

III. 現在の状況

A. ジェンダー化した世界的課題としての人身取引

12. 人身取引は、依然として世界的課題であり、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)から利用できる最も信頼できる推定は、2012 年から 2014 年までで、総計 63,251 名の被害者が 100 か国以上で発見されていることを示している[8]。西欧と南欧及び中東と北米の高所得国は、人身取引のカギとなる目的国である。最も重要な人身取引の流れは、東欧、中央アジア、南米及び南アジアから発しているが、サハラ以南アフリカと東アジアからの流れは、より世界的に広がっている[9]。被害者の大半は、国境を越えて取引されているが(57%)、残りは国内的に取引されており、これは 2014 年の 34%から 2014 年には 43%に増え

[8] 国連麻薬犯罪事務所、*世界人身取引報告書*(国連出版物、販売番号 E.16.IV.6)。

[9] 同上。

ており[10]、これは一つには多くの目的国での改善されたデータ収集努力を反映している。

13. 過去 10 年にわたって、人身取引被害者のプロフィールが変わってきた。つまり、発見された被害者のほとんどは未だに女性であるが、子どもや男性が今では 10 年前と比べて大きな割合を占めている。2014 年に、女性は 2004 年の 74%に比べて、発見された人身取引被害者の 51%を占めていた。男性は、2004 年の 13%に比して、2014 年には発見された被害者の 21%を占めていた。男性の割合が増えた理由は、男性が人身取引される可能性がより高い強制労働のための人身取引を含め、異なった形態の人身取引を認め、発見することが増えたためである。2016 年の予備データは、発見された人身取引被害者としての女性の割合が、依然して 2014 年と同様の程度であるが、2014 年から 2016 年までの女児の割合にはわずかな増加があったことを示している[11]。

14. 世界のほとんどの地域で、発見された被害者に関する情報は、人身取引が主として女性と女児に悪影響を及ぼしていることを示している。2014 年から 2016 年までの予備データは、発見された女性の 82%が、性的搾取のためにと取引され、13%が強制労働のため、残りは強制結婚、または乞食行為のようなその他の形態の搾取のために取引されていることを示している。発見された女児の約 22%が、強制労働のため、7%が他の形態の搾取のために取引されている[12]。東アジアのような地域の中には、女性が男性よりも強制労働の被害者になる可能性が高いところもある。このような状況では、女性はしばしば、家庭の家事労役の目的で取引されている[13]。

15. 様々な形態の結婚のための人身取引は、UNODC の 2016 年の*世界人身取引報告書*で明らかにされたように、より広がった形態として立ち現れている。UNODC は、現在，結婚のためまたは結婚の側面をもつ人身取引の問題に関する分析的・概念的状況を提供する文書を開発している。地域の中には、これがしばしば強制結婚または女性または女児の同意のない同棲がかかわっているところもある。偽装結婚のための人身取引は、主として比較的所得の高い国で起こっている[14]。国連開発計画(UNDP)は、大メコン準地域の女性が地域の男性と騙されてまた強制的に結婚させられる傾向が増えていることを報告している[15]。

16. 北極星プロジェクトとイニシャティヴ・アジアとのパートナーシップで、2017 年に国際移動機関(IOM)によって開始された反人身取引データ協力は、ジェンダーと年齢に基づいて人身取引被害者のいくつかの違いを明らかにしてきた。例えば、比較的若い年齢グルループでは、女性の割合が比較的高いが、30 歳以上のグループでは、男性が比較的高い割合を示す傾向にある。男性被害者の半数近くが、知り合いによって募集されているが、女性被害者の 4 分の 1 以上が、親密なパートナーによって募集されており、3 分の 1 以上が家族や親戚によって募集されている。管理の手段を見れば、移動制限と心理

---

[10] 同上。

[11] UNODC、*世界人身取引報告書*(国連出版物、販売番号 E.18___)。

[12] 同上。

[13] UNODC、*世界人身取引報告書*(2016 年)。

[14] 同上。

[15] 反人身取引協力のための国連行動、*アジアにおける人身取引の脆弱性: カンボディアと中国の間の強制結婚に関する調査*(UNDP、バンコック、2016 年)。

的・性的虐待が、男性被害者よりも女性被害者の管理の手段として用いられている[16]。

B. 人身取引、ジェンダー不平等及び「持続可能な開発目標」の間の関連性

17. 女性と女児の人身取引の根本原因と底辺にある要因の多くは、「持続可能な開発目標」でカヴァーされている。これらには、「目標 5、11、16」で対処されている女性と女児に対する暴力の受容と正常化、「目標 1」で対処されている貧困に対する女性の脆弱性、「目標 8」で対処されている不安定で脆弱な仕事への女性の集中とディーセント・ワークの機会の欠如、「持続可能な目標 4」で対処されている教育への女性と女児の限られたアクセスのようなジェンダーに特化した要因が含まれている。「目標 10」で対処されている国々の内部と間の不平等、「目標 16」で対処されている紛争の結果としての不安定または「目標 12、13、14、15」で対処されている気候変動と自然災害の結果としての不安定のようなより幅広い社会経済的要因も役割りを果たしている。従って、いくつかの「目標」の実施は、女性と女児の人身取引の撤廃にとって極めて重要である。

18. 女性と女児の人身取引は、一形態の女性に対する暴力であり、従って、人身取引に対する対応は、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関連する「持続可能な開発目標」(「目標 5、11、16」)のより幅広いターゲットに関連していなければならない。人身取引を含めた女性と女児に対する暴力を連続として理解することは、様々な状況、特に男性支配、性的資格、強制、管理を巡るジェンダー化した規範、想定、固定観念において、暴力の表れの間の共通性と繋がりを認めることである[17]。男らしさに関する支配的な規範と固定観念は、男性が特に性関係において女性を支配し強制する権力を行使する期待を生み出す。さらに、女性の従属性とジェンダー役割の期待を巡る規範とジェンダー固定観念も、人身取引を含めた女性に対する暴力に繋がる状況を生み出す。人身取引を防止する努力は、そのような規範やジェンダー固定観念に対処しなければならない。

19. 女性と女児が経験している人身取引に対する脆弱性は、「持続可能な開発目標 1、4、5、8」で対処されている不平等な経済的・社会的地位に密接に関係している。世界的に、女性と女児は、貧困者の中に圧倒的に数が多く、3 億 3,000 万人の女性と女児が一日 1.90 ドル以下で暮らしており、これは男性よりも女性が 440 万人多いことになる[18]。開発途上国の女性は依然として非正規労働の最も脆弱な形態に集中している[19]。貧困とディーセント・ワークにアクセスできないことは、女性を、強制・虐待・人身取引の危険にさらす危険な経済機会を求めることに押しやるかも知れない。暴力と虐待の状況を逃れようとする努力も、女性と女児に、人身取引されることに繋がるかも知れない危険を冒させる。

20. 教育におけるジェンダー格差も、女性と女児の間の人身取引の危険を増すことがある。初等・中等教育における就学率のジェンダー格差は全体的に減少してきているが、地域によっては、女児が依然として男児よりも学校に通っていない可能性がより高いところもある。例えば、サハラ以南アフリカで

---

[16] 反人身取引データ協力、「人身取引とジェンダー: 差異と類似性と傾向」。www.ctdatacollaborative.org/story/human-trafficking-and-gender-differences-similarities-and-trends より閲覧可能。

[17] Liz Kelly、*性暴力を生き延びる*(ケンブリッジ、Polity 出版、1988 年)。

[18] 国連ウィメン，*約束を行動に変える:「持続可能な開発 2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等*(米国、国連ウィメン、2018 年)。

[19] 国際労働機関(ILO)、*世界の雇用と社会の概観: 2018 年女性の傾向---世界のスナップショット*(ジュネーヴ、ILO、2018 年)。

は、初等・中等(中学校・高等学校)教育レヴェルの女児・思春期の女子・女子青年の 35.1%が、男子の 29.6%に比して、学校に通っていない。教育の欠如が、将来の経済的選択肢を制限することにより、女性と女児の間で人身取引の危険を高めている。学校に通わないことも、自分や家族を支えるために脆弱で搾取的な形態の仕事をしばしば強制されことを仮定すれば、女児の人身取引の危険を高める[20]。教育は、女性と女児のための経済機会を拡大することによって人身取引を防止するのみならず、全生徒の間に人身取引について教育し、意識を啓発する機会を提供する際に重要な役割を果たす。

27. 重複し、重なり合う形態の差別が、ある集団の女性を人身取引に対してより脆弱にすることもある。ジェンダー平等と女性のエパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)の最近の報告書*約束を行動に変える: 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダー平等*で述べられているように、世界のあらゆる部分のある集団の女性が、その人種・民族・宗教・文化的社会的アイデンティティ・偏見に基づいて、かなり大きな社会経済的に不利な条件を経験していることを証拠が示してきた。従って、「持続可能な開発目標」の実施において誰も取り残さないという公約は、女性と女児の人身取引の撤廃にとって特に重要である。

22. 「持続可能な開発目標」で対処されているより幅広い社会経済的要因も、女性と女児の人身取引において役割りを果たすことができる。「目標 10」で対処されている国々の内部及び間での不平等を減らす際の進歩は、所得の不平等が、経済成長が否定的な国々で増えている状態で、さまざまであった[21]。不平等が増えているところでは、そのような要因は最も貧しい人々、特に女性がより豊かな国々でより良い経済機会を見つけるよう後押しし、このようにしてその人身取引に対する脆弱性を高めている[22]。さらに国々の間の世界的不平等は、低所得国には持続可能な開発のための資源が少なく、人々を貧困から救い上げる手助けができるサーヴィスとインフラに投資する資金も少なく、従って女性と女児の人身取引さらに助長することを意味する。

23. 「持続可能な開発目標 16」で対処されている紛争と不安定も、女性と女児の間の人身取引に対する脆弱性を高める。難民危機の状況では、性別・年齢別の信頼できるデータは収集が困難であるが、2016 年に難民の推定 49%が女性と女児であった[23]。強制的に移動させられる女性と女児は、女性に対するその他の形態の暴力のみならず、人身取引の高い危険を経験し、しばしば、適切な保健及びその他のサーヴィスへのアクセスを欠いている。経由中の移動者は、性的搾取のみならず、様々なセクターでの労働搾取を含め、様々な形態の搾取のための人身取引に対して特に脆弱である(A/HRC/31/35 を参照)。「目標 12、13、14、15」で対処されている気候変動と環境悪化は自然災害の危険を高め、生計に重圧をかける。このような状況では、経済的不安定が、特に女性と女児が家族と離別し、所得を稼ぐことを切望して、家族が人身取引に訴え、人身取引者と結託しているような状況では、女性と女児にとっての人身

---

[20] 国連子ども基金、「傾向を逆転させる: 東南アジアにおける子どもの人身取引」、2009 年。

[21] 国連、*2017 年持続可能な開発目標報告書*(国連出版物、販売番号 E.17.I.7)。

[22] Gergana Danailova-Trainer 及び Patrick Belser、*グローバル化と人身取引のための違法な市場: 供給と需要の経験的分析*(ジュネーヴ、ILO、2006 年); Cassandra E. DiRienzo 及び Jayoti Das、「所得配分と人身取引の流出」、*欧州調査レヴュー*, 第 10 巻、第 2 号(2018 年)。

[23] 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、「世界的傾向: 2017 年の強制移動」(2018 年 6 月)。

取引の危険を高める[24]。

24. 政策と規則の状況も、女性と女児の人身取引に対する脆弱性をさらに悪化させることがある。非正規移動の成人と子どもの拘束、付き添いなく移動する子どもの一次保護と帰還、移動者を単一雇用者に結び付ける臨時の非移動ヴィザを含め、「持続可能な開発目標 10」で対処されている移動政策と管理は、人々が移動するために危険な選択肢を追求するので、人身取引に対する脆弱性を生み出す。移動女性が集中する傾向にある特に技術の低い雇用のための移動の十分に利用できる法的道の欠如と移動者受け入れ国による制限的な入国計画も、人身取引の危険を高める。制限的な移動政策は、しばしば人身取引を防止しようと努力して導入されるが、経済機会を求めて移動する人々の見込みのある選択肢の欠如が、実際は、人身取引の危険を増す。さらに不十分な労働保護が、人身取引者にとって都合の良い環境を生み出すこともある。

25. 人身取引に対処する際の防止の役割は極めて重要であり、「持続可能な開発目標」を実施する際の努力には、ジェンダー化した貧困、見込みのある雇用機会の欠如及び教育へのアクセスの制限のような人身取引の複雑な原因に適切に対処する措置が含まれるべきである。これら目的を達成するためには、そのような措置は、女性と女児の搾取と人身取引を導く需要のみならず、根本原因に対処するための意識啓発と教育を超えて拡大するべきである。

C. 技術的前進と防止と女性と女児の人身取引への対応

26. ここ数十年で、急速に拡大する技術的進歩が、世界や人々がつながる方法を変えてきた。ICT へのアクセスは、不均衡であり、ジェンダー格差を伴ってはいるが、全世界で増え続けており、ニュー・テクノロジーとサーヴィスが、利用できる調査は限られており、新たな文書や慣行は、これら進歩が人身取引の防止と対応に課題も機会も示しているが、とりわけ人工知能、機械学習、ビッグ・データ及び分散型ネットワーク技術を含め、継続して出現しつつある。

27. 技術は、今日、人身取引網のそれぞれの部分を促進する際に役割を果たしている[25]。例えば、技術は、ソーシャル・メディアとインターネットのサイトが人身取引の被害者となる可能性のある者を明らかにし、グルームし(手入れをし)、強制するために利用できるので、被害者を募集する際に役割りを果たすことができる。ジェンダーの視点から、人身取引者は、管理や強制の手段として女性と女児の性的イメージ利用できる。ソーシャル・メディアとインターネットは、女性と女児をだましてその他の形態の仕事の嘘の約束で性的搾取をし、偽装結婚させるために人身取引者によって利用される。犯人は、被害者を広告して売るためにインターネットを利用するかも知れず、人身取引を促進するパートナーシップや犯罪組織が技術の進歩に支援されて形成されることもある[26]。

28. 技術的進歩を通してインターネットの活動を追跡する能力も、当局が被害者にされるかも知れない脆弱な女性と女児を明らかにし、場所を突き止め、そのクレディット・カード取引、GPS の位置情報や

---

[24] IOM、「気候変動と人身取引との関係」(バンコック、IOM、2016 年)。

[25] Sofija Voronova 及び Anja Radjenovic、「人身取引のジェンダーの側面」、欧州議会説明文書(2016 年 2 月)。

[26] Danah Boyd 他、「人身取引と技術: 米国における子どもの商業的性的搾取での技術の役割を理解するための枠組」、マイクロソフト・リサーチ・コネクションズが準備した文書、2011 年。

旅をたどることによって犯人の活動を追跡する手助けもできる[27]。技術は、人身取引者の訴追に繋がるデータの収集と分析と反人身取引行為者の間のコミュニケーションを整理統合する際に当局を支援することもできる。インターネットとソーシャル・メディアを通して大勢の人々に届く能力は、地域社会が人身取引を発見し、権利・サーヴィス・支援についての情報で被害者となる可能性のある者や人身取引のサヴァイヴァーに届くことができるようにするために意識啓発のための機会を生み出す。

29. 合法的チャンネルを通して旅し、年齢・国籍・市民権・入国状態を証明することができないことを仮定すれば、経済的・社会的障害のために女性と女児は、世界的に、男性よりも個人の身分証明の手段へのアクセスを得る可能性が少なく、彼女たちを人身取引のさらなる危険にさらす。データ・マイニングを促進する技術のようなニュー・テクノロジーは、人身取引される女性と女児を発見し、身元を確認する手助けをし、人身取引の犯人が偽の身分証明を生み出すことを難しくする。「ブロックチェイン」として知られている配布されたディジタル原簿を利用するテクノロジーのようなディジタル身分証明革新技術も、人身取引を防止し、被害者の身元を確認し、彼女たちが生活を立て直す手助けをする際に役割りを果たすことができる。ブロックチェイン技術は、各国政府が問題をディジタル化し、既存の紙の身分証明文書をディジタル化することができ、そのような解決策が、身分証明書へのアクセスを改善し、これを安全に保存するために用いることができ、これが女性と女児にとって身分証明書へのアクセスを改善するであろう。国々の中には、国内の身分証明制度でブロックチェイン技術をますます利用しているところもあるが、そのような戦略がプライヴァシー法を尊重し，データ保護を確保することを保障することが重要である。

IV. 加盟国と国連システムが取った行動

30. 以下のセクションは、ジェンダー不平等、誰も取り残さないこと、技術の役割に対処することに重点を置いて、報告期間中に女性と女児の人身取引に対処するために、加盟国[28]と国連システム[29]が取った措置を概説する。

A. 機能的環境と説明責任

31. 女性と女児の人身取引の効果的防止と対応には、適切な財政資金に支えられる女性と女児に対する暴力の撤廃に対する包括的な措置を取ることが必要である。欧州連合の 5 億万ユーロに上る投資によって支えられている最近開始された「欧州連合・国連スポットライト・イニシャティヴ」[30]は、そのよう

---

[27] 同上。

[28] 提出物が以下の 53 の加盟国から受領された: アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、バルバドス、ブルネイ・ダルサーラム、カンボディア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、エスワティニ、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キルギスタン、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、マリ、モーリタニア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ペルー、カタール、韓国、ルーマニア、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、シエラレオネ、スイス、テュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連盟、英国及びヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国。

[29] 提出物は、以下の国連機関から受領された: IOM、OHCHR、UNDP、UNHCR、ユニセフ、国連国際犯罪司法調査機関、女性に戴す暴力撤廃行動支援国連信託基金、UNODC、国連ウィメン及び世界保健機関(WHO)。

[30] www.un.org/en/spotlight-initiative/index.shtml を参照。

な包括的な取組を強化し、人身取引を含めた女性と女児に対する暴力に対処する法律と政策、防止、サーヴィス及びデータ収集の領域での措置を含んでいる。このイニシャティヴは、重なり合う形態の差別に直面している女性と女児が、支援する介入の核心にあることを保障している。

32. 反人身取引法と政策の採択に関連して国際法の下での国家の責務とそこに含まれているガイドラインは、国家が反人身取引努力の推進のための機能的環境を醸成する手助けができる。さらに、関連条約の国家の遵守は、行動に対するその公約を示している。この点で、2016 年までに、158 か国が、国連の定義に沿って、ほとんどの形態の人身取引を犯罪化する成文法を設置していた[31]。報告期間中に、国々の中には刑法の改正を含め、人身取引を犯罪化するために新法を制定しまたは既存の法を強化したところもある(ドイツ、アイルランド、マリ、ルワンダ及びテュニジア)。その他の法改革または決定は、人身取引に関する国内行動計画の実施(オーストラリア)、人身取引被害者の支援と保護(クロアチア)、人身取引の疑いある企業の規制と検査(韓国)、偽装結婚（ラトヴィア)、性的搾取(レバノン)、及び原状復帰命令(ジャマイカ)のような特別な形態の人身取引に関して責務と責任を説明してきた。

33. 国々は、移動者の労働条件(バルバドス)、人間の移動性(エクアドル)、移動労働者の権利(インドネシア)と家事労働者の権利(カタールとアラブ首長国連邦)のように、女性と女児の人身取引の撤廃と誰も取り残さないという公約にとって重要な領域で法律や規則も改正してきた。

34. 反人身取引法や措置が存在するところでは、低い有罪判決律が刑事責任免除の文化を生み出し、これが人身取引犯人にとって機能的要因として働いている。刑事司法プロセス全体を通して人員の自然減の率が高い状態で、捜査、訴追、有罪判決の率は依然として大変に低い。捜査された事件の平均してわずか 26%が、2012 年から 2014 年までで、初回裁判の有罪判決という結果で終わった[32]。UNODC の分析は、法律の設置期間が長ければ長いほど有罪判決率が高くなる可能性があることを示しており、刑事司法プロセス全体を通して成果が上がらないことは、法律執行と司法制度の能力を強化し、女性の司法へのアクセスを高めるためにもっと努力が必要であることを示している。

35. これら要因に対処するために、新しい訓練モジュールとプロトコールの開発を通して人身取引被害者のニーズに効果的に配慮して対処するために司法制度の能力を築くことが、人身取引サヴァイヴァーのために司法へのアクセスを高めるための加盟国の重点であった(オーストリア、エルサルヴァドル、キルギスタン)。多くの場合、法律執行機関のための訓練が、ジェンダーの視点から人身取引に対処する際に専門家の知識を持つ市民社会パートナーとの協働で開発され、提供されてきた。

36. より一致した長期的行動の必要性を認めて、国々は、人身取引のジェンダー化した性質に対処するように、優先事項、責任、時間枠、監視枠組を定める多部門的で多様なステイクホールダーの国内行動計画も継続して開発し、改訂してきた(カンボディア、カーボヴェルデ、サウディアラビア、セネガル及びスイス)。多様なステイクホールダーの取組は、リファーラルの道を強化し、必要とするサーヴィスへのアクセスを改善することにより、人身取引被害者のための成果を改善している。国々の中には、人身取引が他の形態と表れのそのような暴力と連続しているとみられところでは、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力をなくす戦略を通して人身取引に対処してきたところもある（カンボディアとギリ

---

[31] UNODC、*人身取引世界報告書*(2016 年)。

[32] 同上。

シャ)。そのような計画の実施に対する国内の説明責任を強化するために、国々は人身取引に関する行動計画を監督し、成果について定期的に報告するマンデートを持つ省庁間タスク・フォース及び委員会を設立してきた(オーストリア、カンボディア、デンマーク、ハイティ、ホンデュラス、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ナイジェリア、ペルー及びヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国)。

37. 国連システムは、法律を開発し、法の執行と刑事司法対応を改善する際に、加盟国の作業を支援してきた。子ども基金(ユニセフ)、UNODC 及び国連ウィメンは、人身取引に対処する法律を導入し、強化することを目的とするいくつかの国々で法改革プロセスに貢献し、サヴァイヴァーのための司法へのアクセスを改善することを目的とする司法セクターに能力開発を提供し、人身取引に関連する問題に関して検察官を訓練してきた。欧州連合、IOM、ユニセフ及び UNODC の 13 か国にわたる合同イニシャティヴは、人身取引事件に関連して、刑事司法制度に対する子どもの経験の理解に重点を置いてきた。平和維持活動局は、アフガニスタン、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ギニアビサウ、リビア、マリ及びソマリアでの法の執行に対して、反人身取引能力開発を提供している(S/2017/939 を参照)。地域レヴェルでは、国連ウィメン、国際労働機関(ILO)及び IOM が、移動労働者の権利の推進と保護に関する東南アジア諸国連合(アセアン)宣言の採択に繋がったアドヴォカシー努力を調整した。

38. 国連システムは、特に 2017 年に人身取引のジェンダーの側面に関する政策文書を出し、2018 年 5 月のその最初の校長レヴェルの会合で、移動の流れと強制労働へのその関連性を含め、人身取引をなくすことに対するシステム全体にわたるサヴァイヴァーを中心とした対応を確保する手段を取った反人身取引機関間調整部会を通して、人身取引を防止し、これと闘い、人身取引被害者を保護し、支援するための介入を調整し続けている。地域レヴェルでは、UNDP が、大メコン準地域圏で反人身取引の調整された協働的努力を促進している反人身取引協力国連行動プロジェクトを管理している。

B. 技術を通したものを含め、根本原因に対処する

39. 行動の大半は、人身取引に対する刑事司法対応または被害者に保護と支援を提供することに重点を置いているが、人身取引を防止する際にもっと努力が必要とされるという認識が増えてきている。防止戦略は、未だに、知識を改善し、人身取引に対する意識を啓発することに重点を置く教育、訓練及びアウトリーチ・プログラムにあまりにも限られている。

40. 公共の情報とメディアを通した人身取引に対する意識啓発は、人身取引の危険要因とこれが起こる状況についての知識を高めことができる。特に家族と地域社会は、危険要因を理解し、対応し、被害者となる可能性のある者を明らかにすることにより、防止に重要な役割を果たすことができる。国々は、人身取引についての理解を築くために、ワークショップを開催し、劇や国の祝日のような創造的取組を通して印刷物やウェブ・メディアを通した公共の情報を普及した(アルゼンチン、アゼルバイジャン、カンボディア、エスワティニ(旧スワジランド)、ギリシャ、ハイティ、ジャマイカ、ラトヴィア、リトアニア、ペルー、ルーマニア及びシエラレオネ)。国々の中には、人身取引防止で誰も取り残さないことに貢献するために、そのキャンペーンとアウトリーチ努力の一部として、移動労働者(オーストリア)、危険の高い地域社会(カメルーン)、若い人々(ハンガリー)、最も不利な立場にある地域社会(モーリタニア)を含め、特定の集団を対象としてきたところもある。意識を啓発するカメルーンの努力は、家族がしばしば人身取引を促進する際に役割りを果たすことがあるという事実を認めて、家族に重点を

置いてきた。

41. 国連機関と地域団体も防止と意識啓発イニシャティヴを実施してきた。UNODC は、最近は航空・接待セクターに重点を置いて、「反人身取引ブルー・ハート・キャンペーン」を通して世界の意識を拡大することに貢献してきた。国連ウィメンは、その防止プログラム形成において、人身取引の根本原因としてジェンダー不平等に重点を置くことにより、女性と女児に対する一形態の暴力として人身取引を防止することに重点を置いてきた。欧州評議会は、反人身取引行動専門家部会を通して、メディアの取材を引き付けてきた人身取引に関すいくつかの報告書を出版し、このようにして人身取引に対する意識を啓発してきた。「スポットライト・イニシャティヴ」は、暴力、虐待と搾取から移動女性を保護し、サーヴィスへのアクセスを改善できる情報を普及する革新的技術の利用を通して移動女性をエンパワーし、アセアン地域の女性のための安全で公正な労働移動を確保することを目的とする、人身取引を防止するための「安全で公正な」プロクラムを支援している。

42. 民間セクターのかかわりと規制、特に労働基準にかかわるものは、労働搾取と人身取引の撤廃の基本である。国々の中には、労働検査手続きを強化し(カンボディア)、労働基準に従っていることを保障するための政府の調達政策を改善し(カナダ)、労働基準に従っていることを保障するための制度を強化し(ニュージーランド)、企業の透明性措置を導入し(米国)、強制労働の利用に対して脆弱な特定の企業に重点を置いた(デンマーク)ところもある。IOM は、供給網に関連した搾取に関するガイドラインを生み出している。

43. 人身取引の被害者となる可能性のある者を発見するために、人身取引者の活動を追跡する技術の利用を含め、防止のための技術の利用は、新たな領域である。カナダは、その金融取引報告書分析センターを通して、人身取引を発見するための金融取引データを評価するために用いることのできる指標を明らかにしてきた。リヒテンシュタインは、データを分析し、人身取引に関連する金融の流れを破壊する技術を用いている。デンマークは、人身取引の被害者を明らかにする新しい方法の試みを行うためのディジタル・プラットフォームを利用している。

44. 人身取引の根本原因に対処する努力は、依然として全体的に限られているが、先進国の中には、特に、ディーセント・ワークとジェンダー平等へのアクセスと女性のエンパワーメントの領域で、開発協力を通して人身取引を撤廃するための優先事項として、送り出し国における社会経済条件を改善する必要性を明らかにしたところもある(オーストラリア、ドイツ及び英国)。女性と女児の人身取引に繋がる状況を生み出すことを助長することもある要因に対処するために極めて重要である経済的・社会的・環境的持続可能な開発の「持続可能な開発目標」のより幅広い目的内に人身取引を防止する努力を統合してきた国はほとんどない。

C. 長期的回復と再被害化の防止に重点を置いたサーヴィスの提供

45. 人身取引の被害者である女性と女児は、その虐待的な経験から回復し、暴力に再びさらされことなく、母国または新しい国で家族と再統合することを保障することを手助けする様々なサーヴィスを必要としている。実際、包括的で質の高いサヴァイヴァーを中心としたサーヴィスを提供することは、人権に基づく取組のカギとなる柱である。短期的には、、サヴァイヴァーは、医療・心理・法律・入国・社会保護・財政支援と証人の保護とシェルターへのアクセスを必要としている。

46. 長期的には、サヴァイヴァーは、安全な選択肢がある場合には、教育と訓練、就職、宿泊所、保健ケア、社会的支援及び家族や地域社会との再統合を必要としている。家族が人身取引の促進にかかわっており、サヴイヴァーが母国で再被害に危険にさらされているかも知れない場合には、これは適切ではないかも知れない。子どもの人身取引の明らかにされた事件の約半数は、家族のかかわりで始まっていた[33]。サヴァイヴァーは、自分の個人的状況に十分に配慮して、帰国するかしないかを選ぶことができるべきであり、存続できる入国と選択と支援が利用できるようにされるべきである。

47. ほとんどすべての国々が、人身取引の被害者にある程度の支援を提供している。報告されている比較的包括的な取組には、宿泊、食糧、医療サーヴィス、心理的支援、法的援助及び代表・通訳サーヴィスを含めた無料のサーヴィス・パッケージが含まれた(アルゼンチン、カナダ、コスタリカ、デンマーク、ハンガリー、ラトヴィア、ニュージーランド)。多くの場合、サーヴィスは、ジェンダーに配慮した方法で人身取引被害者を支援する際に専門知識を有する市民社会によって、または市民社会との協働で提供されている。サーヴィスまたは人身取引サヴァイヴァーのための長期的社会・経済・保健成果から利益を受けた女性の数に関するデータを提供できる国はほとんどない。

48. 人身取引被害者は、設置されている複雑な制度とプロセスを渡り歩く際の困難によって、しばしば支援を求めることを思いとどまらされている。簡素化された支援構造の必要性を認めて、国々の中には、国の電話ヘルプラインを通して、中心に集めた情報やリファーラル・サーヴィスを導入しているところもある(カナダ、キプロス、ギリシャ、アイルランド、ペルー及びテュニジア)。人身取引の通報を改善する技術を利用して、インドネシアは、海外旅行を計画しているまたは移動労働者を含め現在海外で暮らしているインドネシア国民に情報を提供するスマートフォン・アプリを開始している。国々の中には、例えばカウンセリングのための最低基準の導入(カンボディア)または社会サーヴィスの基準(マリ)の導入を通して、サーイヴィスの質を強化する措置も導入しているところもある。

49. 誰も取り残さないという公約に沿って、ギリシャは、人身取引が発見されている特定の移動者社会を対象としたサーヴィスを支援し、クロアチアは、準国家レヴェルにまでその到達範囲を高めるために、国レヴェルの社会福祉サーヴィス内に人身取引被害者へのサーヴィスの提供を埋め込んできた。

50. サーヴィス提供者の間で意識を高めることは、人身取引の危険にさらされている者を発見し、人身取引された者に支援的対応を提供するために重要である。国々は、警察官、教員、保健サーヴィス提供者、労働検査官及び保護観察官のための人身取引の発見と対応に関する訓練を含めてきた(ブルネイ・ダルサーラム、エルサルヴァドル、ケニア、メキシコ、韓国、シエラレオネ及びトルコ)。さらに、列車の輸送提供者が人身取引被害者と人身取引者を発見できるようにする必要性に対する認識も高まっている。この点で、国際民間航空機関と国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、人身取引の身元確認と対応に関して客室乗務員を訓練するための新しいガイドラインを生み出している。

51. 短期的措置に加えて、長期的措置は、サヴァイヴァーが完全に回復し、その地域社会に再統合するのを助け、彼らの再被害化の機会を減らす[34]。現在まで、国々は短期的サーヴィスの提供に主として重点を置いてきたが、国々の中には、再統合のために長期的ケアと支援をますます提供いているところも

---

[33] 反人身取引協力国連行動、*アジアでの人身取引の脆弱性。*

[34] Denise Brennan 及び Sine Plambech、「社説: 前進の道---人身取引後の生活」、*反人身取引レヴュー*、第 10 号(2018 年)。

ある。デンマークは、サヴァイヴァーの母国への帰還後の 6 か月の支援を含め、任意の帰還と再統合を支援している。ラトヴィアは、教育、訓練、所得の多い雇用を見つけるための支援を含め、包括的な社会的更生プログラムで人身取引のサヴァイヴァーを支援している。

52. 主要な課題は、サヴァイヴァーのための支援サーヴィスとヴィザ(一時的・永久)が、しばしば、刑事司法制度とのその協力に基づいて、条件付きであることである。従って、彼らはしばしば、長期的支援よりも短期のニーズに重点を置き、刑事司法プロセスを経ないことを選択するサヴァイヴァーは、回復を助ける支援サーヴィスを否定されている。一時ヴィザは、しばしば、人身取引サヴァイヴァーが働く能力を制限するが、この働く能力は、彼らの回復と再統合及び再被害化の危険を減らすことにとっは、条件なしで、法律執行に協力する意向または証人として裁判に参加する意向に基づくべきではないことを繰り返し述べてきた。

53. さらなる課題は、人身取引サヴァイヴァーのためのサーヴィスの提供を移動状況とつなげることである。国々の中には、一時的ヴィザの条件が、彼らの更生のために必要な基本サーヴィスへのアクセスを得ることを妨げるかも知れないところもある。人身取引被害者が、サーヴィスへのアクセスを認める一時的居住と労働許可を受ける権利を有している場合でさえ、許可証を得るプロセスが、しばしば時間がかかり、経ることが難しく、これが、彼らがサーヴィスにアクセスを得ることを妨げている[35]。

54. 国々の中には、人身取引被害者が刑事捜査プロセスとの協力に関して決定を下しつつ、支援にアクセスを得ることができる 30 日から 90 日の反省と回復の期間に変更を加えたと報告したところもある(アンドラ、デンマーク、ラトヴィア及びニュージーランド)。人身取引サヴァイヴァーの入国状態も、刑事司法制度のプロセスへの参加を条件としない一時的または永久的居住権の許可(カナダとデンマーク)または人身取引被害者のための特別ヴィザのカテゴリーの設立(ニュージーランド)のような好事例を伴って、国々わたって様々である。

55. 国連システムも、サーヴィスの提供を支援することにより、人身取引被害者のケアに貢献している。例えば、ユニセフは、人身取引の被害者である女性と子どものために、情報、支援サーヴィスの提供を支えてきた。身元確認の欠如のために人身取引に対して女性と子どもが脆弱であることに対応して、ユニセフは、アフリカの角、西アフリカ及び東南アジアで、移動者と難民母集団の間の出生登録を強化することに努力を集中してきた。平和維持局と UNODC は、警察職員のための訓練プログラムのために、人身取引に関するモジュールを開発している。

56. UNHCR は、面接や応募プロセスのような亡命申請プロセス内に、人身取引被害者に対応する戦略を埋め込んできた。国連ウィメンは、法的情報へのアクセスを提供し、職業技術訓練を支援することにより、数か国で、人身取引被害者を支援している。国連ウィメンは、人身取引サヴァイヴァーへのサーヴィス提供の基準に関するガイドラインを提供することにより、国の当局とサーヴィス提供者の能力も築いている。IOM は、被害者のための積極的な対処戦略を支援しつつ、人身取引者の搾取に対する脆弱性を減らすために専門の学際的な支援チームを配置して、人身取引被害者、特に子どもに直接的な援助を提供してきた。現代の形態の奴隷制度と人身取引被害者のための国連の任意信託基金は、助成金と能力開発プロジェクトを通して、人身取引被害者に直接的援助を提供している。女性に対する暴力撤廃

[35] 同上。

行動を支援する国連信託基金は、周縁化された集団に重点を置いて、人身取引被害者への支援サーヴィスの提供を支えてきた。

D. データと調査

57. 人身取引の完全な性質・程度・インパクトを理解するには、人身取引に対処する効果的な政策とプログラムの立案と実施を特徴づけることのできる質の高い、性別データの時宜を得た収集が必要である。法律と政策のインパクトの監視とサヴァイヴァーのためのプログラムと長期的成果の評価は、人身取引を防止し、対応するための最も効果的戦略についての知識を高めために重要である。

58. 加盟国は、人身取引に関するデータを改善することに努力を集中している。国々の中には、人身取引事件の数と性質に関する情報を提供し、時が経つにつれての傾向を監視するために、人身取引に関する年次報告書を導入してきたところもある(カナダ、チリ、ジャマイカ、ケニア、リトアニア及びウクライナ)。人身取引に関する状況を報告し、監視することに責任を有する国の報告者を任命する傾向が増えている(ジャマイカとリトアニア)。たった一つの国(リトアニア)が、すべての国々にわたって強化が必要な領域として、監視と評価を強調して、反人身取引プログラムを評価する努力について報告した。

59. UNODC、ILO 及び IOM のような国際団体の努力と測定を改善し、傾向を監視するための「持続可能な開発目標」の実施における機会にもかかわらず[36]、信頼できるデータの編集は、依然として課題である。一方で、人身取引の総量の測定は、行為、手段、目的という 3 つの決定要因の共存を説明しなければならない。他方で、人身取引被害者には、発見された被害者も未発見の被害者も含まれるべきである。刑事司法制度の捜査と訴追活動の結果として発見された被害者の数は、国の法律執行当局によって数えられ、報告されている。未発見の被害者の数を推定するための方法論は、まだ開発中である。方法の中には、オランダの子どもの人身取引と性暴力に関する国内報告者と UNODC の最近の報告書で強調されているように、明らかにされているものもあるが[37]、整理統合された取組を生み出し、合意に達するには、さらなるテストが必要とされる。未発見の被害者を推定する方法は、被害者の特徴(性と年齢)と受けた搾取の型の推定ができなければならない。

60. 国連諸機関は、人身取引に対する対応をより良く理解し、改善するために行われたデータ収集と調査を通して、人身取引に関する知識基盤を強化してきたが、これには、人身取引に対する対応の効果に関する調査の支援(国連地域間犯罪司法調査機関)、人身取引の子ども被害者の保護を改善する方法論と指標の開発(ユニセフ)、人身取引とテロリズムとの間の関連性に関する調査(対テロ委員会執行部)及び人身取引被害者のプロフィールの傾向を理解するための定期的データの作成(IOM と UNODC)が含まれ、人身取引事件の訴追における繰り返される立証の問題を理解し(UNODC)、人身取引のジェンダーの側面に対処する際のギャップの地図を作成し、分析し(国連ウィメン)、実践家が部門別学習を働かせ、反人身取引プログラムを改善できる、アクセスでき、容易く用いることのできるツールの開発を支

---

[36] 「持続可能な開発目標」の指標 16.2.2(性別・搾取の型別の 10 万人につき人身取引被害者の数)を参照。

[37] オランダの子どもに対する人身取引と性暴力に関する国内報告者と UNODC、「『国連持続可能な開発目標』のターゲット 16.2 を監視する: 年度別、年齢別、ジェンダー別、搾取の型別、国籍別の 2010 年から 2015 年までのオランダにおける想定される人身取引被害者の数の多制度推定」、調査説明書(2017 年 9 月)。

援する(人身取引に反対する機関間調整部会)。WHO は、被害者を発見しその健康ニーズを支援する際に保健サーヴィスが果たすことのできる役割に関する証拠を編集している。OHCHR も、人権メカニズムの法律学を監視している。

V. 結論と勧告

A. 結論

61. 人身取引は、その表れとインパクトにおいて依然として深くジェンダー化された犯罪であり、人権侵害である。女性と女児の人身取引は、誰も取り残さず、いくつかの「持続可能な開発目標」とターゲットにわたって包括的に統合されて追求されなければならない持続可能な開発を達成するために撤廃されなければならない女性と女児に対する一形態の暴力として「2030 アジェンダ」で対処されている。

62. 国々は、しばしば、周縁化された集団の女性と女児を対象とした措置で、女性と女児の人身取引の防止と対応に関する法律と政策を継続して採択し、強化した。場合によっては、そのような法律は労働法や入国管理法を含めたその他の関連法に沿うものであった。この進歩にもかかわらず、法の執行は依然として脆弱であり、捜査・訴追・有罪判決の率は依然として大変に低いままである。

63. 人身取引を追跡するために設置されているプログラムの数は増えているが、これらプログラムのうちの幾つがジェンダーの視点と人権に基づく取組を反映しているかは必ずしも明らかとは言えない。そのインパクトを理解するためのプログラムの監視と評価及びどの取り組みが、人身取引、特に女性と女児の人身取引を防止し、対応する際に最も効果的かに関する情報はほとんど提供されなかった。人身取引を防止する努力が主として意識啓発と情報交換に重点を置いていることを仮定すれば、人身取引の根本原因に取り組むことと国々の「持続可能な開発目標」のより幅広い実施の不可欠の部分として人身取引の防止にもっと重点を置くことが必要である。

64. 国家は人身取引のサヴァイヴァーを支援する必要性をますます認めるようになっているが、女性と女児の人身取引に対するほとんどの対応は未だにしばしば、被害者の刑事司法制度のプロセスとの協力を条件にしている短期的サーヴィスの提供に重点を置いている。サヴァイヴァーの長期的な再統合と支援を確保する努力はまだ限られている。

65. 国々は、人身取引に関するデータを改善することを目的とするいくつかのイニシャティヴについての情報を報告したが、努力は、未発見の被害者に関する情報の収集と国際的に合意された基準と方法論の開発を通して周縁化された集団の女性と女児を含めたそのようなデータの質と利用可能性を改善することにもっと重点を置かなければならない。

66. 急速な技術の変化が、人身取引の防止と対応の風景を変えている。技術的発展を特徴づけ、人身取引に対する技術的対応がデータ保護、プライヴァシー及び倫理的基準を尊重することを保障する手助けをするように、人身取引に関連する技術の利益と欠点の可能性を理解するために、もっと調査が必要とされる。

B. 勧告

67. ジェンダー平等、すべての女性と女児のエンパワーメント及びその人権の実現を達成することは、人

身取引を含めた女性と女児に対するあらゆる形態の暴力に対処するための要石として、すべての国際的な政策公約の核心になければならない。

68. 国家は、人身取引の防止と対応のための措置が、完全に明確にこの犯罪のジェンダー化した性質に対処することを保障するべきである。特に国家は、性的搾取、強制結婚及び家事苦役の主要な被害者である女性と女児の特別なニーズに対処するべきである。対応は、人身取引の根本原因としてのジェンダーとジェンダー不平等に基づく差別にも対処するべきである。誰も取り残さないために、措置は、最も周縁化された集団の女性と女児の脆弱性を高める重複し、重なり合う形態の差別に対応しなければならない。

69. 国家は、人、特に女性と女児のあらゆる形態の人身取引を犯罪化する特別法が、「国連国際犯罪防止条約」とその「議定書」によって定められた基準に従って設置されることを保障するべきである。これら法律は、人身取引のすべての被害者が司法にアクセスでき、加害者が訴追され、そのすべての犯罪に対して責任を取らされ、犯罪の利益が押収され、没収されることを保障するために、完全に実施され、施行されなければならない。

70. 国家は、移動、労働及び人身取引に関する法律とこれに対応する措置との間の統合力を確保するべきである。そのような法律と措置は、人権の原則に基づくべきであり、移動女性労働者を含めた移動する女性と女児の移動と雇用プロセス全体を通して保護されることを保障し、人身取引からの効果的保護を提供するために、ジェンダーに配慮したものでなければならない。人身取引を防止する努力は、女性と女児を人身取引に対してより脆弱にするようなより制限的な移動政策という結果となってはならない。国家は、労働基準が国際基準を順守するように職場が規制されることを保障し、人身取引の被害者となる可能性のある者に注意して、遵守を監視する措置を導入するべきである。

71. 国家は、人身取引に対して女性と女児を脆弱にする根本原因に対処し、人身取引に対する需要を減らすために、意識啓発を超える防止措置を採用するべきである。これら努力は、特に女性に対する暴力とそのような暴力に対する寛容の文化、貧困に対する女性と女児の脆弱性、ディーセント・ワークへの女性のアクセス及び教育への女性と女児のアクセスに対処することを目的としなければならない。人身取引を防止するそのような努力は、国家の「持続可能な開発目標」のより幅広い実施に埋め込まれるべきである。

72. 国家は、人身取引被害者が社会に再統合し、尊厳と尊重で満ち足りた生活を送ることができるように、質の高いサーヴィスを含め、彼らが包括的で長期的な保護と支援を受けることを保障するべきである。長期的な再統合と更生の支援は、彼らの司法プロセスへの協力またはその入国状態を条件にするべきではない。これには、最低限、所得創出活動の支援、訓練、財政的補償及び心理的リハビリテーションが含まれるべきである。国家は、リハビリテーションの期間中の法的居住の地位を認め、サヴァイヴァーの選択と最高の利益に沿うならば、また、長期の更生と再統合支援が利用できるときにのみ、帰還と再統合を確保するべきである。再人身取引の危険または報復の恐れのために母国に戻ることを望まないサヴァイヴァーは、労働許可証または特別居住の地位のような存続できる代替手段が認められるべきである。送還の場合には、効果的な手続きと監視が、再被害化を防止するために実施されるべきである。

73. 国家は、技術のプロヴァイダーや国連機関と共に、女性と女児の人身取引を防止し、対応する努力を高めるための技術の機会をさらに調べるべきである。国家は、データ保護、プライヴァシー及び倫理的基準に重点を置いて人身取引の防止と対応のために、技術の進歩による機会と危険及びそのジェンダーの側

面のさらなる調査を行うべきである。人身取引のための技術、特にインターネットとソーシャル・メディアの利用を防止するために、さらなる努力も払われるべきである。

74. 国連システムとその他の関係政府間団体と NGO は、特に様々な形態の搾取に関する人身取引のジェンダーの側面を解明する手助けをするために、性別・年齢別のデータの収集、分析、普及を改善する目的で、各国政府と協力するべきである。さらなる調査も、強制結婚と偽装結婚のような人身取引の状況内で十分に探求されていない形態の人身取引に関しても行われるべきである。

73. 国連システムは、女性と女児のために良好な成果を提供するように、効果的な実施と評価を確保するために調整されたやり方で女性と女児の人身取引に対処する国の努力を支援し続けるべきである。

女性性器切除の撤廃のための世界的努力を明らかにする(A/73/266)

事務総長報告書

概要

女性性器切除撤廃のための世界的努力を明らかにすることに関する総会決議第 71/168 号に従って、本報告書は、女性性器切除の慣行の根本原因とこれを助長する要因、その世界的広がり及びそれが女性と女児に与えるインパクトに関する情報を、関連する証拠とデータを含めて提供するものである。本報告書は、現在まで加盟国と国連システムより現在までに遂げられた進歩の分析も提供する。本報告書には、結論と今後の行動のための勧告が含まれる。

I. 序論

1. 決議第 71/168 号で、総会は、女性性器切除は有害な慣行であり、女性と女児に対する一形態の暴力であり、その身体的・精神的健康と性と生殖に関する健康と共に、女性と女児の人権に否定的インパクトを与える深く根付いた否定的規範・固定観念に本来関連していることを再確認した。総会は、女性性器切除の撤廃が、社会の異なった部分の幅広いステイクホールダーがかかわる包括的な運動という努力を通して達成できことを再確認した。

2. 総会は、特に、包括的な防止戦略と多部門的サーヴィスの提供により重点を置き、法律の実施を監視する説明責任メカニズムを設置するよう各国に要請した。総会は、女性と女児のエンパワーメントが、彼女たちが直面している差別と暴力のサイクルを断ち切ることにとって極めて重要であり、この慣行を廃絶することを目的とする政策とプログラムの実施に、十分な資金を配分するよう、各国に要請した。

3. 決議のパラグラフ 26 で、事務総長は、女性性器切除の慣行を助長する根本原因と要因、その全世界的広がり、それが女性と女児に与えるインパクトに関して、現在までに遂げられた進歩の証拠とデータと分析及びその廃絶のため勧告を含めた詳細で学際的報告書を第 73 回総会に提出するよう要請された。

4. 本報告書は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」とその「誰も取り残さない」という中心的信条の

実施の状況での女性性器切除廃絶における最近の発展、継続中の課題及び革新的慣行を調べるものである。本報告書は、加盟国[38]と関連する国連システムの諸機関[39]から受領した情報と提出物に基づき、最近の調査結果、証拠及びデータに特徴づけられている。本報告書は、2016 年 8 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までの期間をカヴァーする。

II. 世界と地域の規範的発展

5. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」には、「持続可能な開発目標 5」の下で、女性性器切除のような有害な慣行の撤廃(ターゲット 5.3)と女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃(ターゲット 5.2)のためのターゲットが含まれている。女性性器切除は、女性と女児がその生涯を通していつでも経験することのある暴力の連続の一部である。女性性器切除は、女性と女児の性と生殖に関する健康を含め、その生活と健康に重大なインパクトを与え、その生活に影響を及ぼす決定に平等な発言権を持つ能力と並んで、教育と所得創出活動への平等なアクセスを厳しく制限する。ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの実現に対する障害として、女性性器切除とその他の形態の女性と女児に対する暴力の根絶は、「北京宣言と行動綱領」を実施するより幅広い努力と「2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施の中で追求されるべきである。

6. 女性性器切除のような有害な慣行を撤廃する努力は、誰も取り残さないために、最も高い危険にさらされている女性と女児の集団、特に難民と移動する女性、農山漁村と遠隔地で暮らしている女性、幼い女児を含め、重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性も対象にするべきである。同様に、「2030 アジェンダ」を支えている普遍性と人権の尊重の原則は、ステイクホールダーが、個々の状況、有力な文化的・社会的規範、または送り出し国または目的国にかかわりなく、女性性器切除に対処することを義務付けている。

7. 報告期間中に、国際社会は、アクラで 2017 年 11 月 15 日と 16 日に開催された女性性器切除に関する高官閣僚会議とロンドンで 2018 年 4 月 16 日から 18 日まで開催された英連邦女性フォーラムを含めた世界と地域の場所で、明確な公約を行った。より密接な国際協力、特に農山漁村の女性と女児、難民の女性と女児、移動者である女性と女児にかかわり、地方の社会とさらにかかわり、政策とプログラムのための資金を増額するという公約がなされた。女性性器切除、子ども結婚、早期・強制結婚、女性と女児に対する暴力のような有害な慣行は、家父長的構造と男女間の不平等な権力の配分によって永続化されるジェンダー不平等と差別を含め、共通の根本原因を持つとの認識が高まった。

8. 地域フォーラム[40]も、より幅広い子ども保護の枠組み内にこの問題を入れ、「アフリカ連合 2063 アジェンダ」と「2030 アジェンダ」の状況内で、この慣行の廃絶を支援する必要性を認めた。各国は、女

---

[38] 提出物は、アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、カメルーン、カーボヴェルデ、クロアチア、コロンビア、キプロス、デンマーク、エルサルヴァドル、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、インドネシア、アイルランド、ケニア、リベリア、マリ、モーリタニア、メキシコ、ナイジェリア、シエラレオネ、セネガル、スイス、トーゴ、テュニジア、トルコ、ウガンダ及び英国より受領された。

[39] 提出物は、国連子ども基金(ユニセフ)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、国連人口基金(UNFPA)及び女性に対する暴力撤廃支援国連信託基金より受領された。

[40] 例えば、アブジャで 2017 年 12 月 16 日に開催された国家と政府の長の権威に肢アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)第 52 回登場会期と南アフリカヨハネスブルグで 2017 年 10 月 12 日と 13 日に開催された汎アフリカ議会の第 10 回年次女性会議。

性性器切除事件を発見し、捜査し、訴追することに関連してもっと用心するようにも要請されてきた[41]。

9. 第 62 回会期の合意結論(E/CN.6/2018/L.8)の中で、女性の地位委員会は、このような慣行を廃絶するよう両親と地域社会をエンパワースことにより、農山漁村地域で暮らしている女性と女児に不相応な悪影響を及ぼす女性性器切除及びその他の有害な慣行を廃絶するよう各国政府に要請し、その他のステイクホールダーに勧めた。

10. 人権理事会は、この慣行が拷問となり、待遇を格下げすることを認めて、人権侵害として女性性器切除に対処し、その医療化に向けた傾向が、これをより受容できるものにはしないことに留意してきた(A——RC/RES/38/6 を参照)。人権理事会は、法律執行と司法担当官の間の国際協力の強化を通して女性性器切除の国境を越える慣行に対処するために国内法を強化するよう各国に要請してきた(同上)。さらに、理事会は、この慣行と妊産婦死亡、保健ケア・サーヴィス、情報及び教育の欠如並びに栄養失調と貧困との間の関連性を認めてきた(A/HRC/RES/33/18 を参照)。

11. 一般勧告第 19 号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するその一般勧告第 35 号(2017 年)(CEDAW/C/GC/35)の中で、女子差別撤廃委員会は、有害な慣行が、特に文化的・イデオロギー的・政治的要因の悪影響を受けている女性に対するジェンダーに基づく形態の暴力であること確認した。さらに委員会は、締約国が有害な慣行を含め、女性に対するジェンダーに基づく形態の暴力を受容し、大目に見ている規定を廃止することを勧告した。

12. 締約国の報告書を検討する際に、委員会はこの慣行を廃絶するための法律及びその他の措置を歓迎してきたが(例えば、CEDAW/C/NLD/CO/6 及び CEDAW/C/CAN/CO/8-9 を参照)、助けを求める際の重要な情報の欠如のみならず、女性性器切除を受けているまたはその危険にさらされている、しばしば移動者家庭の幼い女児の状態について懸念も表明してきた(例えば、CEDAW/CHE/C/4-5 及び CEDAW/C/DEU/CO/7-8 を参照)。委員会は、サヴァイヴァーの身元を確認し、加害者に責任を持たせるために、保健・社会サーヴィスの専門家たちの意識啓発と訓練を勧告してきた(同上)。

III. 現在の状況と現在までの進歩

A. 女性性器切除の広がり

13. 2016 年に、国連子ども基金(ユニセフ)は、広がりに関する代表的データを持つ 30 か国で、少なくとも 2 億人の女児と女性が女性性器切除を受けたことを示すデータを発表した[42]。その 2 億人のうち、半数以上が、エジプト、エチオピア、インドネシアという 3 か国で暮らしていた[43]。女児はますます幼い年齢で女性性器切除を受けており、15 歳以下の女児が切除された者の丁度 5 分の 1 以上を占めている(つまり、4,400 万人)[44]。

---

41 例えば、欧州議会決議第 2017/2936 号(RSP)。

42 ユニセフ、「女性性器切除: 世界的懸念」(2016 年)。www.unicef.org/media/files/FGMC_2016_brochure_final_UNICEF_SPREAD.pdf よりエラン可能。

43 同上。

44 同上。

14. 大規模な代表調査からのデータは、アフリカのいくつかの国々では高いまたはほとんど普遍的ともいえる普及率を示している。エジプト、ギニア及びソマリアでは、15 から 49 歳までの女性の女性性器切除普及率はそれぞれ 87%、97%及び 98%である。対照的に、普及率は大陸のその他の国々でははるかに低く、例えばガーナでは同じ年齢層の 4%、ニジェールでは 2%に影響を及ぼしている[45]。

15. 女性性器切除は、中東とアジアの地域で継続して行われている。イエーメンでは、85%の女児が生後 1 週間以内にこの慣行を受けており、一方インドネシアでは、12 歳未満の女児の約半数が、何らかの形態のこの慣行を受けている[46]。女性性器切除は、証拠が小規模の時代遅れの調査または逸話的報告から引き出されている公式データを持たない国々にも存在する。例えば、ジョージアの Kakheti 地域の Avar 社会の間にこの慣行の存在が報告された[47]。インドでは、小規模の調査が、調査された Dwoodi Bohra 女性の 80%が、切除されていることを示していることを発見した[48]。

16. 主として欧州で行われた最近の調査の中には、この慣行を受けた、または受ける危険にさらされている入国女性と女児の数を表示しようとしてきたものある。しかし、こういった努力は組織的なものではなく、大陸での全体的な普及率はわからない。ドイツの 2017 年の報告書で、ドイツで暮らしている 47,359 名の女性と女児が女性性器切除を受けていたことが分かり、これは 2014 年からの 30%の増加であった[49]。キプロスでは、2018 年に公表されたデータによれば、女性性器切除が行われている国々が出生国である 0 歳から 18 歳までの 758 の女児の総母集団の 12 ないし 17%が、女性性器切除を受ける危険にさらされているものと推定されている[50]。人口移動と共に、女性性器切除は、特に移動女性と女児、難民女性と女児の間で世界的側面を持つ慣行となっている。

17. 現在 15 歳から 19 歳までの女児の 3 人に 1 人が 1985 年の 2 人に 1 人に比べてこの慣行を受けている状態で、過去 30 年中に女性性器切除の普及率に全体的な減少の証拠がある。この減少は、ブルキナファソ、ケニア、リベリア及びトーゴのような国々で特に顕著である[51]。

18. しかし、最近の調査は、他の地域で普及率が上昇していることを示している。2018 年に発表されたデータによれば、オーストラリアの 20 万人以上の女性と女児が女性性器切除を受けているかまたはその危険にさらされており、これは 2014 年からの 252%の増加を表している。データは一つにはこれが行われている国からオーストラリアへの移動の増加が急増の原因であるとしている[52]。

---

[45] ユニセフ、「FGM を受けている 15 さいから 49 歳までの女児と女性の割合(居住場所、家庭の富の五分位数別)」。https//data.unicef.org/topic/chid-protection/female-genital-mutilation より閲覧可能。

[46] ユニセフ、「インドネシア: 女性性器切除に関する統計的プロフィール」。https://data.unicef.org/wo@conteent/uploads/country_Profiles/Indonesia/FGMC_IDN.pdf より閲覧可能。

[47] ジョージアの公共擁護者、「女性性器切除に関する公共擁護者のステートメント」。http://ombudsman.ge/en/news/public-defenders-statement-on-female-genital-mutilation.page より閲覧可能。

[48] Marjya Taher、「Dawoodi Bohra 社会の女性性器切除を理解する: 説明的調査」、Sahiyo、2017 年。

[49] https://netzwerk-integra-de/startseite/syudie-fgm より閲覧可能。

[50] ジェンダー平等欧州機関「女性性器切除: 何人の女児がキプロスで危険にさらされているのか?」。http://eurogender.eige.europa.eu/system/files/events-files/eige_fgm_cyprus_country_profile.pdf より閲覧可能。

[51] ユニセフ、「FGM を受けた 15 歳から 49 歳までの女児と女性の割合(居住場所別・家庭の富の五分位数別)」。

[52] FGM ノー・オーストラリア、「2018 年オーストラリアの FGM の広がり」。http://nofgmoz.com/2018/03/07/new-report-fgm-

19. さらに、2018 年に国連人口基金(UNFPA)が発表したデータによれば、毎年女性性器切除を受けている女児の数のこれまでの推定には、インドネシアのような危険度の高い国々からのデータが含まれておらず、従ってこういった国々の女性性器切除の真の程度を過小評価していた。1,500 万人の女児が、インドネシアでは 2030 年までに女性性器切除を受けるものと見積もられている[53]。

20. さらに、青少年の人口学が、世界的に女性性器切除を受ける危険にさらされている女児の数を推定する際の重要な要素である。高い普及率を示している代表データを有する国々の中には、30%以上の女性母集団が 15 歳以下であるところもある[54]。最近の予想は、毎年女性性器切除を受けることになる女児の数が、2015 年の推定数 390 万人から 2030 年には 460 万人に増え、この増加は、エジプト、エチオピア、ナイジェリア及びスーダンのような国々で最も明らかとなるであろう[55]ことを示している。

21. もし女性性器切除を廃絶する進歩が、過去 30 年に目撃されたものよりも速い速度で促進されなければ、女性性器切除を受ける女児と女性の数は増え続け、世界的な普及率の減少は、この慣行が行われている国々での全体的な人口増加によって打ち消されてしまうであろう。この予測は、女性性器切除/割礼に関する UNFPA-ユニセフ合同プログラムの第 I 段階と第 II 段階からの結果によって支持されている[56]。例えば、プログラムに参加している 17 か国のうち女性性器切除の廃絶に向けた変化の最も高い年間平均率を達成しているケニアは、2030 年までにこの慣行を廃絶するために現在の変化率を 4 倍に増やさなければならないであろうと推定されてきた。

B. 根本原因、助長する要因及び結果

22. 深く根付いたジェンダー不平等と女性と女児に対するジェンダーに基づく差別から生じる女性性器切除の永続化の背後には、複雑な底辺にある動機と理由がある。これらには、女性のセクシュアリティを管理し、自分の身体に関連する問題に関して決定する女性と女児の権利を制限したいという欲望が含まれる。その他の理由には、特に女性性器切除が前提条件であるところでの貞淑、社会的地位、婚姻可能性、この慣行を是認する宗教説話、しばしば子ども結婚、早期・強制結婚と関連する女児の成人への移行を記念する儀式、及び女性と女児の教育と雇用機会へのアクセスの制限を確保することが含まれる。

23. 女性性器切除は、経済的・教育的・社会的・地理的線を超える。女性性器切除廃絶を家庭の所得、都会化及び教育に関連付ける様々な影響力と保護的要因がある(A/71/209 を参照)。最近の調査は、廃絶に向けた態度が、ジェンダー規範を再形成する際に、比較的若い、正規の学校教育を受けた女性の間で変化していることを示してきた[57]。また、伝統的な家族構造の変化、女性の経済的社会的役割の変化

---

prevalence-australiz-2018 より閲覧可能。

53 UNFPA、「カーヴを曲げる: 変えることを目的とする FGM の傾向」。https://www.unfpa.org/sites/default/files/resource-pdf/18-053_FGM-inforgraphic-2018-02-05-1804.pldf より閲覧可能。

54 国連経済社会問題局人口部(2015 年)。*世界人口展望: 2015 年改訂版。*https://esa.un.org/wpp.Publications/より閲覧可能。

55 UNFPA、「カーヴを曲げる: 変えることを目的とする FGM の傾向」。

56 合同プログラムは、ブルキナファソ、ジブティ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、セネガル、ソマリア、スーダン、ウガンダ及びイエーメンで活動している。

57 Hannelore Van Bavel、Gily Coene 及び Els Leye(2017 年)、「タンザニアのアルシャ地域とマンヤラ地域のマサイ族の間の変化要る慣行と女性性器切除の意味の変化」、文化、保健、セクシュアリティ、第 19 巻、第 12 号(2017 年)。

とそれが女性性器切除と結婚資格に関する態度の変化と相俟って、家庭と地域社会の意思決定プロセスに与えるその影響力が、この慣行の廃絶に影響を与えるかも知れない。調査は、子ども結婚を禁止す法律の導入のような構造的介入も女性性器切除のようなその他の有害な慣行に間接的ではあるが幅広い影響を及ぼすことができることを示してきた。しかし、この慣行について家族と地域社会が行う決定に影響力を及ぼすことのできるより幅広い社会的・経済的・政治的要因をより良く理解するための調査が必要とされる[58]。

24. 女性性器切除は、社会的しきたり及び規範として作用し、地域社会内に相互の期待によって設置されている。その結果、こののの慣行に関連する社会的報償と制裁は、この慣行の継続と廃絶の強力な決定要因である[59]。

25. ユニセフが 2016 年に発表したデータは、15 歳から 49 歳までの女性と女児の 3 分の 2 以上(67%)とほぼ同じ割合の男性と男児(65%)がその地域社会でのこの慣行の継続に反対しているが[60]、そのような態度は国々の内部で様々である。例えば、マリでは、5 年という期間にわたる多様な指標・クラスター調査データの比較は、ティンブクテュとガンのような女性性器切除があまり行われていない地域でその継続の承認率はそれぞれほとんど倍増し、5 倍に増えていたことを示した[61]。このようなかなりの増加は、母集団の強制移動と様々なイスラム集団による占領の余波を含め、様々な要因によるものかも知れない。

26. 社会的受容と女性性器切除を受けていない結果としての社会的排除を避けたいという欲望は、この慣行に影響を及ぼす最も重要な要素である。女性性器切除を受けることを拒否する家族と女児は、暴力さえ経験するかも知れない[62]。シンドネシアでは、10 件中 8 件で、娘が女性性器切除を受けるかどうかに関して決定を下すのは両親であり、彼らはこの慣行についての宗教的・文化的信念の影響を受けている可能性がある。対照的に、伝統的指導者は、18%の事件で影響を与える人である[63]。

27. 女性性器切除を経験することは、女性と女児にとっては常に忘れられないものであり、否定的な健康結果の危険は、この慣行の厳しさの程度と共に上昇する。世界保健機関によれば、女性と女児は、ショック、激しい痛み、過度の出血、性器組織の腫れ、傷の癒しを含め、様々な兆候を経験することもある[64]。女性性器切除は、100 の施術に付きさらに 1 件から 2 件の予防できる死亡に繋がるものと推定されている。この慣行に関連する PTSD、不安、鬱病、記憶喪失の報告もある[65]。しかし、幼児としてま

---

58 Bertina Shell-Duncan、Reshma Naik 及び Charlotte Feldman-Jacoba、「女性性器切除/割礼に関する最新式総合: 今何が分かっているのか?」(ニューヨーク、人口会議、2016 年)。

59 UNFPA とユニセフ、「UNFPA-ユニセフ合同プログラム第 III 段階のための提案---女性性器切除の廃絶: 変化を促進する」。

60 ユニセフ、「女性性器切除: 世界的懸念」(2016 年)。

61 ユニセフ、「多様なインディケーター・クラスター調査: 最終報告書」。http://mics-unicef.org/surveys より閲覧可能。

62 Hannelore Van Bavel、Guy Cuene 及び Els Leye (2017 年)、「タンザニアのアルシャ地域とマニャラ地域のマサイ族の間の慣行の変化と女性性器割礼の変化する意味」。

63 ユニセフ, 「インドネシア: 女性性器切除/割礼に関する統計的プロフィール」。

64 世界保健機関(WHO)、「女性性器切除(FGM)の保健上の危険」。
www.who.int/reproductivehealth/topic/fgm/health_consequences_fgm/en より閲覧可能。

65 Samuel Kimani、Jacinta Muteshi 及び Carolyne Njue、「FGM/C の健康インパクト: 証拠の総合」(ニューヨーク、人口会議、2016

たは幼い子どもとしてこの慣行を受けた多くの女性は、後になって生じる併発症を幼い頃に受けたこの慣行に直接関連付けないかも知れない[66]。

28. 女性と女児は女性性器切除を受けさせられているが、その子ども及びその他の男性・女性の親戚を含めたその家族並びにより幅広い地域社会は、地域社会がこの慣行を廃絶したずっと後を含め、心理的に情緒的に彼女たちの苦しみの影響を受けるかも知れない[67]。

C. 女性性器切除廃絶のための革新的慣行: 課題と学んだ教訓

29. 女性性器切除の廃絶には、この慣行を防止し、対応することに向けた学際的取組が含まれるべきである。これには、国連機関と並んで、政府の様々な部門と広範な市民社会団体を含めたカギとなるステイクホールダーのかかわりと調整が含まれるべきである。この取組の採用には、ステイクホールダーが、最も脆弱な女性と女児を考慮に入れて、女性器切除を受けた女児と女性のための質の高い多部門的介入を提供する法律と政策及び厳格な防止戦略を採用するといった包括的な介入を行うことが必要である。政策とプログラム形成を特徴づけ、進歩を監視するために、データも必要とされる。

30. 性と生殖に関する健康の危険を含め、短期的・長期的健康の危険が増加している状態で、女性と女児に対する暴力の一形態としての女性性器切除に対処する包括的取組を追求するために、適切な財政資金が提供されることが極めて重要である。当初の 5,000 万ユーロの投資によって支えられて、国連と欧州連合による合同の努力である最近開始された「スポットライト・イニシャティヴ」[68]は、法律と政策、防止、サーヴィス及びデータ収集の領域で、有害な慣行を含めた女性と女児に対する暴力に対処する措置を含むそのような包括的取組を強化してきた。「スポットライト・イニシャティヴ」は、そのアフリカにおけるプログラム形成で、有害な慣行と性と生殖に関する健康に重点を置くことになる。これは、各国政府と市民社会を含めた関連行為者の間の協働を強化し、適切に資金が提供された時、ジェンダー不平等と女性に対する暴力に対処する介入がすべての「持続可能な開発目標」の実現に良好なインパクトを与えることができることを示すことを目的としている。

31. 報告期間中に、各国は、「2030 アジェンダ」に述べれているように誰も取り残さないという原則と女性と女児に対するその他の形態の暴力とさらに幅広くジェンダー不平等に対処する努力を関連付ける必要性に重点を置いて女性性器切除に対処する措置に関して報告した。

a. 機能的環境

32. 最高のレヴェルでの政治的公約は女性性器切除の廃絶に成功することにとって極めて重要である。地域レヴェルでは、そのような公約の表明には、女性と子どもの健康に悪影響を及ぼす伝統的慣行に関する汎アフリカ委員会による女性性器切除のような有害な慣行に対処するための親善大使としてのブルキナファソ大統領夫人の任命が含まれた[69]。

年)。

66 同上。

67 FGM 廃絶欧州ネットワーク、「FGM についてどのように話すか」、立場文書、2016 年 12 月。

68 http://www.un.org/en/spotlight-initiative/index.shtml を参照。

69 http://iac-ciaf.net/iac-goodwill-ambassador を参照。

33. 国内レヴェルでは、エボラ出血熱の蔓延を止める努力の一部として 2014 年にシエラレオネ大統領が出した女性性器切除に関する一時禁止が設置されたままで、新しく選出された政府によっても取り消されていない。同様に、2018 年にリベリアで、国内問題省が、農山漁村地域で女性性器切除を行うことが含まれていたいわゆる「ブッシュ・スクール」の活動を停止する回状が再発出された。

34. 「合同プログラム」の最初の 2 つの段階の見直しは、女性性器切除を犯罪化する法律を開発することが、この慣行を廃絶するための機能的環境を醸成する際に重要であると結論付けてきた[70]。さらに、協議する参加型のプロセスを通して法案を作成することが、施行の効果を大いに促進し、高める[71]。法律の実施は、重要な次の段階である。介入を支持する十分な財源の提供に加えて、効果的な捜査、訴追、法の執行が女性性器切除廃絶の成功にとって必要である[72]。

35. この慣行の廃絶に対する主要な障害は、特に微妙で、親密でしばしば秘密のこの慣行の性質を仮定すれば、女性性器切除を犯罪化する法律の施行と実施の欠如である。報告期間中に、各国政府は法律、政策及びその実施を強化した。現在まで、アフリカ連合の 55 の加盟国のうち 25 が、この慣行を犯罪化する法律を有している[73]。欧州連合では、28 の加盟国のうち 18 が、女性性器切除の犯罪化に対処し、防止と保護と訴追の包括的枠組を提供している「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに関する欧州評議会条約(イスタンブール条約)」を批准してきた。

36. 2017 年に、女性性器切除事件に対処するために、ジョージアは、あらゆる形態の女性性器切除と女児または女性にこの手続きを受けるよう強制することを犯罪化する規定を含めるために刑法を改正し、これは 2 年から 6 年の懲役刑で罰せられることになった。「合同プログラム」も、エジプト、モーリタニア、及びウガンダでの法律の改正を支援し、女性性器切除を行ったことで起訴された者の懲罰を厳しくするという結果となり、一方マリは、保健ケア・ワーカーによる女性性器切除を禁止する 2 つの規則を採用した。

37. 米国では、ミシガン州とヴァージニア州が、女性性器切除を禁止する法律を採用し、この慣行が国の半数以上の州で今では犯罪化されるという結果となっている。アンドラ、アルゼンチン、カメルーン、クロアチア、デンマーク、エルサルヴァドル、メキシコ、テュニジア及びトルコを含めたその他の国々は、女性性器切除を含めた暴力から女児を保護するために、子ども保護枠組を含めたより幅広い国の法的枠組内でこの慣行に対処してきた。モーリタニアは、性と生殖に関する健康に関する国内法内でこの問題に対処してきた。

38. その「ジェンダー平等に関する開発政策行動計画(2016-2020 年)」の中で、ドイツは、女性性器切除を含め、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃することを公約した。国連からの支援を得て、シエラレオネは、女性性器切除削減のための国内戦略案を開発し、アイルランドは、この慣行の保

---

[70] UNFPA とユニセフ、「UNFPA-ユニセフ合同プログラム---女性性器切除の廃絶の第 III 段階のための提案: 変化を促進する」。

[71] Betina Shell-Dancan、「保健から人権へ: 女性性器切除と介入の政治学」、*アメリカの人類学者*、第 110 巻、第 2 号(2005 年)。

[72] UNFPA とユニセフ、「UNFPA-ユニセフ合同プログラム---女性性器切除の廃絶の第 III 段階のための提案: へかを促進する」。

[73] UNFPA、「女性性器切除(FGM)の頻繁に尋ねられる質問」。www.unfpa.org/resources/female-genital-mutilation-fgm-frequently-asked-questions#banned_by_law より閲覧可能。

健関連の要素のすべてに言及する第 2 回国内文化間保健戦略を公表することになっている。

39. 女性性器切除の慣行の国境を越え側面は、訴追に対する主要な障害となり続けている。これに対処するために、国々の中には(オーストリア、カーボヴェルデ、キプロス、デンマーク及びケニア)、犯罪が別の国で行われた時に犯人を罰すための法律を強化したと報告したところもある。英国は、特別保護命令を通して、そのような法律の実施を強化したと報告した。

40. しかし、多くの国々で、そのような行動は、特に休暇中にこの慣行を受けために母国に帰るいわゆる「休暇割礼期」中に脆弱な女児に十分な保護を与えてこなかった。2018 年に、2016 年に首都警察、国境管理隊、国内犯罪機関によって英国に導入されたモデルに似て、「USA ライムライト作戦」が、一般の意識を高め、この慣行を思いとどまらせる手助けをするために、米国入国・税関執行部によって、米国のいくつかの国内空港で始められた[74]。

41. 女性性器切除を犯罪化する法律の施行も、一つには加害者に責任を取らせる警察官と司法担当官の脆弱な能力とやる気のなさ、訴追を恐れた通報不足[75]、法律の知識の欠如、この慣行を巡る秘密性[76]、またはこの慣行が行われたことを証明する重荷に応えることの難しさのために、依然として課題である。さらに、ほとんどの国々がこの慣行に関して一様にデータを収集していないことを仮定すれば、女性性器切除事件の訴追の監視も限られている[77]。

42. これら課題にもかかわらず、報告期間中に、各国政府が既存の法律を施行する努力を払ってきたことは明らかである。2016 年に、女性性器切除の 253 の事件が裁判にかけられ、「合同プログラム」が活動している 17 か国で 77 名の個人が有罪判決を受けたが、これは、前年のそれぞれの数字の倍以上であった[78]。例えば、ケニアは、専門ユニットを設立し、この慣行の訴追のためのガイドラインを開発し、普及率の高い郡に 20 名の検察官を配置した。米国では、医師によって 2 人の 7 歳の女児に対して行われた女性性器切除がかかわる事件の初めての連邦の訴追は、2017 年にミシガンで行われた。

43. UNFPA とイクオリティ・ナウのアフリカ事務所の合同イニシャティヴを通して、「合同プログラム」の援助の下で、女性性器切除の通報された事件を効果的に監視するという課題に対処するための追跡ツールが開発されてきた。このツールは、事件の通報、捜査、訴追の段階中に、説明責任を推進し、差し止め命令や親の同意のような積極的な司法メカニズムと刑事訴追の代替手段のために女児がこの慣行を免れてきた事例を当局が文書化できるようにする。「合同プログラム」からの支援で、携帯電話とコンピュータを通して女性性器切除事件に関するデータを収集し、分かち合うためのツールに関する革

---

74 米国司法省、「Katie Sullivan　OVA 主席次長『ライムライト作戦』のアウトリーチ努力に参加」。https://www.justice.gov/ovw/blog/ovw-prinxipal-deputy-director-katie-sullivan-outreach-efforts-operation より餌覧可能。

75 Hannelore Van Bavel、Gily Coene 及び Els LEye (2017 年)、「慣行を変え、タンザニアのアルシャ地域とマニャラ地域のマサイ族の間の女性性器割礼の意味を変える」。

76 欧州ジェンダー平等機関、「女性性器切除: EU で危険にさらされている女児の数を推定する---報告書」。http://eurogender.eige.europa.eu/system/files/events-files/eige_fgm_report_0.pdf より閲覧可能。

77 同上。

78 UNFPA-ユニセフ、「数字によって変化を促進する: 女性性器切除/割礼に関する UNFPA-ユニセフ合同プログラムの 2016 年年次報告書---変化を促進する」。https://www.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/UNFPA_UNICEF_FGM_16_Report_web.pdf より閲覧可能。

新的訓練がギニアの法律執行担当官のために行われ、44 の事件の訴追、11 名の逮捕、2 つの有罪判決という結果となった[79]。

b. サヴァイヴァーのニーズに対処する

44. 女性性器切除を受けたまたはその危険にさらされている女児と女性は、彼女たちの短期的ニーズにも長期的ニーズにも対応する一連の包括的で質が高く調整された支援サーヴィスにアクセスできるべきである。これらには、保健ケア、心理的・法的支援、警察からの適切なシェルターを見つける支援が含まれる。サーヴィスは、最低、すべての女児と女性の権利、安全性、尊厳を支持するべきである。

45. 国連機関、計画、基金の中には、サヴァイヴァーのためのサーヴィスへのアクセスを提供する際に、各国政府と地方の団体を支援してきたところもある。例えば、「合同プログラム」は、第 II 段階(2014-2017 年)中に、危険にさらされている者を含め、300 万人の女児と女性が、保健・保護・法律・福祉サーヴィスを受け、女性性器切除に対処するためのサーヴィスを提供するために、36,000 以上の提供地点が、学校、保健施設、地域社会センター及び子ども保護ユニットに設立されたと報告した[80]。

46. 女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金は、女性性器切除のサヴァイヴァーのために医療・心理サーヴィスへのアクセスを提供する際に、草の根の団体を支援してきた。例えば、2017 年に、マリで 5,182 名の参加者(女性も男性も)が、女性性器切除が性と生殖に関する健康に与える否定的結果に関す情報を受け、中にはフォローアップのための適切なケア・サーヴィスに照会されたものもあった。ケニアは、女性性器切除がかかわる併発症の管理に関して、サーヴィス提供者のための標準的運営手続きを開発してきた。

47. 2018 年に、世界保健機関は、生涯の何らかの時期に何らかの型のこの手続きを受けた女児と女性に質の高い適切な保健ケアを提供する際に保健ケア・ワーカーを支援するために、女性性器切除と共に暮らしている女児と女性のケアに関する新しい臨床ハンドブックを開始した[81]。

48. 国々は、移動する女性と女児を含めた特別な集団のニーズに対処すための措置を取ってきた。例えば、ギリシャは、危険にさらされている移動する女性と女児に安全な避難所を提供するために、受け入れセンターを設立していると報告した。アイランドは、女性性器切除を受けた女児と女性が無料の専門の医療ケアと心理ケアにアクセスできるアイルランド家族計画協会によって運営されている専門の診療所を支援している。

49. 報告期間中に、女性性器切除を受けた、またはその危険にさらされている女性と女児にサーヴィスを提供するために、情報技術をさらに活用したという証拠があった。キプロス技術大学とのパートナーシップで FGM をなくすネットワークによって開発された「女性性器切除に対処する専門家欧州知識プラットフォーム」は、保健、社会サーヴィス、子ども保護、入国、警察と司法セクターの専門家のために情報、ツール、支援を提供している。同様に、「反女性性器切除ネットワーク」の一部として、スイスは、危険にさらされている女性のための別個の地域社会サイトと並んで専門家のために情報、ツー

---

[79] 同上。

[80] UNFPA-ユニセフ合同プログラム第 II 段階の業績分析、未出版。

[81] WHO、*女性性器切除と共に暮らしている女児と女性のケア: 臨床ハンドブック*(ジュネーヴ、2018 年)。

ル、資金を提供するインターネット・プラットフォームを開始してきた。

50. 報告期間中に明らかになったことは、医療化、つまり、保健専門家により女性性器切除を行うという傾向が増えていることである。医療化はアフリカに集中しているが、世界中の保健専門家が、この慣行を行うよう求められている[82]。女性性器切除の医療化は、完全な廃絶プロセスをより困難にして、これを制度化し、正常化している。この慣行には保健上の結果はないとの印象も与える[83]。世界保健機関(WHO)は、この慣行が保健ケア提供者によって行われることに反対している[84]。

51. 「合同プログラム」は、プログラムが活動している 17 か国のうち 7 か国で、この慣行を受けた女児の 10 人中 1 人以上が、保健専門家によって切除されていると報告した[85]。これら国々では、2,000 万人以上の女児と女性が、医療専門家の手で女性性器切除を受けており、これはこの慣行を受けた全世界のすべての女性と女児の 3 分の 1 を表している。エジプトでは、保健職員が、15 歳から 19 歳までの女児がかかわる事件の 68%に対して責任があった。医療化がこの慣行の広がりの全体的な減少を妨げていのかどうかははっきりしない。

52. 2017 年に、「合同プログラム」は、アラブ諸国同盟とのパートナーシップで、女性性器切除と闘う際の保健専門家の役割に関する高官地域会議をおこなった。この会議で、医師と助産師は、女性性器切除の廃絶と医療化に関する 2 つの声明を出し、地域・文化・医療・宗教・法律・人権・学術・メディアの視点を考慮に入れて、廃絶に対する多部門的取組を採用することの重要性を強調した。

53. 表明された公約にもかかわらず、女性性器切除のような有害な慣行を受けたことのある女児と女性のための質の高い、調整され、統合された支援サーヴィスを提供するための資金提供は限られてきた。その結果、多くのサーヴィス提供者、しばしば NGO は、依然として資金不足で、最も必要としている者に持続可能なケアと支援を保証できないでいる。

54. しかし、国家の中には、報告期間中に、この問題に対処することを誓い、資金を提供したと報告したところもあった。英国は、女性性器切除を受けた、またはその危険にさらされている女性と女児への社会サーヴィスによって対応を改善することに向けて、約 400 万ポンドを提供した。2014 年から 2018 年までの国内開発計画の一部として、コロンビアはこの慣行を受けた先住民族社会の女児と女性に財源と人的資源の支援を誓約し、その廃絶を目的とする世代間対話を開始することも誓約した。

c. 根本原因に対処する

55. 防止措置は、女性性器切除を廃絶する努力の重要な要素である。防止に効果的に対処することは、ジェンダーに基づく差別と不平等な力関係に強く根を下ろしている社会制度に新しい態度と行動を確立することの難しさのために、複雑なものとなることもある。しかし、学際的取組が、この慣行を廃絶する際に究極的には最も成功するものであるのはこの点である。

---

[82] Samuel Kiani 及び Bettina Shell-Duncan、「医療化された時世性器切除/割礼: 異論のある慣行と根強い議論」、*現在の性的健康報告書*, 第 10 巻、第 1 号(2018 年)。

[83] Ian Askew 他、「FGM の完全廃絶の繰り返される呼びかけ」、*医療倫理ジャーナル*、第 42 巻、第 9 号(2016 年)。

[84] WHO、「女性性器切除(FGM)の保健上の危険」。

[85] ジブティ、エジプト、ギニア、ケニア、ナイジェリア、スーダン及びイエーメン。

56. 女性性器切除の根本原因に対処するために、防止戦略は、女性性器切除のような有害な慣行を合法化し、正常化する態度と信念の制度に対処し、社会・制度・地域社会・個人のレヴェルでの様々な措置を含めなければならない。それら努力は、政府と地方自治体、市民社会と女性団体、家族、悪影響を受けている地域社会、伝統・宗教指導者並びに男性と男児を含め、変革の担い手としてのその能力を同時に支援しつつ、様々な行為者もかかわらせなければならない。女性性器切除に対処する際に効果的であることが分かった防止措置には、地域社会の動員、アドヴォカシーと意識啓発、女性と女児の教育と経済的エンパワーメントが含まれる。

57. 2017 年に、「合同プログラム」は、Drexel 大学とのパートナーシップで、女性性器切除に関連する社会規範の変化を測定する枠組を開発した。この枠組には、好事例と学んだ教訓に基づいて、監視・評価ツールが含まれ、社会規範に影響を及ぼす効果的介入の立案を支援し、それら介入のインパクトを測定するであろう。さらに、この枠組は、作業のその他の領域、特に子ども結婚、早期・強制結婚及び子どもに対する暴力のための参考として役立つであろう。

58. 報告期間中に、国家の中には、地域社会の動員と公的宣言を通して女性性器切除の廃絶を推進する際に成功を経験したところもあった。2016 年に、「合同プログラム」の支援を得て、273,800 名の個人を含むギニアの 989 の地域社会が、女性性器切除を廃絶するという公的宣言を行った。これは前年になされた 422 の地域社会宣言からのかなりの増加を記し、村々で暮らしている国の人口の 18%を表していた。そのような声明は、対象となった地域社会の 0 歳から 15 歳までの女児 20,563 名と 12 歳から 17 歳までの女児 15,320 名の子ども結婚を明らかにして保護することを可能にした[86]。しかし、上記の明らかにされた女児の集団が切除を受けていないかどうかまたは今後この慣行を受ける危険にさらにさらされていないかどうかを決定するためには、さらなるフォローアップが必要とされる。2016 年に、「合同プログラム」は、エジプトの Asyut で、76 のアウトリーチ活動が 76 の地域社会で行われ、総計 3,111 名の男女に到達したと報告した。その結果、1,080 の家庭が、女性性器切除の慣行を廃絶すると公的に宣言した[87]。そのような宣言は、コミュニケーションの障害を克服し、家族が他の人々も態度を変え、変化のプロセスで孤独ではないことを理解するので、特に家庭の場合に重要である。

59. 各国によって報告された措置の中には、この慣行をその他の形態の女性に対する暴力と関連付け、そのような侵害に対処するより幅広いイニシャティヴをつなげる世界のアドヴぇカシー・プラットフォームによって生み出される勢いを強化したものもあった。例えば、女性性器切除に関連する全世界のソーシャル・メディア・キャンペーンが、この慣行を廃絶する呼びかけを支援するために、アフリカ、米国、アジア及びオーストラリアにわたって、伝えられるところによれば百万人のツイッター利用者というターゲットを倍増する数に達して、#MeeToo 運動の支援を得て、「女性性器切除ゼロ・トレランス国際デー」を記念するために、2018 年にアイルランドで開始された[88]。

---

[86] UNFPA-ユニセフ、「数によって変革を促進する: 女性性器切除/割礼に関する UNFPA-ユニセフ合同プログラム 2016 年年次報告書---変化を促進する」。

[87] 同上。

[88] 「#MeeTooFGM キャンペーン、ソーシャル・メディア全体にわたって大きな支援を得る」、*Irish Examner*、2018 年 2 月 6 日。https//www.irishexaminer.com/breakingnews/Ireland/meetoofgm-campaign-garners-huge-support-across-social-media-826655.html より閲覧可能。

60. 国連諸機関も、この問題に注意を引く努力を強化した。2018 年に、「女性性器切除ゼロ・トレランス国際デー」に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)は、アフリカのための地域親善大使として Jaha Dukureh の任命を発表したが、彼女は、青少年の動員を通して女性性器切除と子ども結婚、早期・強制結婚の廃絶に重点を置くことになる。2017 年から 2018 年に、ガーディアン紙と NGO の女児のための安全な手とのパートナーシップで、彼女は、ジャーナリストと女性性器切除を受けた者のために、女性性器切除に対する態度を変え、伝統的プラットフォームとソーシャル・メディア・プラットフォームを通して、より幅広い視聴者に届く際に関心のある者の間でより強い関係を築くことを目的として、シエラレオネとセネガルで一連の訓練セミナーを開催した。

61. 地方の社会から受ける尊敬と立場のために、宗教指導者と宗教団体は、女性性器切除を永久化する態度と規範を変えことに向けて地域社会を動員する際にユニークな役割を持つ。例えば、報告期間中に、アイランドのイスラム・センターもソマリランドの宗教問題省も、女性性器切除に反対するファットワーを出した[89]。

62. 深く根付いた規範を変えることへの地域社会全体にわたる取組の一部として、男性と男児の成功したかかわりは、女性性器切除の廃絶にとって極めて重要である。ベルギーでは、NGO のイニシャティヴ「男性が声を上げる」は、ベルギー、オランダ、英国で、アウトリーチ活動を行いその地域社会で意識啓発キャンペーンを行うために、女性性器切除を廃絶し、この慣行を行っている地域社会からの男性の同輩教育者を訓練するプロセスに男性をかかわらせてきた。ケニアでは、女性性器切除廃絶キャンペーンへの長老のかかわりが、マサイ族とエンブ族社会からのますます多くの男性が女児の権利のチャンピオンになるよう奨励してきた。

63. 地域社会エンパワーメント・プログラムから学んだ教訓は、これが女性と女児にとって有害であるとは考えていないかも知れないので、女性性器切除を行っている個人と地域社会に配慮しなければならないことを示している。多くの女児は、家庭で、伝統的施術者または祖母の手でこの慣行を受けてきた。有害な慣行は許されるべきではないが、尊敬される汚名を着せない取組がこの慣行を維持している家庭と地域社会とのかかわりの核心になければならないことを認めることが重要である。この取組を採用することは、女性性器切除の完全廃絶に向けたより維持される進歩を保障するであろう。

d. データ収集と調査

66. 正確で、比較でき、分類されたデータと「持続可能な開発目標」のターゲット 5.3 に関して報告することを含め、新しい証拠を収集する必要性は、女性性器切除を廃絶し、進歩を監視することを目的とする法律、政策、プログラムの開発を特徴づける際に極めて重要である。慣行が行われていると報告されているがデータが全く利用できないかまたはある集団のデータがない場合には、これは特に重要である。0 歳から 14 歳までの女児の間の女性性器切除に関するデータを収集し分析することは、15 歳か

---

[89] 「アイルランドのイスラム・センター、FGM に反対するファットワーを出す」、RTE、2018 年 2 月 13 日。https://ww.rte.ie/news/2018/0212/940233-fgm/; 及び Nita Bhalla、「ソマリランド、女性性器切除を禁止するファットワーを出す」、トンプソン・ロイター財団、2018 年 2 月 7 日。https://www.reuters.co/article/us-somalis-fgm-fatwa/somaliland-issues-fatwa-banning-female-genital-mutilation-idUSKRNIFR2RA より閲覧可能。

ら 49 歳までの女児と女性のために集められてデータとの広がりの傾向の比較もできるようにするであろう。

67. 女性性器切除の危険を推定し、その性質、原因と結果を理解する際に量的調査方法と質的調査方法をつなぎ合わせる混合手法の取組の利用が、特に様々な集団の間の慣行に影響を及ぼす危険と保護の要因をより良く洞察するという結果となり、これが代わってこの慣行への対処によりよく対処するように対象を絞った政策を特徴づけることを調査が示してきた[90]。

68. スイスでは、公衆衛生連邦事務所が、この領域での政策とプログラム形成をさらに特徴づけるために、2019 年により幅広いニーズ評価を行う目的で、スイスの病院での女性性器切除の記録された事件に対して推定される蔓延率を比較する調査を、現在、行っている。

69. 「合同プログラム」は、「FGM を追跡するためにアフリカと欧州の間に橋を築く」イニシャティヴに関して、欧州 FGM 根絶ネットワークと現在パートナーを組んでいる。このイニシャティヴは、欧州とアフリカ全体にわたってステイクホールダーの間の知識の交換を推進する、女性性器切除に関する慣行の地域社会を開始している[91]。

70. 2017 年に、欧州評議会の人権運営委員会は、女性性器切除と強制結婚を防止し、闘うことを目的とする好事例と有望な事例に対する政策ガイドを発表したが、その中でこれら有害な慣行の結果の防止・闘い・対処への統合された対応の特徴を説明した。このガイドは、女性性器切除と強制結婚を廃絶するために欧州評議会の加盟国が取ってきたイニシャティヴの例も提供した[92]。

c. 調整

71. 女性性器切除を防止し、この慣行を受けた女性と女児に支援を提供するために活動している全ての団体の間の協力は、包括的で学際的な取組を確保するカギである。ポルトガルでは、国家と入国協会を含めた非政府行為者より成るセクター間グループが、女性性器切除を防止するための行動計画を生み出し、これが国の「ドメスティック・ヴァイオレンスとジェンダーに基づく暴力を防止し、闘うための国内計画(2014-2017 年)」に組み入れられてきた。

72. 2017 年に、「合同プロクラム」の第 II 段階の一部として、国連ウィメンは、社会規範と変革に関するモジュールに伴うジェンダー平等と女性性器切除に関する訓練モジュールのみならず、女性性器切除を含め女性と女児に対す異なった形態の暴力の間の政策関連性を強化することに関するガイダンスを開発した[93]。政府、市民社会及び国連機関のために 2017 年にケニアで行われたパイロット訓練は、この取組が、女性と女児に対す暴力の一形態としての女性性器切除に対する参加者の理解を高めるというその

---

[90] 欧州ジェンダー平等機関、「欧州連合で女性性器切除の危険にさらされている女児の推定: 報告書」。

[91] https://copfgm.org を参照。

[92] 欧州評議会、「女性性器切除と強制結婚を防止し、闘うことを目的とする好事例と有望な事例へのガイド」。http://rm.coeint/female-genital-mutilation-and-forced-marriage/16807baf8f より閲覧可能。

[93] 国連ウィメン、*女性性器切除/割礼と女性と女児に対する暴力: 異なった形態の暴力の間の政策関連性を強化する*(ニューヨーク、2017 年)。http://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2017/2/female-genital-mutilation-cutting-and-violence-against-women-and-girls より閲覧可能;及び国連ウィメン、UNFPS 及びユニセフ、女性性器切除/割礼に関する訓練マニュアル(2017 年。https://trainingcentre.unwomen.org/mod/data/view.php?d=i&rid=5423 より閲覧可能。

目標を達成する際に成功したことを示した。次の段階として、国連ウィメンは、女性性器切除を廃絶する努力の一部として女性と女児のエンパーメントを支援する介入に重点を置くことになる「合同プログラム」の第 III 段階(2018-2021 年)に参加するであろう。

IV. 結論と勧告

A. 結論

73. 国家は女性と女児に対する差別と暴力のより幅広い状況で、女性性器切除及びその他の有害な慣行に対処している。この慣行を完全に廃絶するために、子ども結婚、早期・強制結婚のような有害な慣行と根本原因に対処することが極めて重要である。

74. 国家は、この慣行を廃絶する際に重要な進歩を遂げてきたが、その成功は、特にアフリカのいくつかの国々で顕著である。しかし、国境を超える人口移動で、この慣行は、難民と移動者を含め、ますます多くの女児と女性が女性性器切除を受け、またはその危険にさらされている世界的側面を帯びている。

75. 女性性器切除の現在の世界の蔓延率の推定は、この慣行が行われている全ての国と地域社会からのデータを考慮しておらず、従ってこの慣行を受けた女児と女性の世界的な総数を過小評価している。もしこの慣行を廃絶する進歩が促進されなければ、蔓延率の減少はこれが行われている国々での人口増加によって打ち消されてしまうであろう。

76. 女性性器切除の蔓延に関する現在のデータは蔓延率が高い地域を指摘し、変革により敏感に反応するかも知れない母集団を明らかにし、この慣行に関連する影響力のある要因に光を当てるけれども、特にこの慣行に伝統的に関連していない国々では女性性器切除の性質、広がり、程度を理解する際に格差がある。

77. 国家は、女性性器切除を廃絶するという目に見える高いレヴェルでの政治的公約を示し、これが数多くの宣言、施行、この慣行を犯罪化する国内法の改正及び女性と女児に対する暴力撤廃に関する政策とプログラム形成への女性性器切除を廃絶する措置の統合に反映されてきた。このような前進にもかかわらず、この慣行を犯罪化する国内法の効果的実施は、依然として課題である。

78. 女性性器切除に対処する政策とプログラムの立案と実施において、移動集団と難民集団、農山漁村女性、先住民族女性、幼い女児を含め、重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性と女児の集団のための対象を絞った支援と対応の必要性を証拠が示している。現在までの結果は、これら集団がかかわる成功は、地域社会レヴェルで最も顕著であり、これら努力を倍増し見習うための国内レヴェルでのさらな作業が必要とされることを示している。

79. 国家は、データを収集し分かち合うために情報技術を利用し、社会規範を変えために地域社会動員努力の一部として幅広い行為者をかかわらせることにより、女性性器切除廃絶への包括的で統合された多部門的取組を示してきた。しかし、監視・評価制度を含め、政策とプログラムのための資金提供の利用可能性に関しては限られた情報しか提供されなかった。特に地域社会レヴェルでの介入のインパクトを評価するためにとられつつある措置の証拠も限られていた。

80. この慣行の医療化の増加に向けた傾向が、女性性器切除を廃絶する際の進歩を妨げているのかも知れ

ない。この傾向を逆転させ、この慣行の併発症を管理し、女性性器切除を防止する際のカギとなる変革の担い手としてのその役割を強化する保健セクターの能力を強化する明確な必要性がある。

B. 勧告

81. 国家は、この慣行を犯罪化する法律の施行または強化、質の高い多部門的な支援サーヴィスと包括的な防止戦略の提供並びに政府、市民社会及び国連機関の間の調整を含む女性性器切除廃絶に対する包括的で、学際的な取組を採用するべきである。

82. 国家は、難民と移動する女性と女児、農山漁村地域で暮らしている女性と女児、先住民族女性と幼い女児を含め、重複し重なり合う形態の差別に直面している危険度の高い母集団に特別な注意を払って、社会経済的原因と根本原因に対処するべきである。こういった努力は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実施するより幅広い努力の中に埋め込まれるべきである。

83. 女性性器切除が行われている国々での特に 15 歳未満の女児の人口増加を考慮に入れて、国家は、緊急の問題として、特に国内努力が対象としてこなかった地域社会での女性性器切除を廃絶する努力を強化するべきである。

84. 国家は、特に重なり合う形態の暴力を経験している女性と女児のために、「持続可能な開発目標」のターゲット 5.3 の実施における進歩の測定のために、国々にわたってデータの収集ができる標準化された方法を用いて、分類データを収集し分析するべきである。そのようなデータ収集は、女性性器切除が存在すると報告されているが、国内データが現在利用できない国々で開始されるべきである。国家は、15 歳から 49 歳までの女児と女性のために収集されたデータと広がりの傾向を比較するために、0 歳から 14 歳までの女児の間の女性性器切除に関するデータも収集し、分析するべきである。さらに、国家は、この慣行に対処する法律、政策及びプログラムをより良く特徴づけるために、女性性器切除の危険を推定する量的・質的方法の組み合わせを用いるべきである。国家は、この慣行が行われるかどうかに影響を及ぼすかも知れない個人、家庭、地域社会レヴェルの要因に関する調査も行うべきである。

85. 国家は、出生国または目的国で行われるかどうかにかかわりなく、女性性器切除を禁止する法律を制定し、強化し、施行し、この慣行を行う者に責任を取らせるべきである。国家は、法律と政策を強化する際に、相談できる参加型の取組を用い、遵守を確保するべきである。

86. 国家は、女性性器切除とその他の形態の女性と女児に対する暴力を撤廃することを目的とするイニシャティヴとジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成を目的とするイニシャティヴとの間の相乗作用を築くべきである。国家は、女性性器切除と女性と女児に対する暴力を撤廃することを目的とする努力が、より幅広い国内行動計画、セクター横断的政策及びジェンダー平等に関するプログラムに統合されることを保障するべきである。

87. 女性性器切除の医療化の増加に向けた傾向に対処するために、国家は、医師、地域社会の保健ケア・ワーカー及び助産師を含めた保健ケア提供者が、その有害な影響を十分に意識し、この慣行を促進し、行うことに対して法の下で責任を取らされることを保障するべきである。

88. 国家は、ジェンダー不平等、女性と女児に対する暴力及び女性性器切除を大目に見、正当化する既存の規範、態度と行動を変える手助けをするために、アドヴォカシー、意識啓発及び地域社会の動員を含

め、包括的な防止戦略を、様々なステイクホールダー、特に家庭、影響を受けている地域社会、学校と教員、女性団体を含めた市民社会、宗教機関、伝統的指導者、男性と男児、女性と女児及びメディアと共に採用し、実施し続けるべきである。国家は、すべての防止のための介入、特にこの慣行を維持している家庭と地域社会とかかわる時に、汚名を着せることのない取組を採用するべきである。特に難民や移動者社会の構成員は、出生国においても定住した国においても、意識啓発と情報共有を通して廃絶イニシャティヴに良好なインパクトを与えることができる。

89. 国家は、公的宣言とその他の地域社会レヴェルでの介入、特にこれらの措置がどのように未だに女性性器切除を受ける危険にさらされている女性と女児の保護になるのかを含め、継続中の措置のインパクトを監視し、評価するために、調査機関、学界、市民社会及び国連団体と協働するべきである。国家は、この慣行の廃絶を目的とする措置、特にニュー・テクノロジーを含めた措置のためのさらなる資金を明らかにし、規模拡大し、提供し、学習と知識の分かち合いも促進するべきである。

一世代のうちに産科フィステュラをなくす努力を強化する (A/73/285)

事務総長報告書

概要

本報告書は、総会決議第 71/169 に応えて準備されたものである。産科フィステュラは、女性と女児を垂れ流しにし、しばしば汚名を着せ、その家族や地域社会から孤立させる破壊的な出産傷害である。ジェンダー不平等のあからさまな結果であり、人権の否定であり、妊産婦・新生児ケアを含めた性と生殖に関する健康サーヴィスへのアクセスの乏しさであり、高い割合の妊産婦死亡と障害を示すものである。本報告書は、産科フィステュラをなくすための世界・地域・国内レヴェルで国際社会が払ってきた努力を概説し、一世代のうちに参加フィステュラをなくすために、人権に基づく取組で、この努力を強化するための勧告を提供するものである。フィステュラをなくすことは、2030 年までに「持続可能な開発目標」を達成するための不可欠の構成要素である。妊産婦保健を改善し、保健制度を強化し、保健上の不平等を減らし、資金提供の程度と予測可能性を高めることは、誰も取り残さないことを保障するために極めて重要である。

I. 序論

1. 本報告書は、「女性の地位の向上」と題する項目の下で、決議の実施に関して第 73 回会期に報告書を提出するよう事務総長に要請している総会決議第 71/169 号に従って提出されるものである。

2. 乏しい性と生殖に関する健康は、依然として全世界の出産年齢の女性の障害と死亡の主な原因である。産科フィステュラ、緊急の帝王切開への時宜を得たアクセスを母親が得ることのない長引く難産の結果としての急性の妊産婦罹病は、女性と女児に質の高い包括的な保健サーヴィスへのアクセスがある時には完全に予防できるものである。フィステュラに対処するために大きな進歩が遂げられてきたが、

介入はしばしば、最も必要としている者に到達できないでいる。質の高いケアの提供は不均衡であり、これを求め者の権利と尊厳はしばしば尊重されていない。保健ケアへのアクセスにおける不平等のために、多くの女性は望まない妊娠、妊産婦死亡と障害、HIV を含めた性感染症、子宮頸がんで苦しんでいる。女性と女児を教育し、エンパワーすることは、その福利と妊産婦保健を改善しフィステュラを予防するために極めて重要である。女性に否定的影響を及ぼす経済的・社会文化的要因は、男性と男児を教育し、かかわらせ、地域社会をエンパワーすることによって対処されなければならない。すべての女性と女児、特に最も貧しく、最も脆弱な者が、保健ケアに適切にアクセスできることを保障するために、努力が強化され、緊急の手段が取られなければならない。

II. 背景

3. 産科フィステュラをなくすことは、「持続可能な開発目標」の達成にとって極めて重要であり、妊産婦・新生児保健の改善にとっての基本である。全世界で、年間推定 5 万名から 10 万名の女性がフィステュラにかかり、約 200 万人の女性がフィステュラにかかったまま暮らしているが、これは約 60 か国で重荷になっている。これにかかることは人権侵害であり、重大な不平等を思い出させるものである。先進国では予防が可能で文字通り存在しないけれども、フィステュラは、保健サーヴィスへのアクセスを欠いている全世界の多くの貧しい女性と女児がかかり続けている。包括的な緊急産科ケアへのアクセスを提供し、フィステュラの症例を治療し、底辺にある保健・社会経済・文化・人権の決定要因に対処する国の能力の規模拡大が、フィステュラ根絶にとっての基本である。

4. 産科フィステュラは、もし治療されないままにされるならば深刻な医療・社会・心理・経済的結果を伴う破壊的な生涯の病気ともなる。フィステュラにかかっている女性の約 90%が、死産となる[94]。フィステュラにかかっている女性は、垂れ流しにされるのみならず、神経障害、整形外科傷害、膀胱感染、痛い腫物、腎臓障害または不妊も経験するかも知れない。絶え間のない漏れから来る汚臭がその原因についての誤解と相俟って、しばしば、汚名と排斥という結果となる。結果としての孤立は、女性の精神衛生に悪影響を及ぼし、鬱病、自尊心の低下、自殺にさえつながる。彼女たちはしばしば夫や家族に捨てられ、所得または支援を確保することが難しくなり、それによって貧困が深まることになる。

5. フィステュラにかかっている女性は、アクセスでき、時宜を得た、質の高い分娩期ケアを提供する保健制度の失敗の証拠である。保健ケア経費は、特に併発症が起こったときには貧しい家庭にとってはとても高額で破壊的であることもある。これら要因は、女性のケアへのアクセスを妨げる以下の 3 つの遅れのカテゴリーを助長する: (a)ケアを求める際の遅れ、(b)保健ケア施設に到着する遅れ、(c)一旦施設に到着た時に適切で質の高いケアを受ける際の遅れ[95]。フィステュラ治療の利用可能性についての意識の欠如とその治療を受ける高い経費もケアに対する主要な障害となる。従って産科フィステュラをなくすことに対する持続可能な解決策には、地域社会のエンパワーメントと並んで、よく機能する保健制度、十分に訓練を受けた保健専門家、基本的薬剤と設備へのアクセスと供給及び質の高い保健サーヴィ

---

[94] Saifuddin Ahmed、Erin Anastasi 及び Laura Laski、「悲劇の二重の重荷: 死産と産科フィステュラ」、*ランセット世界保健コメント*、第 4 巻、第 2 号(2016 年 2 月)。

[95] Sereen Thaddeus 及び Deboah Maine、「歩くには遠すぎる: 状況における妊産婦死亡」、*社会科学と医学*、第 38 巻、第 8 号(1994 年 4 月)。

スが必要である。

6. 貧困、社会文化的障害、ジェンダー不平等、非識字、子ども結婚、思春期の妊娠、性と生殖に関する健康サーヴィスへの不適切なアクセスと利用及び周縁化が、妊産婦死亡と罹病の根本原因である。フィステュラに対処するためには、国々は、性と生殖に関する健康サーヴィスへの普遍的アクセスを保障し、社会経済的不平等に対処し、子ども結婚と早期出産を防止し、特に女児のための普遍的教育を推進し、ジェンダーに基づく暴力を撤廃し、女性と女児の人権を推進し、保護しなければならない。

7. 妊娠と出産からの併発症は、多くの低所得国と中所得国の 15 歳から 19 歳までの女児の間の主な死亡原因である。世界的に約 5 人に 1 人の女児が、18 歳前に結婚することになろう[96]。特に資金の乏しい場での子ども結婚と早期妊娠は、女児を、フィステュラを含めた死亡と罹病の危険にさらす。貧困にさらされ周縁化された女児は、子ども結婚に従い、妊娠する可能性が、さらなる教育機会と経済的機会を持つ女児よりも高い[97]。すべての思春期の女児と男児は、学校に通っている者も通っていない者も、自分の福利を保護するために、教育、情報、保健サーヴィスへのアクセスが必要である。

8. フィステュラを含めた妊産婦死亡と罹病を減らすための 3 つの最も対費用効果の高い介入は、(a)質の高い緊急産科・新生児ケアへの時宜を得たアクセス、(b)出産時に、助産師技術を持つ訓練を受けた保健専門家の存在、(c)家族計画への普遍的アクセスである。

9. ほとんどのフィステュラの症例は、手術を通して治療でき、その後で女性と女児は、その福利と尊厳を取り戻すために、適切な心理社会的・医療的・経済的支援を得て、その地域社会に再統合されることができる。しかし、フィステュラ治療の満たされないニーズは、依然として非常に高い。フィステュラを治療する国の能力を強化するために進歩が遂げられてきたが、必要な技術を持つ保健ケア専門家の不適切な数と基本的な設備と医療器具の欠如のために、質の高いフィステュラ手術を提供できる保健ケア施設はほとんどない。サーヴィスが利用できる時に、多くの女性はそれに気づいていないか、または交通費のような障害のために金銭的余裕がないかまたはそれらにアクセスできない。既存の症例の積み残しに関連して、現在の治療率と新しい症例の不幸な結果を仮定すれば、多くのフィステュラにかかっている女性と女児は、治療を受けることなく死んでいくであろう。

III. 世界・地域・国内レヴェルでとられたイニシャティヴ

A. 主要な世界イニシャティヴ

10. 1994 年にカイロで採択された「国際人口開発会議行動計画」の中で、妊産婦保健は、性と生殖に関する健康と権利のカギとなる構成要素として認められた。2014 年以降の「国際人口開発会議行動計画」のフォロ―アップ行動のための枠組に関するその報告書の中で、事務総長は、産科フィステュラが、女性と女児の性と生殖に関する健康と権利を保護する世界社会としての失敗の顔を表していることを強調した(A/69/62 、パラ 384 を参照)。2018 年に、女性の地位委員会は、農山漁村女性の保健ケア

---

[96] 国連子ども基金、「15 歳から 18 歳になる前に初めて結婚または同棲した 20 歳から 24 歳までの女性」、子ども結婚データベース(2018 年 3 月)。

[97] Quentin T. Wodon 他、*子ども結婚の経済的インパクト：世界総合報告書*(ワシントン D.C.、世界銀行と国際女性調査センター、2017 年)。

へのアクセスにおける格差が、自分の生活に及ぼす力が限られていることと相俟って、いかに比較的高い割合の産科フィステュラと妊産婦・新生児死亡という結果となっているかを繰り返し述べた。

11. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、17 の「持続可能な開発目標」を通して世界を変革することを目的としている。「2030 アジェンダ」は、貧困を根絶し、ジェンダー平等を達成し、万人のための保健と福利を確保することにコミットしており、従って、産科フィステュラを根絶することは、「目標」の多くを達成すことに貢献するであろう。

12. 「女性・子ども・思春期の若者の保健世界戦略(2016-2030 年)」[98]はフィステュラを根絶する闘いのカギとなるツールである。これは、予防できる妊産婦・新生児死亡をなくし、生児出生 100,000 につき 70 以下に世界の妊産婦死亡率を減らし(ターゲット 3.1)、「目標」の実施において国々を支援することを目的としている。2016 年の第 69 回世界保健総会で採択された付随する運営枠組と並んで、これは、国の指導力、国の進歩の監視を通した説明責任の強化、データを収集し、分析し、利用する能力の強化に重点を置いている。これは、持続可能で、証拠に基づく、保健資金提供戦略の開発、保健制度の強化、及び戦略的な多部門的パートナーシップ構築の重要性を強調している。

13. 2015 年に、世界保健総会は、産科フィステュラの予防と治療を含め、万人のための緊急の基本的外科手術へのアクセスを要請し、「ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの構成要素としての緊急の基本的外科的ケアの強化」に関する決議を満場一致で採択した。世界保健機関(WHO)のジュネーヴでの 2015 年の会議中に、決議の実施に向けた道程表である「緊急の基本的外科的ケアのための世界イニシャティヴ」が作成された。2018 年に開催された最近の第 70 回世界保健総会で決議をフォローアップして、2 年間の報告書が提出され、少なくとも 2 年毎の報告を継続することを要請する決定が採択された。

14. 2016 年に、総会は決議第 71/169 号を採択したが、その中で総会は産科フィステュラを根絶するための努力の強化を要請した。2007 年、2008 年、2010 年、2012 年及び 2014 年に採択された以前の決議に基づいて、加盟国は、すべての女性と女児の権利を推進し、保護し、「フィステュラをなくすためのキャンペーン」を支援することを含め、フィステュラをなくすよう努力するその責務を再確認した。フィステュラは、決議第 62/18 号の採択で、主要な女性の健康問題として、2007 年に総会によって初めて認められた。

15. 2016 年 5 月 23 日に、「産科フィステュラをなくす国際デー」を記念して、国連は、一世代のうちにフィステュラをなくす呼びかけを通して、大胆な新しい夢を宣言した。これは、フィステュラをなくす努力の強化に関する事務総長報告書(A/71/306 を参照)と総会決議第 71/169 号に、女性の地位の向上のための国連アジェンダの一部として書かれた。

B. 主要な地域イニシャティヴ

16. 地域のイニシャティヴの中には、より幅広い妊産婦・新生児保健アジェンダの一部として、産科フィステュラをなくすという世界と地域の公約に応えるために開発され、評価され、強化されたものもあ

[98] WHO 他、*生き延び、繁栄し、変革する: 女性・子ども・思春期の若者の保健世界戦略(2016-2030 年)---2018 年監視報告書: 現在の状態と戦略的優先事項*(ジュネーヴ、WHO、2018 年)。

る。

17. 2009 年に開始されたアフリカの「妊産婦・新生児・子ども死亡率の促進された削減キャンペーン」は、「性と生殖に関する健康と権利大陸政策枠組事業化のためのマプト行動計画(2007-2010 年)」[99]と「アフリカ保健戦略」の強化された実施を促進している。2017 年に、アフリカ連合は、2030 年まで「キャンペーン」を延長することを発表した。地域の 46 か国が、「キャンペーン」を開始し、妊産婦死亡の削減を促進するための国内の道程表内で、これを実施し、妊産婦・新生児・子ども保健をその貧困削減戦略と保健計画に含め、35 か国は、地方レヴェルでも妊産婦・新生児保健のため事業計画を開発した[100]。コンゴとエリトリアを含めた国々の中には、そのキャンペーンの一部として、フィステュラ防止と治療の介入を行ったところもある。2017 年の「キャンペーン」の評価の結果は、妊産婦・子ども保健を改善し、フィステュラをなくすための基本的戦略としての女性の権利を推進するために、国々とステイクホールダーによる努力を動員し、強化する際の成功を示した。「キャンペーン」の業績にもかかわらず、まだ、妊産婦・新生児死亡の削減のためにアドヴォカシーとステイクホールダー動員を規模拡大する必要がある。

18. 2018 年 5 月に、アフリカ連合の妊産婦・新生児・子ども保健タスク・フォースは、産科フィステュラと女性性器切除をなくすことに関する国家と政府の長による宣言を要請した。タスク・フォースは、「アフリカの妊産婦・新生児・子どもの死亡率の削減の促進に関するキャンペーン」と子ども結婚禁止キャンペーンを含め、大陸の公約に関する説明責任を強化し、女性性器切除とフィステュラの撤廃を促進するために、アドヴォカシー・プラットフォームと報告メカニズムを利用することを勧告した。

19. 西アフリカと中央アフリカで、人口ボーナスと女性のエンパワーメントに備えるためのカギとしてのフィステュラの撤廃を認めて、2018 年から 2021 年までの西アフリカ・中央アフリカでのフィステュラ撤廃に関する戦略が、国連人口基金(UNFPA)の支援を得て開発された。フィステュラをなくすための経費を計算した資金動員戦略も開発されたが、資金提供の制約のためにまだ実施されていない。強力な地域と技術のパートナーシップが、利用できる資金を動員するために必要とされる。

20. 2017 年に、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の大統領夫人たちは、ニジェールのフォーラムで、産科フィステュラ、女性性器切除及び女性と青少年に対する暴力を撤廃することを公約した。この公約の実施には、フィステュラ治療のための保健施設の能力の改善、意識を啓発するための財政資金の配分及びフィステュラ・サヴァイヴァーのその地方の社会への経済的・社会的再統合の支援が含まれた。大統領夫人たちは、その国内予算の 3%を子ども保護と女性性器切除とフィステュラの撤廃に関する行動計画を実施し、その国内保健情報制度にフィステュラに関する調和した指標を決定することに配

---

[99] 2015 年に、「性と生殖に関する健康と権利大陸政策枠組事業化のためのマプト行動計画 2007-2010 年」の実施の見直しが行われた。行動計画の実施において進歩は遂げられてきたが、性と生殖に関する健康のために資金を配分する国はほとんどない状態で、資金は依然として非常に限られている。その結果、2 つのカギとなる大陸の政策枠組が、フィステュラを含めた性と生殖に関する健康に対処するために、2016 年から 2030 年までに延長することが折衝された。

[100] 国連人口基金(UNFPA)、「MDG5 に向けた進歩を促進する」、2014 年; Triphonie Nkurunziza 他、「アフリカの妊産婦・新生児保健に関連する『ミレニアム開発目標』の達成を促進するための道程表に関する進捗報告書」、*アフリカ保健モニター*、第 18 号(2013 年 11 月)。

分するよう ECOWAS 加盟国に要請した[101]。2018 年 3 月にバンジュールでの UNFPA、ECOWAS、西アフリカ保健機関(WAHO)、米国国際開発機関(USAID)及び EngenderHealth によってなされた行動の呼びかけをさらに進めて、ECOWAS の第 19 回保健閣僚通常総会は、2018 年 6 月に、ECOWAS 地域で産科フィステュラの撤廃に関する決議を採択した。

21. サヘル女性エンパワーメント・人口ボーナス・プロジェクトは、ブルキナファソ、チャド、コーティヴォール、マリ、モーリタニア及びナイジェリアというサヘル 6 か国の大統領によってなされた呼びかけに対する国連と世界銀行グループによる合同の対応である。2 億 700 万ドルのイニシャティヴの 2015 年の開始以来、妊産婦・新生児保健に対する需要を生み、女性と女児をエンパワーし、早期結婚を防止し、女児を学校に引き留め、助産師を含めた訓練を受けた保健ワーカーの利用可能性を高めるプログラムを含めたフィステュラの予防を推進する国内プログラムがうまく進んでいる。

22. 2017 年に、マプトで、安全な手術とフィステュラ社会との間の協働を探求する産科フィステュラ根絶に関する東部・南部アフリカの対話が，EngenderHealth が主導するフィステュラ・ケア・プラス・プロジェクトによって開催された。同時に、東部・中央・南部アフリカ外科医大学の国際科学会議が、WHO の緊急基本外科手術ケアの第 7 回 2 年毎の会議と同様に、モザンビークで開催された。

23. アジア太平洋地域で、フィステュラが女性と女児のかなりの罹病と苦しみを助長し続けていることを認めて、女性性器フィステュラに関する南アジアグループが、2017 年にカトマンズで開始された。一世代のうちにフィステュラをなくすという 2016 年の国連の夢に捧げられて、このグループには、産科フィステュラ外科医国際協会、国際産婦人科連盟、UNFPA、フィステュラをなくすためのキャンペーン、WHO、南アジア泌尿科婦人科連盟、国際泌尿科婦人科協会、EndangerHealth フィステュラ・ケア・プラス・プロジェクト及びバングラデシュ、インド、ネパール、パキスタンの産婦人科国内協会の代表者が含まれている。フィステュラのない南アジアのためのカトマンズ行動の呼びかけで、このグループは、国内の保健制度を強化するよう各国政府、市民社会団体、専門機関、保健専門家、開発パートナー及びカギとなるステイクホールダーに要請し、産科・医原生フィステュラ予防と治療のための学術・認証訓練を強化し、女性の健康増進のための調査と知識管理を支援するようにも学術機関に要請した。

24. アラブ諸国の地域では、UNFPA とパートナーが、脆弱な人道状況で、質の高い性と生殖に関する健康サーヴィスの提供を確保するために、性と生殖に関する健康のための最低初期サーヴィスのパッケージに関する国の能力を築き、4 つのアラブ諸国で性と生殖に関する健康に関連するターゲットに応えるために、保健制度の「持続可能な開発目標」に備えた分析を行い、保健制度を強化し、「持続可能な開発目標」のターゲットに到達する手助けをするために保健制度の格差に関する証拠を生み出し、アラブ 5 か国で包括的な妊産婦死亡調査と対応評価を行い、アラブ 6 か国で、プライマリー・ヘルスケアへの性と生殖に関する健康サーヴィスの統合に関する評価を行った。

25. 国の能力と持続可能性を築き、フィステュラ治療へのアクセスを高めるために、南南協力はカギとなる戦略である。UNFPA と「フィステュラをなくすキャンペーン」のパートナーは、フィステュラが

[101] 西アフリカ諸国経済共同体、「西アフリカで、大統領夫人たち、産科フィステュラを撤廃し、子どもの権利を保護するために動く」、2017 年 10 月 10 日。

最高の重荷になっている国々で、訓練と指導を通して、世界のすべての地域の熟練したフィステュラ外科医と外科手術チームを支援してきた。

C. 主な国内イニシャティヴ

26. 国々は、妊産婦・新生児死亡と罹病を削減する際に、進歩を遂げつつあるが、フィステュラの不正は根強く続いている。世界の妊産婦死亡率は 1990 年から 2015 年までで 44%減少し、同期間に妊産婦死亡数は、年間 532,000 から 303,000 にまで減少したが[102]、推定 50,000 から 100,000 件のフィステュラの新症例が未だに毎年起こっている[103]。妊産婦・新生児死亡と障害の数を減らす際の顕著な進歩にもかかわらず、主要な課題は未だに対処される必要がある。

27. フィステュラの根絶を目的とする国のプログラムに対する政府の主体性と指導力は、この問題と取り組むために極めて重要である。国々は、国際社会によって提供され追加の技術的・財政的支援で、保健に国の予算のさらに大きな割合を配分する必要がある。UNFPA が収集したデータは、産科フィステュラの影響を受けている約 60 か国のうち少なくとも 25 か国が、この撤廃のための国内戦略を有しており、そのうち 13 か国(つまり、カメルーン、エチオピア、ガーナ、ギニア、マダガスカル、マリ、モザンビーク、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ及びウガンダ)は、経費を計算した、時間制限のある事業計画を有している。さらに、30 か国以上が、政府とパートナーの活動に対する調整・監視メカニズムとして役立つ国内フィステュラ・タスク・フォースを設立してきた。

28. 国々の中には、意識を高め、フィステュラ治療へのアクセスを高める革新的取組をへのアクセスを採用しているところもある。電話ホットラインは、ブルンディ(国境なき医師団とのパートナーシップで)、カンボディア、ケニア、マラウィ及びシエラレオネで，遠隔地域で暮らしている女性を医療ケアにつなげるために携帯電話を利用して、フィステュラ治療についての情報を提供し続けている。タンザニア連合共和国では、2009 年に設立された MPESA として知られている携帯電話に基づく送金少額金融サーヴィスが、貧しいフィステュラ患者の前払いの交通費をカヴァーし続け、彼女たちにフィステュラ手術へのアクセスを提供している。このサーヴィスは、マラウィとシエラレオネのフィステュラからの自由財団からの支援と並んで、手術前後の無料の宿泊と食事も提供し、それによってフィステュラ治療へのアクセスに対する主要な障害に対処している。エチオピアとマラウィでは、フィステュラに関する地域社会の意識啓発訓練を受けた元患者である「フィステュラ/安全な母性大使」が、今では患者募集係でもあり、妊婦を教育し、新患者を治療のためにエスコートし、どのようにフィステュラを予防し、ケアを得るかについて農山漁村社会に語り掛けている。患者の成果を追跡し、手術法を改善するために、改善されたデータ収集のための多くのイニシャティヴが進行中である。

29. ラテンアメリカ・カリブ海地域では、ハイティが、フィステュラをなくすという公約を強化してきた。UNFPA とパートナーからの支援を得て、政府が取ってきたカギとなる手段には、フィステュラの発生を減らすために国の対応計画を開発するという目標を持って、ハイティにおけるフィステュラの問

---

[102] WHO、*妊産婦死亡の傾向: 1999 年から 2015 年まで---WHO、ユニセフ、UNFPA、世界銀行グループ及び国連人口部による推定*(ジュネーヴ、2015 年)。

[103] WHO、「産科フィステュラ」、2018 年 2 月 19 日。

題を強調し対処するための専門家パネルの開催[104]、フィステュラに関する状況分析の実行、出産中の併発症への統合された対応の確立(保健専門家の能力、訓練と教育、診断、リファーラル及びフィステュラの治療の強化を含む)、フィステュラに関する国内戦略の開発、地域社会アウトリーチを含めた意識啓発キャンセルペーンの実行、機能的なフィステュラ修復ユニットを設立するための資金の動員が含まれる。

30. 2017 年に、ロヒンギャ難民危機が強まり、危機の最中にいる難民女性と女児のためのニーズが全面に出てきた。バングラデシュでは、UNFPA とホープ財団が、間に合うように保健施設に到達できるように遠隔地域にいる妊娠したロヒンギャ難民のために緊急輸送を提供している。性と生殖に関する健康のための最低初期サーヴィス・パッケージの実施を通して、難民たちは緊急産科・新生児ケアへのアクセスを得た。2017 年に、人道状況に配置された 100 名の助産師が、110,000 名の女性と女児を検査し、約 4,000 の清潔な出産キットを配布し、30,000 以上の出産前健康検査、3,000 の出産後検査と 1,300 の施設での出産を行い、200 件以上の産科緊急事態を照会し、このようにして妊産婦・新生児の生命を救い、フィステュラを避けることに貢献した。難民の中で明らかにされたフィステュラ患者は、ホープ財団、フィステュラ財団及び UNFPA の支援を通して、治療とケアを受けた。2017 年に、バングラデシュは、フィステュラに関する経費を計算した国内戦略を普及し、証拠に基づき、質の高い診療所ケアをフィステュラにかかっている女性にために提供するための初めての泌尿器婦人科センターを設立した[105]。

31. 絶対に必要なケアへのアクセスを高めるために、フィステュラ財団は、パートナーと共に、2009 年以来、アフリカとアラブ諸国地域で 31,700 件以上のフィステュラ手術を行う際に、31 か国を支援してきた。2014 年に、フィステュラ財団は、Astelias Pharma 欧州との協働で、「フィステュラのための行動」と呼ばれる 3 年間のプログラムをケニアで開始したが、これは、全国で 6 つのフィステュラ治療施設の統合されたネットワークを設立し、6 名の外科医を訓練し、治療の利用可能性について女性を教育する文化に配慮した全国的なアウトリーチにかかわり、国で初めての最初の大きな認定を受けたフィステュラ外科訓練の場である婦人科ケア女性フィステュラ病院を建設し、フィステュラ外科手術の訓練のための地域ハブを生み出した。2016 年までに、アウトリーチ努力は、514,115 名が情報に到達するという結果となり[106]、2017 年までには、3,400 名以上の女性が生活を変える外科手術を受けるという結果となった[107]。

32. 2018 年に、産科フィステュラに関する意識を生み出し、治療のための資金を動員するために、ガーナと UNFPA は、100 日間で 100 のフィステュラを修復する 100 のイニシャティヴのうちの 100 を開始した。この「イニシャティヴ」は、2017 年に開始された国のフィステュラに関する防止と管理戦略の実施に貢献し、フィステュラをなくすカギとして予防を強調している。国内フィステュラ基金が、民間セ

---

104 フィステュラをなくすための国際デー(5 月 23 日)に開かれたこのパネルは、Direction de la sante de la famille と UNFPA によって開催され、泌尿器科医協会、ハイティ産科医協会、Zanmi Lansante、Direction de la sante de la famille、助産師協会、Institut national superior de formation sage femme 及び UNFPA ハイティからの専門家が含まれた。

105 UNFPA、「2017 年バングラデシュ UNFPA 年次報告書: 誰も取り残さないことに向けたカギとなる結果」、2018 年 5 月。

106 フィステュラ財団、「2016 年年次報告書」。

107 フィステュラ財団、「2017 年年次報告書」。

クターとのパートナーシップで 2017 年に設立された。国は、質の高い妊産婦保健サーヴィスの利用可能性とアクセスを改善し、妊産婦死亡と罹病の発生を減らすために、助産師のスキルと知識を高めるガーナ看護師・助産師大学を設立した。

IV. 国際社会が取った行動: 遂げられた進歩と前途にある大きな課題

A. 妊産婦・新生児保健を達成し、産科フィステュラを根絶する予防戦略と介入

33. 2003 年に、UNFPA とパートナーは、世界的にフィステュラを根絶することを目的とする「フィステュラをなくすキャンペーン」を開始した。この「キャンペーン」は、予防、治療、社会再統合、アドヴォカシーという 4 つのカギとなる戦略に重点を置いている。これは、アフリカ、アジア、アラブ及びラテンアメリカ・カリブ海地域の 50 か国以上で活動しており、世界レヴェルで約 100 のパートナーをまとめ、国内・地域・地域社会レヴェルではもっと多くのパートナーをまとめている。UNFPA は、この「キャンペーン」を主導し、この「キャンペーン」の主要な意思決定機関である「国際産科フィステュラ作業部会」の事務局を務めている。「キャンペーン」の開始以来、UNFPA は、100,000 以上のフィステュラ修復を直接支援し、EngenderHealth、フィステュラ財団、フィステュラからの自由財団、国連連邦貸付連合(UNFCU)、フィステュラに重点、女性と保健国際同盟及び Kupona 財団のようなパートナーは、さらに何千もの修復を支援してきた。2017 年に、UNFPA と「キャンペーン」は、UNFPA の世界的指導力と「キャンペーン」が不平等の削減と権利・包摂性・平等の原則に基づいた新しい世界アジェンダのための行動に与える変革的インパクトを評価して、UNFCU 女性のエンパワーメント賞を授与された[108]。

34. フィステュラの予防はカギである。助産師は、質の高い熟練した出産ケアを提供することにより、妊産婦と新生児の命を救い、罹病を防ぐ際に、極めて重要な役割を果たしている。教育を受け、国際基準で規制される助産師と看護助産師は、女性、思春期の若者及び新生児が必要とする基本的ケアの 87%を提供でき、その有能性が、出生前ケア、出産中のケア及び出産後のサーヴィスを通して、妊娠前から、性・生殖・妊産婦・新生児・思春期保健ケアの全連続をカヴァーするという事実のために、ユニークな貢献ができる。2008 年以来、UNFPA は、125 を超える国々で助産師を教育し訓練する世界イニシャティヴを支援してきた。2014 年から 2017 年までで、UNFPA は、妊産婦・新生児死亡と罹病の最も重い重荷を担っている 39 の国々で、47,000 名の助産師の勤務前教育と勤務中の訓練を支援した。2016 年から 2017 年の間に、5,000 名以上の助産師が、WHO のガイドラインに基づいて、ジョンズ・ホプキンズ国際産婦人科教育プログラムとインテル社との協働で開発された、革新的なマルチメディアの e-学習モジュールを利用して、長引く難産を明らかにして管理するための訓練を受けた。多くの国々で、助産師は、勤務中の訓練を通してフィステュラの予防と管理に対して意識を啓発され、訓練された。83 か国以上が、国際助産師連合の世界基準にその助産学カリキュラムを沿わせ、30 か国が、その助産学カリキュラムにフィステュラを統合してきた。助産師の全体的な利用可能性が、そのサーヴィスが最も必要とされているところで利用できるように、高められることを保障する努力が進行中である。

35. 普遍的で、アクセスでき、質の高い保健ケアは、先進国で、フィステュラを根絶する手助けをして

---

[108] フィステュラをなくすキャンペーン、「UNFCU 財団、UNFPA が主導するフィステュラをなくすキャンペーンリコーディネーターを表彰」、2017 年 11 月 20 日。

きた。WHO、国連子ども基金(ユニセフ)及びパートナーが主導する「どの新生児も: 予防できる死亡をなくすための行動計画」と題するイニシャティヴは、革新、説明責任及びデータを伴った質の高いケアのユニヴァ―サル・カヴァレッジ、指導力、ガヴァナンス、パートナーシップ及び資金提供、2014 年から 2035 年までの世界と国内の目標、ターゲット及び重大時点の見直しを要請している。このイニシャティヴは、フィステュラを含め、予防できる妊産婦死亡と罹病を撤廃す手助けもする。2017 年に、75 か国が、すべての国内の重大時点にわたって全体的改善を示し、行動計画の重大時点を達成する国レヴェルのコミットメントを示して、「すべての新生児」追跡ツールを完成した。

36. すべての女性に質の高い保健ケアへのアクセスがあることを保障することは、フィステュラを予防し，なくすことにとって極めて重要である。2017 年に WHO、ユニセフ、UNFPA 及びパートナーによって開始された「妊産婦・新生児・子ども保健ケアの質を改善するためのネットワーク」は、妊産婦・新生児保健を改善する際に国々を支援している。ケアの質の悪さは、フィステュラの危険を高め、人権に対する侮辱である。質・公正・尊厳の柱の上に確立され、保健施設における妊産婦・新生児ケアの質を改善するためのケアの質の枠組と基準によって支えられて、「ネットワーク」は、5 年以内に対象を絞った保健ケア施設で妊産婦・新生児死亡と死産の割合を半減することを目的として、9 か国(バングラデシュ、コーティヴォワール、エチオピア、ガーナ、インド、マラウィ、ナイジェリア、シエラレオネ及びタンザニア連合共和国)で開始された。

37. 「H6 パートナーシップ」は、UNFPA、ユニセフ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、WHO、国連エイズ合同計画及び世界銀行グループの集団的力を「どの女性もどの子どもも」世界戦略を推進し、女性、思春期の若者及び子どもの健康のための国の指導力と行動を支援するために役立てている。H6 パートナーは、国々がその保健制度を強化し、女性・子ども・新生児が予防できる原因で驚くほどの割合で死んでいる場所で彼らのための保健サーヴィスを改善する手助けをしてきた。「パートナーシップ」は、技術支援、政策のかかわり、アドヴォシー及び投資を高め、介入の重複を最小限にし、性・生殖・妊産婦・新生児・子ども・思春期の若者の保健成果を改善するための協働を深めている。

38. 家族計画への普遍的アクセスは、女性の命を救い、望まない妊娠を防止し、中絶数を減らし、女性とその赤ん坊の健康を最大限にするための妊娠の時期と間隔を促進し、フィステュラを含めた妊娠と出産の併発症に関連する死亡と障害の発生を低下させることにより、女性の健康を改善することに貢献している。家族計画は、今後の妊娠でフィステュラが再発する危険を減らすことにも貢献しているかも知れない。しかし、2 億人以上の女性と女児の家族計画のニーズは、いまだに満たされていない。69 か国に重点を置いている世界的なパートナーシップ・イニシャティヴである「家族計画 2020」は、女性と女児のエンパワーメントを支援し、任意で安全な家族計画サーヴィスを得るその権利を推進している。国連の唯一の家族計画のためのテーマ別基金である「UNFPA 供給」プログラムは、「家族計画 2020」の目標の達成にとっての中枢である。このプログラムは、満たれないニーズに応えるための進歩を牽引し、寄付された避妊薬(器具)の世界最大の提供者である。このプログラムからの重点を置いた支援を受けている 46 か国は、2012 年以来、現代の避妊を利用している女性と思春期の女児の数を 1,790 万人増やしてきた。2017 年に UNFPA によって提供された避妊薬(器具)は、620 万の妊娠を防止し、15,500 件の妊産

婦死亡を防止し、170 件の中絶を避けた[109]。

39. フィステュラと共に暮らしているまたはフィステュラから回復しつつある女性は、しばしば「不可視的」で、無視され、汚名を着せられている。フィステュラにかかっている多くの女性と女児は、治療を受けることなく死んでいき、症状は、フィステュラの外科治療を受けたが、ほとんどまたは全く医療的フォローアップを受けておらず、再び妊娠した女性に再発することもある。総会決議第 71/169 号で要請されているように、フィステュラの悪影響を受けている国々の政府は、即座の通報と追跡とフォローアップを始めて国内的に通報するべき症例として産科フィステュラを指定するべきである。フィステュラにかかっているまたはかかったことのあるそれぞれの女性と女児に対して地域社会と施設レヴェルで組織的な登録と追跡メカニズムを開発し、強化し、国の登記でこれら症例を記録することが極めて重要である。そのような行動は、フィステュラの再発を防止し、続く妊娠において母親と新生児の生存と福利を確保する手助けができる。症例を追跡することも、手術できないまたは治療できないとみなされているフィステュラにかかっている女性に必要な支援を提供するプログラムを特徴づけるデータを利用可能にするであろう。

40. 意識を啓発し、敏感にし、地域社会を動員することは、フィステュラと妊産婦・新生児死亡と障害を防止するための重要な戦略である。フィステュラ・サヴァイヴァーは、この努力のカギとなる提唱者でありチャンピオンである。ナイジェリアのフィステュラ財団、マラウィのフィステュラからの自由財団、エチオピアの健康なよろこびの手、ケニアの一つひとつ及びウガンダの開発のための女性更生再統合協会のような団体は、妊産婦・新生児ケアと安全な出産について女性、家族、地域社会を教育し、治療のためにフィステュラ・サヴァイヴァーを明らかにして照会し、心理的支援を提供することによって孤立と苦しみのサイクルを断ち切る安全な母性大使として、元フィステュラ患者を訓練している。これら団体は、女性とその家族が生活と生計を立て直し、その尊厳と働きを立ち直らせる経済的機会を提供する識字、生活技術、少額貸付、貯蓄計画を含めた介入を通してフィステュラ・サヴァイヴァーを再統合する手助けもしている。

B. 治療戦略と介入

41. 悲劇的なことに、フィステュラ治療を必要としている推定 200 万人の女性と女児のうちのほんの一握りしか実際には治療を受けていない。ケアへのアクセスを高めために世界的に進歩は遂げられてきたが、そのようなアクセスは、フィステュラ患者の動員と治療を支える資金提供の欠如と外科医の不足を含めた多くの要因のために全く不十分である。国際産婦人科連盟、国際産科フィステュラ外科医協会及びフィステュラ財団は、世界的な治療能力を拡大するために、能力に基づくフィステュラ外科訓練プログラムを実施している。フィステュラの悪影響を受けている 22 か国からの 60 名を超える外科医が、国際産婦人科連盟のプログラムにかかわっている。それでも、質の高い治療サーヴィスと訓練を受けた有能なフィステュラ外科医の劇的で持続可能な規模拡大が、フィステュラ修復の満たされないニーズに対処し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成する手助けをするために必要とされる。

42. EngenderHelath が主導し、UNAID が資金提供しているフィステュラ・ケア・プラス・プロジェクトは、フィステュラ・サーヴィスへのアクセスを拡大し、フィステュラをなくすための証拠基盤を築いて

---

[109] UNFPA、*2017 年 UNFPA 年次報告書: 私には自分の世界を変える力がある*(ニューヨーク、2018 年)。

いる。このプロジェクトは、40 か国以上の政府が採用しているプラットフォームである保健管理情報システムを利用して、フィステュラ・プログラムのデータを監視し、管理する世界データベースを築いた。2016 年と 2017 年に、このプロジェクトは、持続可能なフィステュラ修復能力を築くために、24 名のフィステュラ外科医と 1,300 名以上の保健ワーカーと 850 名の地域社会ヴォランティアに、フィステュラに関する意識を啓発いるためのツールと取組について訓練した。このプロジェクトは、ナイジェリアでフィステュラ治療と予防のためのカテーテル法に関する国内ガイドラインの開発も支援し、保健制度と全体的な保健と福利のためにフィステュラ患者の術後の回復の効率と対費用効果を改善するための調査を行うために、WHO と協働した[110]。

43. フィステュラ患者の証拠に基づくケアを推進するために、2017 年に、WHO は、単純産科泌尿器フィステュラの外科修復後の効果的なカテーテル法に必要な時間を 7 日から 10 日と決める新しいガイドラインを生み出した。この手続きは、低所得国と中所得国で、直接的な良好な保健と費用の意味合いを持って、訓練を受けた外科医によって行うことができる[111]。

44. フィステュラ治療とケアのための機能的環境を醸成するために、国際産科フィステュラ外科医協会と UNFPA は、フィステュラ修復手術を行う際に必要な供給品を備えたフィステュラ修復キットを開発し、これによって質の高いフィステュラ治療とケアへのアクセスを高めた。ジョンソン&ジョンソンとのパートナーシップを通して、質の高い縫合糸が、2015 年にキットに統合され、一つひとつのキットの経費を削減した。2016 年と 2017 年には、UNFPA は、フィステュラ修復施設で使用するために、このようなキットを 886 個調達した。

C. 再統合戦略と介入

45. 産科フィステュラの医療・外科治療を超えて、サヴァイヴァーの心理社会的・社会経済的ニーズに対処する包括的取組が、フィステュラからの完全回復と癒しを確保するために必要とされる。フィステュラ患者のフォローアップは、ケアの連続における主要な格差である。悲劇的なことに、困っているフィステュラ患者のほんの一握りしか再統合サーヴィスを提供されていない。フィステュラの悪影響を受けているすべての国々は、再統合サーヴィスへのアクセスを確保するためにこの指標を追跡するべきである。2017 年に UNFPA が収集したデータによれば、少なくとも 27 か国が、癒しと再統合の成功の重要な側面である治療後のサヴァイヴァーをフォローアップするメカニズムを設置してきた。その症例が手術不可能、治療不可能とされた女性と女児の集中社会統合も、依然として大きな格差である。これら女性はかなりの社会的課題に耐えているので、その特別なニーズを対象とした個人別の取組が、彼女たちの再統合を促進するために必要とされる。

46. 再統合と更生サーヴィスは、包括的で、継続し、必要とされる限り利用できるものでなければならない。これらには、接触の最初の点から患者の退院後に至るまで、汚名と差別をなくすための地域社会の意識啓発と相俟って、生計、新たな社会のつながり及び目的感を提供する保健教育、家族計画サーヴィス、心理的サーヴィス及び所得創出活動を含め、治療と回復の全段階を通したカウンセリングとフォ

---

[110] Mark A. Barone 他、「7 日対 14 日間の術後膀胱カテーテル法後の単純女性性器フィステュラ修復の内訳: 無作為の管理されたオープン・ラベルの非劣性試験」、*The Lancet,* 第 386 巻、第 9988 号(2015 年 7 月)。

[111] WHO、「単純泌尿器フィステュラ修復に効果のある術後膀胱カテーテル法の短期間」、2018 年 1 月 11 日。

ローアップが含まれるべきである。

D. 調査、データ収集及び分析

47. フィステュラを防止するためにも役立つ、2030 年までに生児出生 100,000 につき 70 以下に妊産婦死亡を減らすという夢を推進するために、the Lancet は、2016 年の妊産婦保健に関するシリーズの中で、データと調査制度の領域を含めた保健制度、施設の能力、関連する医療サーヴィス及び助産師を含めた熟練した保健労働力の開発を強化し、変化する女性の生活の状況に対応できるようにし、妊産婦・新生児保健に対するショックと環境的脅威に対して強靭にするための投資を勧告した[112]。

48. ますます多くの国々で、人口保健調査に含めるための標準化したフィステュラ・モジュールの開発と適用を含め、データの利用可能性を改善する際に進歩が遂げられてきた。「世界フィステュラ地図」が継続して強化され、拡大され、世界中のフィステュラ治療能力と格差の風景のスナップショットを提供している。しかし、国々からのフィステュラ・データの収集は、依然として課題である。小さな独立した調査を通して行われるデータの代わりに、フィステュラの通常の調査と監視を国の保健制度に統合するようにとの勧告がなされてきた[113]。しかし、フィステュラに関して確固とした包括的なデータを得ることは、フィテュラ・サヴァイヴァーの不可視性と世界・国内レヴェルでこの問題に与えられる優先権と資金の欠如を仮定すれば、依然として課題である。

49. フィステュラに関する確固としたデータを得るための対費用効果のある方法における格差を埋めるために、フィステュラの世界的重荷を推定する新しいモデルがジョンズ・ホプキンズ・ブルームズバーグ公衆衛生校によって開発されてきたが、これは、フィステュラの発生と広がりの世界と国に特化した推定を生み出すためのモデルを試すものである。このモデルは、フィステュラに関して新しい世界的推定を生み出すために「フィステュラをなくすキャンペーン」によって支援されている 55 か国に適用されることになっている。このモデルは、世界的な前進の手段となり、フィステュラをなくすことに向けた努力の企画、実施、監視を進めるための重要なツールとなる。

50. フィステュラのケア、治療及び成果に関するデータを収集し、分析する国の能力を強化するために、革新的な「世界産科フィステュラ電子登録」が、バングラデシュ、カメルーン、マラウィ、マダガスカル及びネパールで 2017 年と 2018 年に UNFPA と「フィステュラ活動」によって試された。症例に適した技術を持つ外科医を患者に割り当てることによって患者の成果が改善した 2013 年から 2015 年までマダガスカルで試された証拠に基づくモデルを利用して、454 件のフィステュラの症例が治療され、5,100 件の障害調整生命年を防いだ。この「登録」は、ケアの連続全体を通してフィステュラ患者とそのケア・チームの間のすべての相互作用を文書化し、改善するために立案され、ケアと治療の質を信頼して包括的に追跡するために、外科医と保健ケア・ワーカーのためのプラットフォームを提供するために証明された技術的ツールを用いている。データの利用可能性は、これら国々でのフィステュラの発生と広がりの真の推定の確立を促進するであろう。

51. データに支援され、証拠に牽引される保健労働力の企画は、フィステュラをなくし、助産師の規模

---

112 「行政概要」、*The Lancet* 妊産婦保健シリーズ(2016 年 9 月)。

113 Ozge Tunealp 他、「産科フィステュラの発生と広がりを測定する: 取り組み、ニーズ，勧告」、*世界保健機関ブレティン*、第 93 巻、第 1 号(2015 年 1 月)。

を拡大することにとって極めて重要であり、性・生殖・妊産婦・新生児・思春期の保健ケア成果の改善に対費用効果の高い貢献を示している[114]。アラブ諸国地域と東部・南部アフリカ地域は、2015 年と 2017 年にそれぞれ地域助産師報告書を開発したが、これは、資格のある保健労働力の必要性と利用可能性を含め、基本的な性・生殖・妊産婦・新生児・思春期保健ケア・サーヴィスに関する国に特化した推定を提供している。これらデータは、助産師サーヴィスの利用可能性、アクセス可能性、受容性及び質に対する障害と課題に対処するための国の政策を提唱し、推進するために、国々よって利用されている。

52. 産科フィステュラの発生を防止するためには、緊急産科サーヴィスを含めた質の高い保健ケアへの時宜を得たアクセスが最も重要である。この目的で、現在の程度のケアにアクセスし、質の高いケアへのアクセスを改善し、あらゆる地区で緊急サーヴィスを規模拡大するための企画・監視・アドヴォカシー・資金の動員のために必要な証拠を提供することが極めて重要である。UNFPA、ユニセフ、WHO 及びコロンビア大学の妊産婦死亡と障害を避けるプログラムは、高い率の妊産婦死亡と罹病を持つ国々で、緊急産科新生児ケア・ニーズ評価を支援している。国々は、緊急ケアのみならず、基本的な産科・新生児サーヴィスを提供できる施設ネットワークを開発している。進歩はあったが、そのようなサーヴィスの利用可能性は、スタッフの不足と財政的障害のために、住民 50 万人につき 5 つの緊急産科新生児ケア施設という国際基準を未だにに下回っている。12 か国が、2017 年に緊急産科新生児ケアのニーズ評価を行い(完全なまたは急速の)、8 か国がこれらサーヴィスの利用可能性と質を監視している。ブルンディは、その緊急産科新生児ケアのネットワークを管理するための地理的分析を完了して成功した。この新しい取組は、今後規模拡大されなければならない。

53. 予防できる妊産婦死亡と罹病に対処するための枠組である妊産婦・周産期死亡調査と対応がますます推進され、制度化されている国々もある。国々は、妊産婦保健ケアの全体的な質を改善し、フィステュラを含めた予防できる妊産婦死亡と障害を減らす目的で、説明責任メカズムを強化するために、見直しと矯正行動が続く妊産婦死亡の通報を増やすことに重点を置いている[115]。2016 年に、WHO は、2020 年までに妊産婦周産期死亡調査と対応を実施し、拡大するための 5 か年計画を開発する際に、東南アジアの 11 か国の能力を強化し、支援した[116]。

E. アドヴァンォカシーと意識啓発

54. 世界・地域・国内レヴェルで、フィステュラの人間の顔を示すメディアの有力な物語、声を上げる有力なチャンピオン、パートナーとの強化された協働と調整が、産科フィステュラが忘れられていないことを保障する手助けをしてきた。UNFPA、「フィステュラをなくすキャンペーン」及びパートナーを通して、フィステュラに関する強力なメッセージの発信と重要なコミュニケーション活動を保障し、フィステュラの重荷を負った国々と世界中で意識と支援を高め、フィステュラに光を当てる一致した努力が払われた。

---

[114] UNFPA 東部・南部アフリカ地域事務所、*世界の助産師の状態: 東部・南部アフリカでの性・生殖・妊産婦・新生児・思春期の若者の保健労働力の分析*(ヨハネスブルグ、2017 年)。

[115] WHO、*対応する時: 妊産婦死亡調査と対応の世界的実施に関する報告書*(ジュネーヴ、2018 年)。

[116] WHO 東南アジア地域事務所、*妊産婦周産期死亡調査と対応に関する国の能力を強化する*、2016 年 2 月 16-18 日までのモルディヴでの盗難アジア地域会議報告書(2016 年)。

55. フィステュラ撤廃の道の達成に光を当て、勢いを強化するためにステイクホールダーを団結させるために、2017 年に、UNFPA と「フィステュラをなくすキャンペーン」は、「『持続可能な開発目標』を達成するために万人の希望、健康、尊厳を確保する: 一世代のうちに参加フィステュラをなくす」と題する高官行事を総会中に開催した。この行事は、初めて、パキスタンの Razia Shamshad が代表する最も周縁化され、「取り残されている」フィステュラ・サヴァイヴァーの団体の 1 つの声をこの高官世界フォーラムに届けた。リヒテンシュタイン国連代表部大使である Christian Braun、ガーナの保健省代表である Rita Owusu-Amankwah、国連連邦貸付連合財団総裁である Pam Agnone 及びパキスタンのフィステュラ外科医であり活動家である Shershah Syed を含め、フィステュラをなくすカギとなるチャンピオンが、全員声を上げた。フィステュラに関して意識を啓発し、この条件と闘うための積極的措置を提唱するために，映画「ドライ」が、ナイジェリアの女優であり映画製作者である Stephanie Linus によって紹介されて上映された。

56. フィステュラをなくすことに向けた世界的公約を促進するために、フィステュラをなくすためのキャンペーンが主導して、UNFPA と国際産科フィステュラ作業部会による一世代のうちにフィステュラをなくすための世界戦略を開発する呼びかけが、2017 年の *ランセット世界保健*の中で発表された[117]。「フィステュラをなくすための国際デー」である 5 月 23 日に出されたこの呼びかけは、フィステュラを根絶し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成する努力を強化することを呼びかけている 2016 年の国連の夢に基づくものである。「誰も取り残さない: 今、フィステュラをなくすことを公約しよう!」というテーマで、2018 年の「産科フィステュラをなくすための国際デー」が国連本部と世界中で記念された。このイヴェントは、産科フィステュラをなくすことが「持続可能な開発目標」の多く、特に「目標 1、3、4、5、10、17」を達成することにとっていかに重要であるかに関してアドヴォカシーと意識啓発を行うためのプラットフォームを提供した。

F. 財政支援を強化する世界的必要性

57. 国々が直面している主要な課題は、最近減少してきた妊産婦・新生児保健のための程度の低い開発援助によって複雑化された産科フィステュラに対処するための程度が不十分な国の財源である。フィステュラをなくすためのキャンペーンへの寄付も減少しており、現在のニーズに応えるには依然として全く不十分である。「キャンペーン」への寄付は、2016 年には総額 158 万ドルであったが、2017 年にはかなり減少した(45 万ドルまで)。フィステュラに対処し、フィステュラ・プログラムを支えるための国内資金を備えることを含め、資金の動員を強化することにより、この無視されている問題を矯正するために緊急に努力を倍増する必要がある。

58. フィステュラをなくす努力は、「女性・子ども・思春期の保健世界戦略(2016-2030 年)」、「H6 パートナーシップ」、「妊産婦・新生児・子ども保健ムスコカ・イニシャティヴ」、「妊産婦・新生児・子ども保健パートナーシップ」及び UNFPA の「妊産婦保健テーマ別基金」を含めたより幅広い妊産婦・新生児保健イニシャティヴに統合され、支援されている。

59. 2017 年と 2018 年に、「フィステュラをなくすためのキャンペーン」への寄付には、カナダ、ドイ

---

[117] Erin Anastasi、Lauri Romanzi、Saifuddin Ahmed、Anneka T Knuttson、Oladosu Ojengbede、Kate Grant(フィステュラをなくすキャンポーンを代表)、[一世代のうちに参加フィステュラをなくす: 夢を現実のものにする]、*ランセット世界保健*、第 8 巻、第 8 号(2017 年 8 月)。

ツ、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルグ、ポーランド、韓国、及びスウェーデン各国政府からの財政上の公約が含まれた。追加の資金が、非営利団体の UNFPA の友、UNFCU 財団、ゾンタ・インターナショナル、民間セクターの団体である GE ヘルスケアを含めた慈善財団によって寄付された。物資による寄付もその他のドナーから受領された。

60. フィステュラの予防と治療のための財政寄付と戦略的活動が、従って、良好な結果を生んだが、全世界でフィステュラをなくすためにはさらに多くが必要とされる。一世代のうちにフィステュラをなくし、「持続可能な開発目標」を達成するためには，パートナーシップが強化され、財政的公約がかなり増えなければならない。

V. 結論と勧告

61. 近年、産科フィステュラに関心を集める際に、多くの進歩が遂げられてきた。しかし、多くの深刻な課題が残っている。フィステュラが継続して発生することは、社会経済的不平等とジェンダー不平等、保健ケア制度が出産中の熟練した介添え、緊急産科ケア及び家族計画サーヴィスを含めたアクセスでき、公正で、質の高い妊産婦保健ケアを提供できないことに光を当てている。最も貧しく、最も脆弱な女性と女児が、先進国では文字通り撤廃されたこの破壊的条件に不必要に苦しむことは人権侵害である。国際社会は、保健制度を強化し、普遍的人権を確保し、「持続可能な開発目標」を達成する統合された努力の一部として、一世代のうちにフィステュラをなくすために世界的な道程表を開発することを通して緊急に行動しなければならない。

62. 強化された政治的公約、国の指導力と主体性及びさらなる資金の動員が、新しい症例を防止し、すべての既存の症例を治療することにより、フィステュラの撤廃に向けた進歩を促進するために緊急に必要とされる。フィステュラで苦しんでいる全ての女性と女児に届き、十分で持続可能な撤廃努力を保障するために、公共・民間のコミットした、複数年にわたる、国内・地域・国際協力とパートナーシップを継続する緊急の必要性がある。最高の妊産婦死亡率と罹病率を有する国々への支援を強化すために、特別な注意が払われるべきである。そうすれば、これら国々が、フィステュラ・サヴァイヴァーは貧しく、治療を受ける余裕がないことを仮定して、フィステュラ治療サーヴィスに無料のアクセスを提供することができるであろう。

63. 女性と女児の福利に悪影響を及ぼす社会的決定要因にますます重点を置いて、世界的に彼女たちの保健を改善し、女性と女児のための普遍的教育の提供、少額貸付・貯蓄・少額金融へのアクセスでの経済的エンパワーメント、法改革、暴力と差別、子ども結婚と早期結婚からの女性と女児を保護するための法的識字を含めた社会的イニシャティヴ、及び人権の推進と保護を含める促進された努力が何としても必要とされる。そのような努力は、女性と女児の安全と福利を保障し、地域社会に貢献するよう彼女たちをエンパワーするであろう。

64. 「持続可能な開発目標」で要請されているように、保健ケアへの普遍的アクセスが、産科フィステュラをなくすために、国内・地域・国際レヴェルの企画と事業プロセスに統合されることが極めて重要である。予防できる妊産婦・新生児死亡とフィステュラを含めた障害の高い割合を削減する際の助産師の重要な役割を強調しつつ、妊産婦死亡と障害を減らすために必要なカギとなる介入と 3 つの有名な対費用効果の高い介入(熟練した出産介添え、緊急産科新生児ケア及び家族計画サーヴィス」を規模拡大する緊急の必要性に関しては世界的に合意がある。

65. 加盟国と国際社会は、一世代のうちに産科フィステュラをなくす進歩を加速し、「持続可能な開発目標」を達成するために、人権に基づく取組で、以下の重要な行動を緊急にとる必要がある:

予防・治療戦略と介入

(a)十分に訓練を受けた、熟練した医療職員(例えば助産師、医師、外科医、看護師、麻酔医)を確保して、保健ケア制度の強化にもっと投資し、インフラの開発と維持の支援を提供する活動。そのような投資は、サーヴィス提供のあらゆる領域のために機能する品質管理と監視メカニズムが設置されている状態で妊産婦・新生児保健サーヴィスを改善するためのリファーラル・メカニズム、設備、供給網のために、また、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを達成する努力の一部として、保健ケア制度内で手術のための能力を強化するために必要とされる。

(b)「持続可能な開発目標」を達成すために、国内レヴェルの企画、プログラム形成、予算編成にフィステュラを組み入れることを含め、予防・治療・社会経済的再統合・フォローアップを組み入れる産科フィステュラを撤廃するための包括的で、学際的な国内戦略、行動計画及び予算を開発し、強化する行動。

(c)強化された多部門的取組を通して、フィステュラを根絶するための国内戦略、政策、行動計画を実施し監視する行動。

(d)外科手術能力を高め、基本的な救命外科手術への普遍的アクセスを推進する国内努力とパートナーを組むことを含め、国内の調整を強化し、パートナーの協働を改善するために、保健省によって主導されるフィステュラのための国内タスク・フォースを設立または強化する行動。

(e)最も遠隔の地域を含め、妊産婦・新生児保健サーヴィス、特に緊急産科新生児ケア、熟練した出産介添え、フィステュラ治療、家族計画サーヴィスを、財政的にも文化的にもアクセスできるものにするために、国内計画、政策、プログラムによって公正なアクセスとカヴァレッジを保障する行動。

(f)戦略的に選ばれた病院において、継続して利用できる統合されたフィステュラ・サーヴィスの提供を通して、必要としている全ての人々にフィステュラ・サーヴィスをアクセスできるものにし、フィステュラ・サヴァイヴァーの治療、更生、重要なフォローアップのための完全に連続する包括的ケアと支援を提供し、熟練したフィステュラ外科医のみが、ケアを待っている女性と女児のかなりの積み残しに対処する治療を提供することを保障する品質保証を伴って、訓練を受けた熟練したフィステュラ外科医とそのような病院に統合された永久的で包括的なフィステュラ・サーヴィスの利用可能性を高める行動。

(g)保健ケア施設と訓練を受けた医療職員の確立と配分を通して、特に農山漁村・遠隔地域で、完全に連続するケアへの普遍的アクセス、料金が手頃な輸送を提供する輸送セクターとの協働、地域社会を基盤とした解決策の推進と支援を保障する行動。

フィステュラ予防とケアへの普遍的アクセスのための財政支援

(h)フィステュラを含めた保健ケアへの普遍的アクセスに適切な資金が配分されことを保障して、保健ケアのための国内予算を増額する行動。

(i)困っている者全員への無料または適切に助成される妊産婦新生児保健ケアとフィステュラ治療の提

供を含め、不平等を正し、貧しい脆弱な女性と女児に届く政策とプログラムをすべてのセクターの国内予算に組み入れる行動。

(j)特に重荷を負った国々への強化された技術・財政支援を含め、一世代のうちにフィステュラをなくすための国際協力を高める行動。

(k)必要な資金が増額され、予見できるものであり、維持され、一世代のうちにフィステュラをなくすにふさわしいものであることを保障するために、公共・民間セクターを動員する行動。

再統合戦略と介入

(l)すべてのフィステュラ・サヴァイヴァーに、カウンセリング、教育、スキル開発、所得創出活動及び家族と地域社会の支援を含め、社会再統合サーヴィスへのアクセスがあることを保障する行動。

(m)その症例が治療不可能または手術不可能とされた女性と女児の特別なニーズが満たされることを保障する行動。

(n)すべてのフィステュラ・サヴァイヴァーの保健、福利、再統合を追跡する指標を含め、フィステュラを国内的に通告すべき条件にするための制度とフォローアップ・メカニズムを開発し、強化する行動。

アドヴォカシーと意識啓発

(o)フィステュラの予防、治療、社会再統合に関するカギとなるメッセージで、女性、若い人々、家族及び地域社会に効果的に届くために、メディアと学校を通して、意識啓発とアドヴォカシーを強化する行動。

(p)保健ケアへの普遍的アクセスを提唱し、支援するために若者の声が聴いてもらえることを保障し、人権を保障し、汚名と差別を減らして、地方の宗教・地域社会指導者、女性と女児、男性と男児を含め、地域社会を動員する行動。

(q)女性と女児の福利が子ども、家族及び社会の生存と健康にかなり良好な影響を与えることを認め、性と生殖に関す健康と権利を含め、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを保障する行動。

(r)フィステュラ根絶と安全な母性の提唱者として、地域社会を啓発し、動員するためにフィステュラ・サヴァイヴァーをエンパワーする行動。

(s)教育、特に初等教育後及び高等教育への普遍的アクセスを確保し、女性と女児に対する暴力をなくし、その人権を保護し、推進し、農山漁村・遠隔地の地域社会を含め、家族が女児を学校に引き留めるための革新的な奨励策によって支えられなければならない子ども結婚を禁止する法律を採択して施行する介入を強化し、拡大する行動。

(t)フィステュラを撤廃する手助けをするために、市民社会と女性団体とのつながりを開発し、かかわるための行動。

フィステュラ根絶を進めるための調査とデータ収集

(u)妊産婦・新生児プログラムの企画と実施を導くために、最新の緊急産科・新生児ケアのニーズ評価を含め、調査、データ収集、監視、評価を強化する行動。

(v)国内の妊産婦・周産期死亡調査と対応制度の一部として、国の保健情報制度内に、妊産婦・周産期死亡とニアミスの事例の定期的見直しを開発し、強化し、統合するための行動。

(w)保健省庁への産科フィステュラの組織的通報と国の登記簿への記録にための地域社会と家庭を基盤としたメカニズムを開発し、人権に基づく取組を用いて、即座の通報、追跡、フォローアップのきっかけとなる国内的に通告できる症例としてフィステュラを確立する行動。

66. 産科フィステュラを根絶するという課題には、地域社会、準国内、国内、地域及び国際レヴェルでの介入のためのかなり増額された資金提供を含め、非常に強化された努力が必要である。かなり強化された支援が、国々、国連団体、「フィステュラをなくすためのキャンペーン」及びその他の妊産婦・新生児保健を改善し、フィステュラを根絶することに献身しているイニシャティヴに提供されなければならない。

67. フィステュラ根絶は、「持続可能な開発目標」を達成するカギである。「2030 アジェンダ」の世界的ターゲットに応え、この人間の尊厳と権利に対する攻撃をなくすために、UNFPA と「フィステュラをなくすキャンペーン」は、一世代のうちにフィステュラをなくすという上に概説した行動を促進するために、世界的な道程表の開発を主導するであろう。

第 73 回総会第 3 委員会公式文書(2)に続く